

東京都建設リサイクルガイドライン
(島しょ地域版)

令和5年4月

東京都

目次

第 1 章	基本的考え方	
第 1	ガイドライン策定の目的	1
第 2	基本的考え方	1
1	建設資源循環	1
2	環境配慮	1
第 3	適用範囲等	2
1	適用範囲	2
2	位置付け	3
第 4	対象となる建設副産物等	3
第 2 章	リサイクル計画の作成等	
第 1	リサイクル計画の作成	5
1	基本(予備)・詳細(実施)設計段階	5
2	積算段階	6
3	施工段階	7
	(1)施工計画書へのリサイクル計画の記載事項	7
	(2)施工計画書の添付書類	8
第 2	建設副産物情報交換システムの活用	8
1	COBRISの機能・対象物等	9
2	発注部局の取組	10
3	受注者の取組	10
第 3 章	建設副産物の利用調整等	
第 1	建設副産物に係る利用調整等の仕組み	11
1	島しょ部会、分科会等による利用調整	11
2	搬入先決定の手順	11
第 4 章	建設リサイクル法への対応	
第 1	法に基づく事務手続等	13
1	建設リサイクル法の施行	13
2	対象建設工事	13
3	落札者等の手続	14
4	監督員等の手続	14
5	受注者の手続	15
6	下請契約における受注者及び下請負人等の手続	16
7	対象建設工事の判断	18
8	問合せ先	19
第 2	特定建設資材に係る分別解体等	19
1	法に規定する分別解体等実施義務	19
2	分別解体等に関する用語の定義	20
3	特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向	22
4	適正な分別解体等の実施	23
第 3	特定建設資材廃棄物の再資源化等	25
1	法に規定する再資源化等実施義務	25
2	再資源化等に関する用語の定義	26
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向	26
4	適正な再資源化等の実施	27

第 5 章	建設副産物の適正処理	
第 1	適正処理の取組	29
1	基本的事項	29
	(1) 関係法令の遵守	29
	(2) 建設副産物	29
	(3) 建設廃棄物の定義	29
2	建設廃棄物	29
	(1) 建設廃棄物の保管	30
	(2) 建設廃棄物の自己処理	30
	(3) 建設廃棄物の委託処理	31
	(4) 産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯	36
	(5) その他の処理完了報告	37
3	建設発生土	37
	(1) 土砂の埋立等の関係法令等の遵守	37
	(2) 搬入予定及び完了報告	37
	(3) 土砂伝票等による管理	38
	(4) 土砂等を運搬する車両の表示	38
	(5) 自然破壊行為への提供禁止	38
	(6) 行政庁の取組	38
4	運搬に当たっての環境配慮等	38
5	適正処理の確認	39
	(1) 工事現場の日常管理	39
	(2) 工事記録写真	39
第 2	有害物質等の処理	39
1	関係法令の遵守	39
2	有害物質等の処理方針	39
第 3	解体工事に関係する法令の遵守	43
1	解体工事において必要な手続	43
2	各関係法令の遵守事項	43
3	建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス	45
第 6 章	建設副産物のリサイクル等	
第 1	建設廃棄物	46
1	コンクリート塊	46
2	アスファルト・コンクリート塊	48
3	建設発生木材	49
4	その他の建設廃棄物	52
5	建設混合廃棄物	55
第 2	建設発生土	56
1	建設発生土	56
	(1) 基本方針	56
	(2) 発生抑制	57
	(3) 現場内利用	57
	(4) 工事間利用	57
	(5) 指定処分(覆土利用、公的受入地利用等の活用)	58
	(6) 有価引取(有償売却)	61
	(7) 異物除去の徹底	61
	(8) 廃棄物混じり土の取扱い	61
2	しゅんせつ土	61
第 3	汚染土壌	63
1	土壌汚染対策法及び環境確保条例(土壌汚染対策制度)の概要(平成 31 年 4 月 1 日改正後の規定によるもの)	63

(1) 土壤汚染対策法	63
(2) 環境確保条例(土壤汚染対策制度)	65
(3) 土地改変時における環境確保条例及び土壤汚染対策法の手続の関係	66
2 土壤汚染状況調査及び対策の実施(平成31年4月1日改正後の規定による)	68
(1) 汚染土壤の定義	68
(2) 土壤汚染状況調査の実施	68
(3) 対策選定の流れ	69
(4) 汚染土壤の運搬及び処分	73
(5) 自然由来等土壤の搬出について	74
(6) 搬出土壤の認定調査等	75
3 ダイオキシン類による汚染土壤	77
第7章 緑のリサイクル等	
第1 せん定枝葉等	78
1 発生抑制	78
2 再資源化等	78
第2 熱帯雨林材等	78
第3 都内産木材	80
第8章 建設グリーン調達	
第1 基本方針等	81
1 法律上の位置づけ	81
2 基本方針	81
(1) 関係法令に基づく調達	81
(2) 調達方針の作成	82
第9章 建設リサイクル実施状況の把握等	
第1 再生資源の利用(促進)状況等の報告	83
1 再生資源利用状況	83
2 再生資源利用促進状況	83
第2 建設副産物実態調査等の実施	84
1 建設副産物実態調査	84
2 緑のリサイクル実態調査	85
(1) せん定枝葉等の処理実態調査	85
3 建設グリーン調達実績調査	85
4 補足改善	85

(巻末資料)

(巻末一覧)

(注) リサイクル関係様式及び特記仕様書記載例については、必要に応じて、本土版の建設リサイクルガイドラインに掲載されているものを、そのまま使用するか、あるいは、改良して使用する。

第1章 基本的考え方

第1 ガイドライン策定の目的

「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(※)(以下「ガイドライン」という。)は、「東京都建設リサイクル推進計画」(以下「推進計画」という。)の個別計画その9(島の建設リサイクルを推進する)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定するものである。

ガイドラインは、推進計画の個別計画その9を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策(事前調査、リサイクル計画、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等をいう。以下これらの施策を「建設リサイクル推進施策」という。)の実施について必要な、各島共通の代表的な事項を定める。

都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき建設リサイクル推進施策を実施し、島しょ地域における建設資源循環の促進を図る。

※ここでいう「リサイクル」とは、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の総称である。

第2 基本的考え方

1 建設資源循環

建設資源循環を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 長期使用	○建築物や工作物の長期使用に努める。
(2) 発生抑制	○建設副産物が発生する建設工事等の施行に当たっては、まず発生抑制を徹底する。
(3) 事前調査及び利用調整等	○建設副産物が発生する場合、その対策については計画的な取組を行うものとし、毎年度、建設副産物の発生予測量などの調査を行い、この結果に基づき、現場内利用を促進するとともに、工事間利用等を促進するための利用調整を行う。
	○工事ごとにリサイクル計画を作成するとともに、リサイクルが不十分な場合はリサイクル阻害要因を明確にする。
	○有害物質及び残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う。
(4) 分別解体等及び再資源化等	○工事現場における分別解体等に当たっては、搬出先の再資源化施設の受入基準等を踏まえ、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別する。また、工事現場において発生した建設資材廃棄物は、できる限り再資源化等を行う。
	○残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う
(5) 情報システムの活用	○建設副産物の再資源化等に当たっては、建設副産物に係る情報システム等を活用する。
(6) 実態調査及び補足改善	○現場内利用、工事間利用、再資源化等の実施状況については、毎年度、実態調査を行い把握するとともに、その結果を基に、効果の大きい施策を継続し、不十分な部分を補足改善する
(7) 再生建設資材等の活用	○建設工事等で使用する建設資材には、建設副産物を再資源化することにより得られた物を活用する。

2 環境配慮

建設資源循環の促進に当たっては、発注部局が定める環境配慮指針によるほか、以下の環境配慮を行う。

(1) 適正処理及び環境配慮	○建設副産物の分別、運搬、処分等に当たっては、関係法令に基づき適正な処理を行うほか、できる限り環境に配慮する。
----------------	---

(2) 環境破壊行為の抑制	○建設副産物の現場内利用、工事間利用等に当たっては、自然環境の保全や再生に留意するものとする。特に、土砂の埋立等は関係法令に基づくもので客観的に見て妥当な目的及び利用計画があるもの、自然再生に寄与する場合等に限定して行うものとし、里山や谷戸などを破壊する行為に使用しない。
(3) 再生資源等の活用による山砂等天然材の使用抑制	○土工、基礎工、舗装工、コンクリート工等に当たっては、現場発生材や再生資源を活用することにより、貴重かつ良質な天然資源である山砂や砕石等の使用を抑制し、採取地の延命化、天然資源の温存、自然環境の保全を図る。
(4) 運搬手段の多様化の推進等	○建設副産物の運搬に当たっては、関係法令を遵守し適正かつ環境に配慮した運搬を行うほか、できる限り運搬手段の多様化を図る。
(5) 環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制	○建設工事に使用する建設資材は、環境負荷の低減に寄与する環境物品等を使用するなど建設グリーン調達を促進するとともに、原材料の調達や製造に環境破壊を伴う物、使用することにより環境に悪影響を与える物などの環境影響物品等はできる限り使用しない。また、多摩産材などを活用することや熱帯雨林材の使用抑制など木材資源利用の合理化を促進すること等により、森林など自然環境の保全、育成を図る。
(6) 汚染土壌及び有害物質等の適正処理	○汚染土壌や有害物質等が確認された場合は、関係法令を遵守して適正な運搬、保管及び処理に努める。
(7) 外来生物の拡散防止等	○建設工事等に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に規定する特定外来生物及び未判定外来生物並びに同法の対象とならない要注外来生物について、その使用抑制や駆除など予防措置を講じ、外来生物の拡散防止に努める。また、生物多様性に配慮する。
(8) 景観への配慮	○建設工事等に当たっては、自然素材の採用、外観の工夫など、景観法(平成16年法律第110号)等の関係法令や条例に基づき、景観に十分配慮する。
(9) 地球環境への配慮	○建設工事等の施工、建設副産物の運搬や処理等に当たっては、温室効果ガスの削減等、地球環境の保全に努める。

第3 適用範囲等

1 適用範囲

ガイドラインの適用範囲は以下のとおりとする。

(1) 対象工事	①ガイドラインは、都、都政策連携団体、事業協力団体及び町村発注工事(公の施設の維持管理作業等を含む。以下「都関連工事」という。)のうち、島しょ地域で施行されるものを対象とする。
	②都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。
	③都関連工事発注部局(以下「発注部局」という。)の建設副産物担当者、設計担当者、監督員及び、検査員、並びに発注部局から設計業務を受託する業者(以下「受託者」という。)、工事を請け負う建設業者又は解体工事業者(以下「受注者」という。)及び、工事監理を受託する業者は、ガイドラインを遵守し、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。

(2) 都と町村等との連携協力	○都と町村等が連携協力しつつ、ガイドラインに基づく建設リサイクル推進施策を実施する。
(3) 民間発注工事の取扱い	○民間発注工事については、「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」による取組を行うほか、関係業界等と連携し、必要に応じて建設資源循環に資する取組の推進を図っていく。

2 位置付け

ガイドラインの位置付けは、以下のとおりとする。

(1) ガイドラインの位置づけ	○ガイドラインは、推進計画の実施計画及び建設リサイクル推進施策を実施するための指針を兼ねるとともにその方法を解説する手引書であり、各島共通の代表的な事項を定めるものである。
	○推進計画と発注部局が定める基準類(仕様書類を含む。)との中間に位置するものであり、発注部局は、ガイドラインと基準類との整合を図り、建設リサイクル推進施策に即した設計、積算、施工管理等に努める。(図-1 参照)
(2) 建設グリーン調達	○ガイドラインの「建設グリーン調達」は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第4条に規定する環境物品等への需要の転換を図るための措置、第10条に規定する環境物品等の調達の推進を図るための都の方針(都発注工事における建設資材等に限定する。)、同方針に基づく環境物品等の調達の仕組み等に該当するものである。
(3) 策定及び進行管理等	○ガイドラインの策定、進行管理等は、「東京都建設副産物対策協議会」(庁内の関係10局及び1本部で組織する機関で構成し、会長は都市整備局次長、事務局は都市整備局、財務局及び建設局が担当する。以下「協議会」という。)が行う。

第4 対象となる建設副産物等

手引きの対象となる建設副産物等は、以下のとおりです。

対象となる建設副産物等	○ガイドラインの対象となる建設副産物等は、推進計画に規定するもの等であり、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等の整備、更新等に伴う副産物(建設廃棄物、建設発生土、しゅんせつ土等) ・都民生活や産業活動等に係る廃棄物処理後の副産物(一般廃棄物、上水スラッジ、下水汚泥等) ・建設資材として使用する環境物品等 ・熱帯雨林材の使用抑制、その他必要なもの
-------------	--

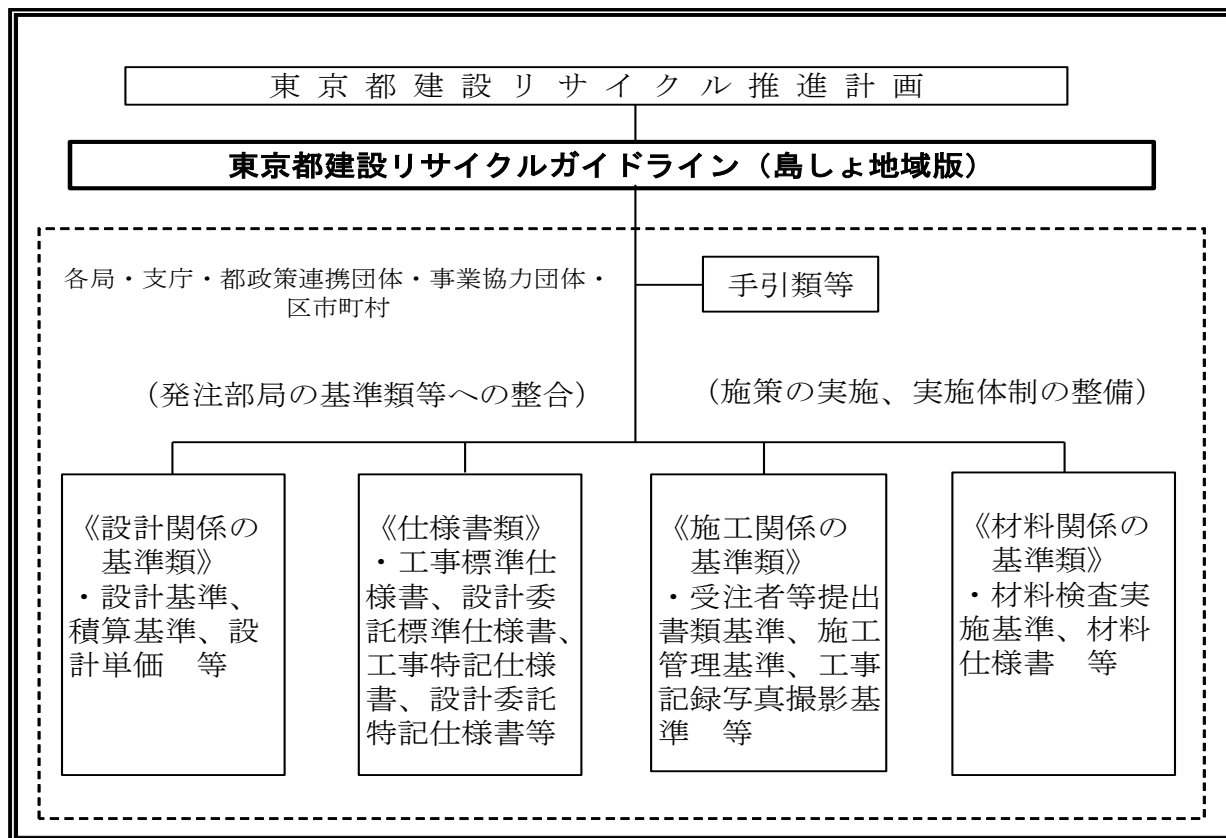


図-1 ガイドラインの位置づけ

第2章 リサイクル計画の作成等

第1 リサイクル計画の作成

建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本(予備)設計及び詳細(実施)設計段階、積算段階、施工段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等について、リサイクル計画を作成する。

発注部局は、設計委託標準仕様書又は設計委託特記仕様書等において、発注部局から設計業務を受託する業者(以下、第2章第1では設計業務受託者という。)がリサイクル計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。

また、工事標準仕様書又は特記仕様書等において、工事を請け負う建設業者又は解体告示業者(以下、第2章第1では工事受注者という。)がリサイクル計画を含めた施工計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。

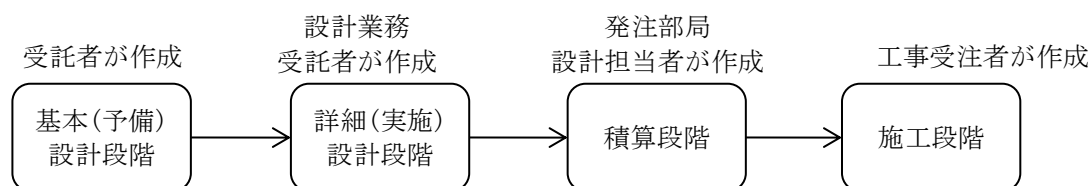


図-2 リサイクル計画作成フロー

1 基本(予備)・詳細(実施)設計段階

受託者は、設計業務委託の一環として、以下のとおり基本(予備)・詳細設計(実施)設計段階のリサイクル計画を作成する。

<p>基本(予備)設計段階の計画</p>	<p>○設計業務受託者は、「リサイクル計画書(基本(予備)設計段階)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する。</p> <p>○リサイクル計画書は下記の要件に該当するもので予定金額が100万円以上の工事の場合に作成する。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入する工事 ・砕石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・土砂(しゅんせつ土を含む)が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物が発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を搬出する工事 <p>(添付図書の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用〔促進〕計画書は、建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により作成する。 ・再生資源利用〔促進〕計画書の作成に当たっては、別途定める「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」を参考にするとよい。
<p>詳細(実施)設計段階の計画</p>	<p>○設計業務受託者は、基本(予備)設計時のリサイクル計画書の内容を踏まえ、「リサイクル計画書(詳細(実施)設計段階)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用(促進)計画書を添付する(作成方法は基本(予備)設計段階と同じ。)。また、基本(予備)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。</p>

	<p>○リサイクル計画書は下記の要件に該当するもので予定金額が100万円以上の工事の場合に作成する。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本(予備)設計段階と同じ
	<p>○設計業務受託者は、建築物の解体工事で予定金額が100万円以上の工事の場合、「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(作成方法は基本(予備)設計段階と同じ。)。また、基本(予備)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。</p>

2 積算段階

発注部局設計担当者は、設計・積算業務の一環として以下のとおりリサイクル計画を作成する。

積算段階の計画	<p>○発注部局設計担当者は、設計・積算に当たっては、予定金額が100万円以上の工事の場合には、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(積算段階)」を作成する。リサイクル計画書には再生資源利用(促進)計画書を添付する(リサイクル計画書の作成は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成する)。</p>
	<p>○基本(予備)・詳細(実施)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。</p>
	<p>○発注部局設計担当者は、建築物の解体工事の場合で予定金額が100万円以上の工事の場合、解体工事用のリサイクル計画書を作成するものとし、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(作成方法は上記と同じ。)</p>
	<p>○発注部局設計担当者は、下記の要件に該当するもので予定金額が100万円以上の工事の場合、工事の起工に当たっては、工事設計書にリサイクル計画書を添付し、建設リサイクルに対する取組内容を明確にする。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入する工事 ・碎石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・土砂(しゅんせつ土を含む)が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物が発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 ・リサイクル計画書(解体工事用)を作成した工事
	<p>○発注部局設計担当者等は、工事設計書ごとに添付したリサイクル計画書の写しについて、1年間(翌年度の4月～3月)保管し、建設リサイクル促進や進行管理等に活用する。</p>

3 施工段階

工事受注者は、施工計画書の作成に当たり、施工段階におけるリサイクル計画を記載するとともに、関係法令及びガイドラインに基づく書類を添付し、監督員に提出する。

(1) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

工事受注者は、リサイクル計画を含めた施工計画書の作成に当たっては、以下の事項を記載する。

工事概要等	○工事件名、工事場所、現場代理人名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等
建設副産物の種類、リサイクルの方法等	○建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量(現場外搬出量)、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地(工事間利用先、覆土利用先等)、処分先(再資源化施設、清掃施設等)、運搬経路及びその他
建設副産物の運搬・処理業者	○運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社、施設所在地等
現場での分別	○工事現場における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等
解体工事計画	○建築物の解体工事の場合は、解体工事業者名(建設業者名)、技術管理者氏名(主任技術者又は監理技術者氏名)、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法など
工事記録写真撮影計画(参考)	○建設副産物の処理状況を記録するため、工事記録写真の撮影計画を作成する。この場合、発注部局が定める工事記録写真撮影計画書へ記載してもよい。
	○積込状況、運搬状況(工事現場出発時)、産業廃棄物運搬車表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、再資源化施設の状況、清掃施設の状況、最終処分場の状況(直接最終処分する場合に限る。)、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等の撮影について記載する。
	○解体工事は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設や清掃施設への搬入状況等を撮影する。
	○運搬状況(工事現場出発時)の撮影に当たっては、積込状況、土質、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
	○現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
	○再資源化施設の状況や最終処分状況(直接最終処分する場合に限る。)の撮影に当たっては、施設が特定できるように撮影する。

(2) 施工計画書の添付書類

施工計画書には、以下の関係書類を添付する。

再生資源利用計画書	<p>○再生資源利用計画書は、建設資材(土砂、碎石及びアスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に必要なものである。</p> <p>○工事受注者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に必要なデータを入力して再生資源利用促進計画書を作成し2部印刷して1部を施工計画書に綴じ込み、1部を監督員に提出し、1部を工事しゅん工まで自ら保管する。</p> <p>※発注部局の判断により、簡易契約方式の工事を除外することができる。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入する工事 ・碎石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事
再生資源利用促進計画書(建設廃棄物処理計画を兼ねる)	<p>○再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に必要なものである。</p> <p>○工事受注者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に必要なデータを入力して作成、2部印刷して1部を施工計画書に綴じ込み、1部を監督員に提出し、1部を工事しゅん工まで自ら保管する。</p> <p>※発注部局の判断により、簡易契約方式の工事を除外することができる。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を1t以上搬出する工事
産業廃棄物に係る許可証の写し	○収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを添付する。ただし、中間処理後に最終処分を行う場合は中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者の許可証の写しも併せて添付する。
産業廃棄物処理委託契約書の写し	○工事受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。ただし、中間処理後に最終処分を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者と締結している契約書の写しを併せて添付する。
マニフェストの様式	○工事で使用するマニフェスト(一次マニフェスト)の様式、電子マニフェストの場合は手続方法等の資料を添付する。

※再生資源利用(促進)計画書の作成に当たっては、別途作成の「再生資源利用(促進)計画書(実施書)作成の手引き」を参考にし、適正な計画書の作成に努める。

第2 建設副産物情報交換システムの活用

「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)は、(一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が運営管理するオンラインシステムである。

このシステムは、公共工事の発注者(発注部局)、排出事業者(受注者)及び処理業者(再資源化施設等)間の情報交換により、建設副産物に係る需給バランスの確保、再資源化の着実な実施、適正処理の推進など建設資源循環に資するほか、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年

法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下、建設リサイクル法という。)、建設副産物実態調査(以下本章においては「センサス」という。)の各種書類作成作業の省力化を図ることができる。

発注部局は、COBRISを活用することにより建設資源循環を促進するとともに、関係法令等に伴う書類作成作業の簡素化を図るものとする。

1 COBRISの機能・対象物等

COBRISの主要機能、対象建設副産物、利用対象者等については、以下のとおりである。

主要な機能	○再資源化施設の検索機能 ・施設名、所在地、受入品目、受入時間等												
	○再資源化施設までの運搬距離計算機能 ・工事現場から再資源化施設までの運搬距離を計算できる												
	○受入料金登録機能(再資源化施設) ・再資源化施設は自ら受入料金情報を登録することができ、ユーザーはこの情報を検索できる												
	○受入料金登録機能(公共工事発注者) ・公共工事発注者は、自ら調査した再資源化施設の受入料金情報を登録でき、当該公共発注者のみこの登録情報を検索できる												
	○工事情報登録機能 ・発注者名、件名、工種、場所、工期、建設副産物の種類、排出量等												
	○書類作成機能(登録証明) ・建設副産物情報交換システム工事情報登録証明書												
	○書類作成機能 ・再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)												
	○書類作成機能 ・建設リサイクル法第10条に基づく届出書等												
対象建設副産物													
(5品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材 ・建設泥土 ・建設混合廃棄物 												
(付属情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土 ・改良土(第1種改良土、第2種改良土、粒状改良土、流動化処理土) 												
利用対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・発注部局 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ユーザ登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都</td> <td>本庁部局・事務所単位</td> </tr> <tr> <td>・都政策連携団体 ・事業協力団体</td> <td>団体単位</td> </tr> <tr> <td>・区市町村</td> <td>区市町村単位</td> </tr> </tbody> </table> ・受注者 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>受注者</td> <td>工事を監理できる支店・事務所単位</td> </tr> </tbody> </table> ・再資源化施設 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>再資源化施設</td> <td>施設単位</td> </tr> </tbody> </table> 	種別	ユーザ登録	・都	本庁部局・事務所単位	・都政策連携団体 ・事業協力団体	団体単位	・区市町村	区市町村単位	受注者	工事を監理できる支店・事務所単位	再資源化施設	施設単位
種別	ユーザ登録												
・都	本庁部局・事務所単位												
・都政策連携団体 ・事業協力団体	団体単位												
・区市町村	区市町村単位												
受注者	工事を監理できる支店・事務所単位												
再資源化施設	施設単位												
運営管理	○COBRISの運営管理及び問合せ先は、巻末一覧No.1												

2 発注部局の取組

発注部局は、本土の再資源化施設の利用を想定する場合、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、センサスの各種書類作成作業の省力化を図る観点などからCOBRISを活用するものとし、運用方針は以下のとおりとする。

設計・積算時点での活用	○発注部署は、必要がある場合は、設計・積算時点において、再資源化施設の検索機能や受入料金登録機能(再資源化施設)等の活用を図るものとする。
特記仕様書作成時における取組	○設計担当者は、対象建設副産物(5品目)、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物が発生する工事について、特記仕様書にCOBRISへの登録義務を明示し、契約条件とする。ただし、以下の要件に該当する場合は登録を省略することができる。 (要件) ・単価契約工事等の建設副産物発生量が微量のもの ・災害等の緊急性を要する工事・簡易契約方式の工事
資源有効利用促進法等に基づく指導	○資源有効利用促進法に基づく建設省令では、一定規模以上の工事の場合は、資源有効利用促進法に基づく建設省令で、再生資源の利用計画等の作成が義務付けられている受注者に対し、COBRISにより「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)」を作成し、監督員への提出を義務付ける。
センサスの取りまとめ	○センサスは、推進計画に基づき、推進計画に掲げた再資源化等の目標の達成状況を把握するとともに、その結果を基に補足改善を行うために毎年度実施するものである。 センサスの実施に当たっては、COBRISにより「再生資源利用〔促進〕実施書」を作成した場合には、調査票の作成・提出を省略することとし、JACICから得られる登録情報をもって調査を実施し取りまとめを行うこととする。

3 受注者の取組

受注者がCOBRISを活用する場合の運用方針は、以下のとおりとする。

施工計画作成時等における取組	○受注者は、工事請負契約を締結後、COBRISへの登録を速やかに行うものとし、施工計画作成時、変更時、工事完了時は、速やかにCOBRISにデータの入力を行う。 ○COBRISの利用に当たっては「システムの利用手引書(排出生業者用)」(JACIC作成のもの)を参考とする。
データ入力記録の提出	○受注者は、登録を行う都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出する。
再生資源利用(促進)計画書(実施書)の提出	○受注者は、COBRISにより、施工計画作成時には「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を、再資源化等完了時には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出する。
センサスにおける取組	○受注者は、COBRISにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成した場合には、センサスにおける調査票の作成・提出を省略することができる。
再資源化等報告時の取組	○受注者は、建設リサイクル法第18条第1項に基づき「再資源化等報告書」を作成するに当たり、COBRISにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、これを再資源化等報告書に添付することができる。

第3章 建設副産物の利用調整等

第1 建設副産物に係る利用調整等の仕組み

建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等は良質な建設資材として利用することが可能であり、現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用等を図る必要があることから、「島しょ地域建設副産物対策部会」（以下「島しょ部会」という。）、「事務担当者会議」、「四支庁事務担当者会議」（以下「四支庁会議」という。）、各支庁単位に設置した分科会（以下「分科会」という。）、東京都建設発生土利用調整会議（以下「利用調整会議」という。本土に運搬する場合は利用調整会議を通じて利用調整を行う。）等を中心として利用調整等を行う。

1 島しょ部会、分科会等による利用調整

以下のとおり、島しょ部会、四支庁会議、分科会が利用調整を行う。

利用調整	○島内、支庁内、支庁間における利用調整は、島しょ部会・事務担当者会議・四支庁会議、分科会において利用調整を行い、現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用等について決定する。
	○本土に係る工事間利用、公的受入機関の活用、海面処分場への搬入等における利用調整は、利用調整会議を通じて行う。
	○発注部局は、利用調整の結果に基づきいずれかの施策を実施する。

2 搬入先決定の手順

現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用等の割り振りについては、発生量調査を中心として以下の手順により行う。

利用調整対象	○島しょ地域で施行する都関連工事
優先順位	○まず発生抑制を徹底する。
	○次に、発生した場合は現場内で利用する。
	○現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用を行う。
	(建設発生土) ・工事間利用ができない場合は、陸上処分場の覆土利用(大島、八丈島に限り、受入許容量の範囲内に限る。)、公的受入地利用等を行う。 (建設廃棄物) ・工事間利用ができない場合は、再資源化施設に搬入する。 ・建設発生木材は再資源化施設がない場合は、清掃部局と協議の上、清掃施設に搬入することができる(ただし、事前に町村の清掃部局と協議の上、規定の寸法に処理する必要がある。)
	(建設発生土) ・現場内利用、工事間利用、覆土利用、公的受入地利用等に当たり仮置きが必要な場合は、関係法令等を遵守して適正に行うものとする。 ・島内で再使用・再生利用の用途がない場合は、他島又は本土において工事間利用又は、海面処分場の覆土材利用、公的受入地利用等を行う。 (建設廃棄物) ・島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用ができない場合は、他島又は本土の再資源化施設に搬出するものとする。また、最終処分が必要なものについては、本土に立地する最終処分場に搬入する。

利用調整事務局	○各分科会等、島しょ部会、利用調整会議の事務局と同じ。
---------	-----------------------------

第4章 建設リサイクル法への対応

第1 法に基づく事務手続等

1 建設リサイクル法の施行

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。ただし、本章においては「法」という。)は、平成14年5月30日に完全施行された。

また、国は、平成13年1月17日、法第3条に基づき、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を告示し、都は、平成14年5月30日、法第4条に基づき、基本方針を踏まえ、東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月30日付14都市政広第130号、平成16年6月1日付16都市政広第2号により改正。以下「東京都建設リサイクル指針」という。)を公告した。

東京都建設リサイクル指針では、都が法に基づき取り組む施策は、推進計画及びガイドラインによることとしており、都が法に基づき実施する事務手続等については、これに基づき適切に行う。

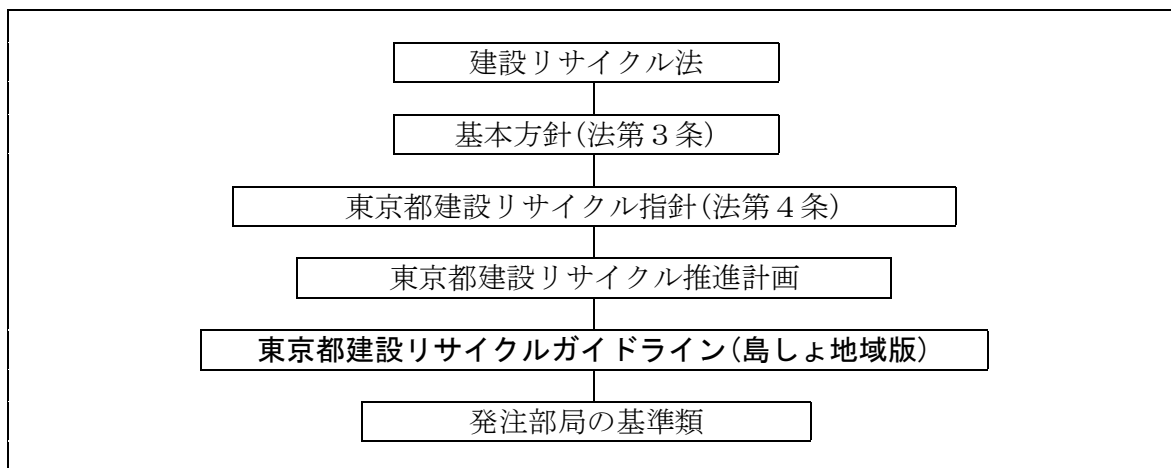


図-3 法、基本方針、実施指針等の体系

2 対象建設工事

法第9条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号、以下「政令」という。)第2条に規定された規模以上の建設工事(以下「対象建設工事」という。)の施行に当たっては、法の規定により各種の事務手続を行う。

対象建設工事の定義	①特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準以上のもの
	②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準以上のもの

※次に掲げる建設資材を特定建設資材という。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

表-1 対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計500m ²
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	工事金額1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	工事金額500万円

注1 解体工事とは、建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさす。

注2 建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準に該当する場合について対象建設工事となる。また、建築物の改築工事は、解体工事+新築(増築)工事となる。

注3 工事金額には消費税を含む。

3 落札者等の手続

落札者等が行わなければならない手続は、以下のとおりである。

①事前説明	○対象建設工事を請け負おうとする者(以下「落札者等」という。)は、法第12条第1項に基づき、特定建設資材に係る分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「説明書」に記載し、工事請負契約締結前までに、設計担当部署等へ提出する。
②請負契約の書面	○落札者等は、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号、以下「省令」という。)第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記載し、契約図書に綴り込む。 (記載事項) ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)※1 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用※2 ・なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する。

※1 解体工事に要する費用:分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含まない。

※2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用である。

4 監督員等の手続

監督員等が行わなければならない手続は、以下のとおりである。

①通知書の作成等	○監督員等は、法第11条に基づき「通知書」を作成し、工事に着手する前に、島しょ地域を所管する東京都都市整備局市街地建築部建築指導課の受理窓口(以下「受理窓口」という。)に提出する。
	○監督員等は、作成した通知書を受注者に交付して、通知書の提出を代行させることもできる。 (参考図書)
	○通知書の作成、その他の書類(説明書、告知書、法第13条の書面、再資源化等報告書等)の作成に当たっては、別途定める「建設リサイクル書類作成等の手引き(公共工事)」(東京都都市整備局のホームページに掲載)を参考にするとよい。
②届出書の作成等	○都又は区市町村の監理団体の中には、法第10条の届出の対象となる機関がある。

	<p>○この場合、監督員等は届出書を作成し、工事に着手する日の7日前までに、受理窓口に提出する。</p> <p>○監督員等は、作成した届出書及び委任状を受注者に交付し、届出書の提出を代行させることもできる。</p> <p>(参考図書) 届出書の作成、その他の書類(説明書、告知書、法第13条の書面、再資源化等報告書等)の作成に当たっては、別途定める「建設リサイクル法書類作成等の手引き(民間工事等)」(東京都都市整備局のホームページに掲載)を参考にするとよい。 また、市販の手引書「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」(編著:建設リサイクル法実務手続研究会)等を参考にすることもできる。巻末一覧No. 2</p>
③手続履行確認	<p>○監督員等は、受注者に通知(届出)書の提出を代行させた場合は、受注者から提出された通知(届出)の副本を受領するとともに、特定行政庁から交付された通知(届出)済シールを工事現場に掲示された工事標識に貼付することを指示する。また、再資源化等完了報告を受け、事務手続や再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p>

※工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業(調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など)は含まない。

(通知(届出)書の受理窓口)

巻末一覧No. 3

5 受注者の手続

受注者が行わなければならない手続は、以下のとおりである。

①通知書の提出等	<p>○受注者は、監督員等から通知書の提出の代行を指示された場合は、交付された「通知書」を、工事に着手する前に、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の受理窓口に提出する。</p> <p>○受注者は、通知書の提出を代行した場合は、特定行政庁の担当者から副本が返却されるので、これを監督員等に提出する。また、特定行政庁の担当者から通知済シールが交付されるので、これを工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付する。</p>
②届出書の提出等	<p>○受注者は、法第10条に基づく届出の対象となる工事において、監督員等から届出書の提出の代行を指示された場合は、交付された届出書及び委任状を、工事に着手する日の7日前までに、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の受理窓口(巻末資料参照)に提出する。</p> <p>○受注者は、届出書の提出を代行した場合は、特定行政庁の担当者から副本が返却されるので、これを監督員等に提出する。また、特定行政庁の担当者から届出済シールが交付されるので、これを工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付する。</p>
③再資源化等の報告	<p>○受注者は、法第18条第1項に基づき、再資源化等の完了時に、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に提出する。</p> <p>○再資源化等報告書には、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付する。</p> <p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

④技術管理者等の設置	○受注者(解体工事業者)は、解体工事の施工に当たっては、法第31条及び法第32条並びに解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業者登録省令」という。)第7条に基づき技術管理者を設置し、当該工事の施工に従事する作業員を監督させる。
	○受注者(建設業者)は、建設業法第26条に基づく主任技術者(監理技術者)を工事現場ごとに専任させる。この場合、技術管理者の設置は不要である。
⑤工事標識等	○受注者(解体工事業者)は、法第33条及び解体工事業者登録省令第8条に基づき、解体工事業者登録標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
	○受注者(建設業者)は、建設業法第40条及び建設業法施行規則第25条に基づく建設業許可標識を公衆の見やすい場所に掲示する。この場合、解体工事業者標識は不要である。
	○受注者は、特定行政庁から交付された通知(届出)済シールを工事標識に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄する。

6 下請契約における受注者及び下請負人等の手続

下請契約における受注者、下請負人等が行わなければならない手続は、以下のとおりである。

①告知	○受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、下請契約締結前の段階で、法第12条第2項の規定に基づき、法第12条第1項に基づき行った事前説明の内容(説明書の記載事項)について、「告知書」により、下請契約を締結しようとする相手方に告げる。
②請負契約	○受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第13条及び分別解体等省令第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記載し、下請契約書に綴り込む。 (記載事項) ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。) ・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載する。
	(解説) ・受注者は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、廃棄物処理法という。)第12条第3項及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第1項第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年省令第35号)第8条の4の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しない。
	○受注者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、再下請負に係る契約の当事者同士(下請負人及び再下請負人)が受注者と下請負人の契約と同様の手続を行うよう、適切に指導する。
	○受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結した場合は、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出し、確認を受ける。

③工事標識等	○下請負人(解体工事業者)は、法第33条及び解体工事業者登録省令第8条に基づき、解体工事業者登録標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
	○下請負人(建設業者)は、建設業法第40条及び建設業法施行規則第25条に基づく建設業許可標識を公衆の見やすい場所に掲示する。

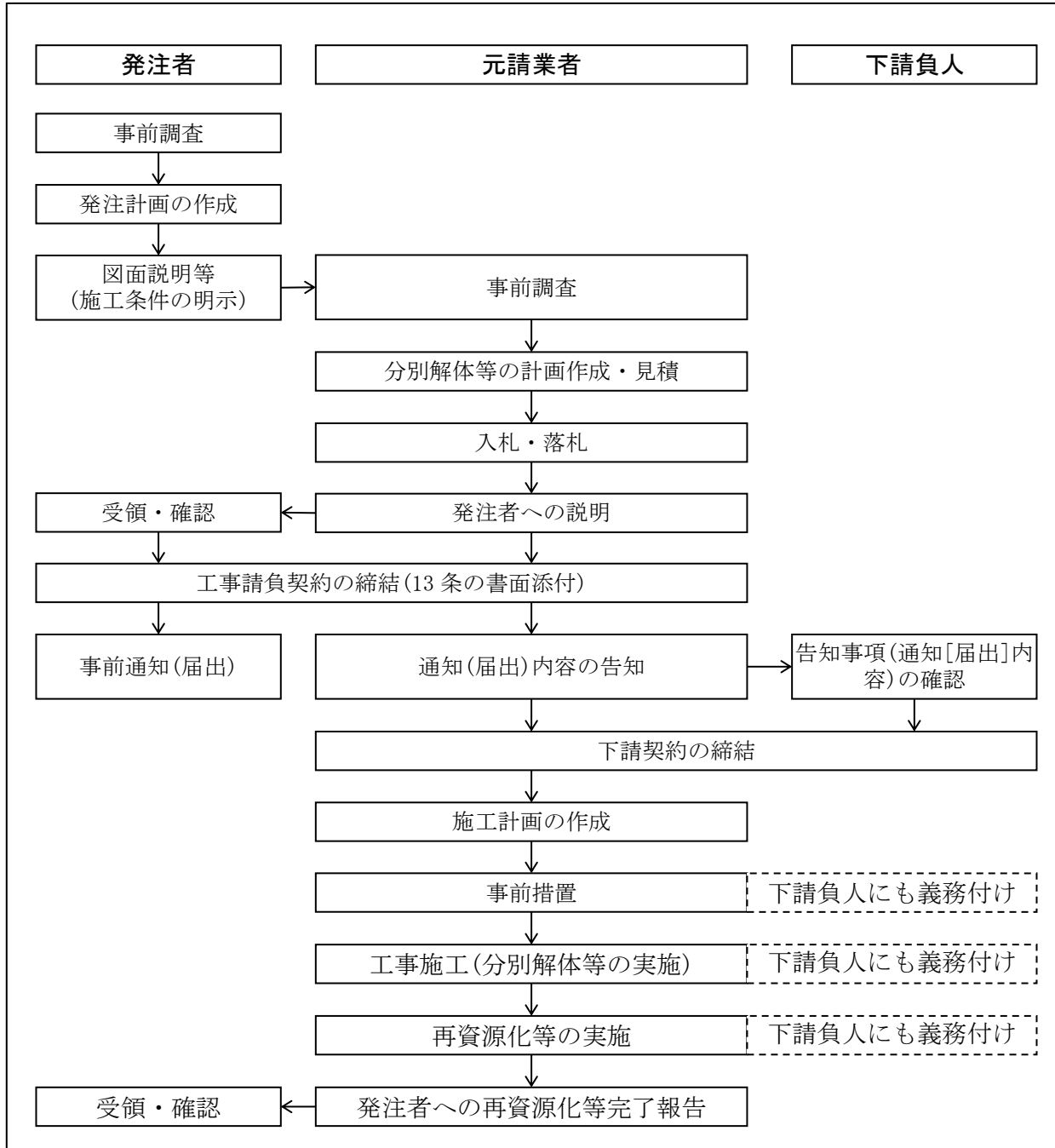


図-4 手続フロー

7 対象建設工事の判断

対象建設工事の判断は、以下のとおり行う。

①判断をする者	○当該工事が対象建設工事であるか否かの判断は、設計段階では設計者が、施工段階では監督員が行う。
②建築物以外の工作物の工事	○特定建設資材を用いた工作物の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等であるか否かの判断をする。 ○工事が1箇所に集中し分散していない場合は、当該工事の工事代金の額が500万円を超えるか否かで判断する。 ○同一路線上等で同一契約により複数の箇所を一連の工事として行う場合(道路補修工事や保線工事など)は、一連の工事当たりの工事金額で判断し、当該一連の工事の工事代金の額に相当する金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。 ○異なる場所に同一契約により1箇所50万円の看板を100箇所設置するような場合等は、一箇所当たりの工事金額で判断し、当該箇所の工事代金の額に相当する金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。

③建築物の工事			
工事の種類	発注形態	工事契約の内容	対象建設工事の規模の基準
新築工事	一括発注	建築物の新築工事(設備工事を含む)	床面積の合計500m ² 以上(設備工事を含む)
	分離発注	建築物本体の新築工事	床面積の合計500m ² 以上
		新築に伴う設備の新設	工事代金の額1億円以上
修繕・模様替等工事	一括発注	建築物の修繕・模様替等工事(設備工事を含む)	工事代金の額1億円以上(設備工事を含む)
	分離発注	建築物の修繕・模様替等工事	工事代金の額1億円以上
		設備工事(設備の維持修繕、更新、新設、撤去)	工事代金の額1億円以上
	設備単独発注※	設備工事(設備の維持修繕、更新、新設、撤去)	工事代金の額1億円以上
解体工事	一括発注	建築物の解体工事(設備工事を含む)	床面積の合計80m ² 以上(設備工事を含む)
	分離発注	設備の撤去	工事代金の額1億円以上
		建築物本体のみの解体	床面積の合計80m ² 以上

※設備単独発注工事とは、既存建築物の設備の維持修繕、更新、新設、撤去を分離発注する場合のことをいう。

・ 建築設備の定義(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3項)

三 建築設備建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
--

・ 建築設備以外の設備

建築設備以外の設備とは、建築基準法第2条第3項に規定する以外のもので、それぞれの事業目的に必要な設備(例えば、水処理設備、汚泥処理設備、焼却炉等)をいい、建築物以外の工作物に該当する。

・ 屋根のみの解体工事については、屋根の直下の階の床面積とする。柱・壁など床面積の概念がないものは、床面積をゼロとしてもよい。

④その他の事例
◎建築物本体は既に解体されており、建築物の基礎・基礎ぐいのみを解体する場合
○建築物の本体が既に解体され相当の期間が経過した後に、基礎・基礎ぐいのみを解体する場合は、基礎・基礎ぐいは建築物以外の工作物として扱い、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいに係る解体工事であって工事代金の額が500万円以上であれば対象建設工事となる。
○これは、既に建築物本体が解体されている場合には、基礎・基礎ぐいのみでは建築物とはいえないため、このような取扱いをするものである。基礎・基礎ぐいのみ解体工事を行う場合においても、建築物本体の解体工事と連続して、あるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合には、基礎・基礎ぐいについても建築物として取扱い、直上の階の床面積が80m ² 以上であり、かつ、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいであれば対象建設工事となる。
◎門・塀のみを解体する場合
○門・塀については、建築基準法の規定により建築物に付属するものについては建築物として扱うこととされている。よって、建築物に付属する門・塀については建築物として取扱い、建築物に付属しない門・塀については建築物以外の工作物として取扱う必要がある。
○建築物に付属する門・塀のみの解体工事を行う場合にはこれらが構造耐力上主要な部分に該当しないため、修繕・模様替等工事として取扱う。

8 問合せ先

①法全般に関すること、巻末一覧No. 4
②解体工事業者登録(建設業許可)に関すること、巻末一覧No. 5
③通知(届出)・分別解体等に関すること、巻末一覧No. 6
④申告・再資源化等に関すること、巻末一覧No. 7

第2 特定建設資材に係る分別解体等

1 法に規定する分別解体等実施義務

法第9条では、分別解体等の実施義務について以下のとおり規定している。

<p>第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、施工方法に関する基準(省令)に従って分別解体等をしなければならない。</p> <p>2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い行わなければならない。</p>

2 分別解体等に関する用語の定義

表-2 分別解体等に関する用語の定義

①分別解体等	<p>○分別解体等 次に掲げる行為をいう。(法第2条第3項)</p> <table border="1" data-bbox="568 371 1401 607"> <tr> <td data-bbox="568 371 1401 488">①解体工事の場合 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 488 1401 607">②新築工事等の場合 当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為</td> </tr> </table> <p>①、②いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。</p>	①解体工事の場合 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為	②新築工事等の場合 当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
①解体工事の場合 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為			
②新築工事等の場合 当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為			
②建設資材	○土木建築に関する工事(建設工事)に使用する資材をいう。		
③建設資材廃棄物	○建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。		
④特定建設資材	<p>○政令で定める次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート 		
⑤特定建設資材廃棄物	<p>○特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・建設発生木材 ・アスファルト・コンクリート塊 		
⑥建築物	○建築基準法第2条第1号で規定するものをいう。土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。		
⑦建築物以外の工作物	<p>○道路・橋・トンネルなどのように土地等に定着する工作物で建築物以外のものをいう。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工作物 ・木材の加工又は取り付けによる工作物 ・石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方による工作物 ・れんが、コンクリートブロック等による工作物 ・形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによる工作物 ・機械器具の組立て等による工作物 ・浮き栈橋 ・現場で製作するブロック、桁、ケーソン等 ・その他これらに類する工作物 		
⑧解体工事(建築物)	○建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。		

	<p>○対象建設工事となる建築物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第3号)の全部又は一部について、床面積の合計で80m²以上を解体する工事である。</p> <p>○構造耐力上主要な部分を解体する工事であっても、柱・壁等床面積の測定できない部分のみを解体する場合は、床面積をゼロとしてもよい。</p> <p>○建築物の一部を解体する工事であっても、構造耐力上主要な部分の解体を行わない工事については、建築物の修繕・模様替等工事として取扱う。</p> <p>○主たるほかの工事の実施に伴う附帯工事として構造耐力上主要な部分を解体する場合であっても、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第3号)の全部又は一部について、床面積の合計で80m²以上を解体する工事であれば、対象建設工事となる。</p> <p>○法第21条による解体工事業者登録の必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物を除却するために行うものである(建築物本体は床面積の減少するもの、その他のものについてはこれに準じた取扱いとする)。ただし、主たるほかの工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録は必要ない。</p>
⑨解体工事 (建築物以外の工作物)	<p>○建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。</p> <p>○対象建設工事となる建築物以外の工作物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物以外の工作物に関する解体工事であって、工事代金の額が500万円以上となる工事である。</p> <p>○法第21条による解体工事業者登録の必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物以外の工作物を除却するために行うものである。ただし、主たるほかの工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録は必要ない。</p>
⑩新築工事等	<p>○建築物の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築とは、更地に新たに建築物等を建てる工事をいう。 ・増築とは、同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増大させる工事をいう。
⑪修繕・模様替等工事	<p>○建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕とは、同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させる工事をいう。 ・模様替とは、建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ工事をいう。

表-3 特定建設資材に該当する具体的な資材の代表事例

PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート・鉄筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し成形版)	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・クラッシュラン・再生クラッシュラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(MDF)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品等)		×	
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	

○：特定建設資材 ×：特定建設資材ではないもの

※金属のみで構成された工作物(H鋼、鋼桁、アルミ高欄など)は特定建設資材ではないが、特定建設資材(コンクリート等)に埋め込み、固定等されており、一定規模以上の工事であれば対象建設工事となる。

出典：建設リサイクル法実務手続研究会 改訂5版 建設リサイクル法に関する事務処理の手引き(案)

3 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下とおりとする。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。
②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。

③適正な分別解体等

特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。)第2条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。

4 適正な分別解体等の実施

受注者は、法第9条及び施行規則第2条に基づき、事前調査、分別解体等の計画、措置、適正な分別解体等を実施する。

適正な分別解体等の詳細は、以下のとおりとする。

①事前調査(施行規則第2条第1項第1号)

受注者は、施行規則第2条第1項第1号の規定により、法第12条第1項に基づく発注者への事前説明の前に事前調査を行う。

- ・対象建設工事に係る建築物等及びその周辺の状況に関する調査
- ・分別解体等をするために必要な作業を行う場所に関する調査
- ・対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路に関する調査
- ・残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。)の有無に関する調査
- ・吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無に関する調査
- ・その他対象建築物等に関する調査

②分別解体等の計画(施行規則第2条第2項)

受注者は、施行規則第2条第1項第2号の規定により、事前調査の結果に基づき、分別解体等の計画を作成する。また、この計画には、施行規則第2条第2項の規定により以下の事項を記載する。

- ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の種類
- ・事前調査の結果
- ・事前措置の内容
- ・解体工事の場合は、工事の工程の順序、工程ごとの作業内容、分別解体等の方法及び工程順序が規定どおりできない場合の理由
- ・新築工事等の場合は、工事の工程ごとの作業内容
- ・解体工事の場合は、対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
- ・新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み、特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- ・分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

③事前措置(施行規則第2条第1項第3号)

受注者は、施行規則第2条第1項第3号の規定により、分別解体等の計画に従い、事前措置を講ずる。

- ・作業場所及び搬出経路の確保※1、※2
- ・残存物品等の搬出の確認※3
- ・付着物の除去※4
- ・その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置

④工事施工(施行規則第2条第1項第4号)
 受注者は、施行規則第2条第1項第4号の規定により、分別解体等の計画に従い、工事を施工する※5

○建築物に係る解体工事の工程

施行規則第2条第3項、第4項の規定により、次の順序で施工する。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
 分別解体等の方法は、施行規則第2条第6項の規定により、①手作業、②手作業及び機械による作業のいずれかの方法で行う。

順序	方法
・ 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装材、構造耐力上主要な部分を除く)の取り外し ・ 内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。	手作業
↓	
・ 屋根ふき材の取り外し	手作業
↓	
・ 外装材、構造耐力上主要な部分(基礎、基礎ぐいを除く)の取り壊し	手作業又は 手作業及び機械作業
↓	
・ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業又は 手作業及び機械作業

○建築物以外の工作物の解体工事の工程

施行規則第2条第5項の規定により、次の順序で施工する。
 分別解体等の方法は、施行規則第2条第6項の規定により、①手作業、②手作業及び機械による作業のいずれかの方法で行う。

順序	方法
・ さく、照明設備、標識その他の工作物に付属するものの取り外し	手作業又は 手作業及び機械作業
↓	
・ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し	手作業又は 手作業及び機械作業
↓	
・ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業又は 手作業及び機械作業

※1 作業場所及び搬出経路の確保とは、以下の例のようなことをいう。

(作業場所の確保の例)

- ・ 建設資材廃棄物を分別する空地が不足しているため隣地を借用する。
- ・ 立木の除去を行う。
- ・ 着手と同時に構造物の一部を撤去し、作業場所を確保する。
- ・ 敷地が狭いため道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得る。

(搬出経路確保の例)

- ・ 搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する。
- ・ 鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する。
- ・ 前面道路の幅員が狭いため2トントラックにて搬出する。

※2 作業場所及び搬出経路の確保に当たって、公益企業による電気・電話・通信・水道・下水・ガス等の遮断、公益企業による施設の切り回しや防護・仮設引き込み、道路使用許可の取得、隣地の土地賃貸借契約、各種行政手続等が必要な場合はこれらを含む。

※3 残存物品とは、家具、家電製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン(室外機含む)等)、パソコン、寝具、衣

料、食器、文房具、玩具、食品等のことをいう。また、PCB含有廃棄物(トランス・コンデンサ・蛍光灯安定器等)等の有害物質、冷媒フロンが含まれる機器(業務用エアコン・冷凍機等)などが残されている場合には、それぞれの法令に準じて処理が必要である。なお、家電製品のうち、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づき処分し、パソコン、蓄電池については、資源有効利用促進法に基づくメーカーの回収システムに引き渡す必要がある。

※4 付着物とは、アスベスト含有製品(吹付け石綿、ビニール床タイル等)、木毛セメント板・木片セメント板(張り付け)、発泡ポリスチレン板(張り付け)、発泡ウレタン断熱材(吹き付け)等のことをいう。

※5 解体工事における「建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ」とは、新築工事や修繕・模様替工事等の際に工事現場に搬入され、工事目的物を造るために使用された資材をその材質に応じて種類ごとに分別しながら解体することをいう。建設資材には、木材、金属(釘、かすがい、ネジ等)、コンクリート等のように材料の形態で工事現場に搬入され、加工、接合、打設等するもののほか、工場で製造された製品の状態で工事現場に搬入され、その場で組み立て(取り付け)られるもの(アルミサッシ、ユニットキッチン、ドア・障子・襖などの建具、フローリング材、畳など)がある。これらの製品は、解体工事においては、新築工事や修繕・模様替等工事の際に工事現場に搬入された状態又は搬入する再資源化施設が求める状態まで解体すればよく、組み立て(取り付け)時と逆の工程により取り除かれることとなる。このほかにも、工場で複数の建設資材を組み合わせて製造されたもの(ユニット住宅のユニット単体等)があるが、このような資材については、原則として組み合わせられた資材ごとに分別解体等(ユニットをさらに部品ごとに分解する。)をしなければならない。なお、この場合において分別解体等を行わなければならない場合は、当該ユニット単体等が廃棄物に該当する場合であり、有価物(リース、有価引取、移築の場合等)である場合にはユニット単位に分別したものをさらに分解する必要はない。ただし、ユニット単体以外の接合部分等の有価物にならない部分については、適正に分別解体等を行わなければならない。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等

1 法に規定する再資源化等実施義務

法第16条では、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務について、以下のとおり規定している。

第16条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行わなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離の基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

(政令)

第4条 法第16条ただし書きの政令で定めるものは、木材が廃棄物となったものをいう。

(施行規則)

第3条 法第16条の主務省令で定める距離に関する基準は、50キロメートルとする。

第4条 法第16条の主務省令で定める場合は、対象建設工事の現場付近から指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設までその運搬の用に供する車両が通行する道路が整備されない場合であって、当該指定建設資材廃棄物の縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化(運搬に該当するものに限る。)に要する費用の額より低い場合とする。

2 再資源化等に関する用語の定義

表-4 用語の定義

①再資源化	○再資源化の定義 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む。)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
	・資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にすること。
	・燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
	○熱を得ることに利用 「熱を得ることに利用すること」とは、建設資材廃棄物を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることであり、得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること(ボイラーの熱源、温水利用、セメント助燃材等)や、熱エネルギーを用いて発電を行い、その電力を使用・販売することが含まれる。
	○廃棄物の焼却 焼却は、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン特措法」という。)等の基準に適合した焼却炉でのみ可能である。小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野焼きを行ってはならない。
○再資源化の完了 再資源化の完了する時点としては、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設に持ち込んだ段階ではまだ再資源化したことにはならない。再資源化をするための施設において再資源化の行為が完了した時点において再資源化が完了したことになる。 ただし、再資源化されたものが、その後、資材や原材料として再利用され、又は熱利用されることを、事業の運営状況から適切に判断する必要がある。再利用又は熱利用を前提としない行為は再資源化とはいえない。	
②縮減	○縮減の定義 建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、運搬を含む。その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等(廃棄物処理法上の処理行為として処理基準に従った行為)がある。
	○縮減の完了 縮減が完了する時点としては、指定建設資材廃棄物である建設発生木材の焼却等が、廃棄物処理法の基準に適合した方法により行われ、適正に完了した時点である。
③再資源化等	○再資源化及び縮減をいう。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりとする。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実にを行い、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。

<p>②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。</p>
<p>③分別解体等困難物 法第9条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。</p>
<p>④再資源化の原則 島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用により再資源化を行う。また、建設発生木材でこれらの方法によることができない場合には清掃施設の活用により再資源化又は縮減(建設発生木材を熱利用(回収)できない清掃施設に搬入した場合)を行う。 なお、島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用ができない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設・清掃施設、若しくは海面処分場において再資源化又は縮減する。</p>

4 適正な再資源化等の実施

特定建設資材廃棄物の再資源化等は、以下のとおり適正に実施する。

<p>①自ら利用(現場内利用等)による場合</p> <p>○設計図書に自ら利用(現場内利用等)により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。</p> <p>○契約条件として明示がないのに受注者が勝手に自ら利用することは認められない。 ・加工方法、加工量、利用用途、品質基準、利用箇所等を明示する。 ・加工に要する費用を計上する。 ※「自ら利用」とは、特定建設資材廃棄物を有用物(特定建設資材廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理し、占有者(特定建設資材廃棄物が発生する工事の受注者)が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも利用が可能である。</p> <p>○再資源化等の完了時期は、現場内等での利用が完了した時点とする。</p>
<p>②個別指定(工事間利用)による場合</p> <p>○設計図書に個別指定(工事間利用)により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。</p> <p>○契約条件として明示がないのに受注者が勝手に工事間利用することは認められない。 ・加工方法、加工量、利用用途、品質基準、受入工事等を明示する。 ・加工及び運搬等に要する費用を計上する。 ※「個別指定による工事間利用」とは、廃棄物処理法に基づき個別指定制度により都道府県知事の指定を受けて、工事間で特定建設資材廃棄物を有用物(特定建設資材廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理したものを利用することをいう。</p> <p>○再資源化等の完了時期は、受入側工事での利用が完了した時点とする。</p>
<p>③再資源化施設の活用による場合</p> <p>○設計図書に再資源化施設の活用により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。 ・搬出量、再資源化施設に搬入し再資源化しなければならないこと、等を明示する ・再資源化施設の受入料金、運搬費等を計上する。 ※選択する再資源化施設は、客観的に見て破碎等の処理が完了の後販売等され、建設資材等として再び利用されることが確実な製品等を製造している施設でなければならない。 また、再資源化施設とユーザーである建設業者等との間に、社会通念上の常識に照らして適正かつ恒常的な商取引が現に存するものでなければならない</p>

○再資源化の完了時期としては、委託処理の場合は、特定建設資材廃棄物が再資源化施設に搬入され、保管の後、破碎等の処理(破碎、粒度調整、異物除去、補足材添加等)が完了し、資材又は原材料として利用することができる状態、若しくは熱を得ることに利用することができる状態になった時点とする。ただし、販売等の後、ユーザーである建設業者等の手に渡り工事現場などで再び利用されること又は熱を得ることに利用されることを前提としたものでなければならない。単に破碎処理等を行い、保管や放置された状態は再資源化とは認められず、保管や放置されたものは廃棄物である。

第5章 建設副産物の適正処理

第1 適正処理の取組

1 基本的事項

(1) 関係法令の遵守

建設副産物は、以下に示す関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再生利用するとともに、その処理に当たっては適正処理に努める。

表－5 関係法令、要綱及び指針等の例

<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法 ・「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成15年7月1日15都市政広第231号都市計画局長決定） ・建設業法（昭和24年法律第100号） ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号） ・廃棄物処理法 ・建設廃棄物処理指針（平成22年3月30日環産廃第110329004号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」） ・資源有効利用促進法

(2) 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のほか、建設泥土、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

これらは、廃棄物処理法により、廃棄物として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられる。また、廃棄物として定義されるが原材料として利用可能性があるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や金属くずなどがある。（巻末-13 巻末資料の「建設副産物の種類」を参照）

(3) 建設廃棄物の定義

建設廃棄物とは、建設副産物のうち、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。）に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

産業廃棄物は、廃棄物処理法第2条第4項第1号で、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされ、さらに廃棄物処理法施行令第2条で14品目が指定されている。

2 建設廃棄物

都関連工事から発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に収集運搬及び処分を行う必要がある。ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物処理法及び建設廃棄物処理指針、建設業法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき適正に行わなければならない。

また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正な収集運搬及び処分の詳細については、東京都環

境局が発行している手引類を参照するとよい。

- 「建設廃棄物を適正に処理するために」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）
- 「産業廃棄物の適正処理のために」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）：パンフレット
- 「産業廃棄物適正処理ガイドブック」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）：小冊子

（問合せ先）巻末一覧 No. 8

（販売所）巻末一覧 No. 9

（1）建設廃棄物の保管

①廃棄物処理法に基づく保管	○建設廃棄物を工事現場内に保管する場合は、廃棄物処理法第12条第2項の規定に従い適正に保管する必要がある。
①保管の場所	○周囲に囲いが設けられていること。 ○見やすい場所に、掲示板が設けられていること。 (掲示内容) ・産業廃棄物の保管の場所である旨(特別管理産業廃棄物である場合は、特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨) ・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨明示すること) ・保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先 ・屋外で建設廃棄物容器を用いずに山積み保管する場合は、最大保管高・最大保管量
③保管の場所における措置	○汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆う ○屋外で容器を用いずに建設廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守る。 ○その他、建設廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発生しないような措置を講じる。
④害虫対策	○保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにする
⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る措置	○保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。 ○覆いを設けること、梱包すること等の飛散防止のために必要な措置を講じる。
⑥事業場外保管場所の届出	○建設廃棄物の排出事業者(元請業者)が工事現場以外に300m ² 以上の建設廃棄物の保管場所を設ける場合には、都に届出が必要になる。

注) 工事現場とは別の場所で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に規定する保管基準に従い、適正に保管する必要がある。

（2）建設廃棄物の自己処理

産業廃棄物である建設廃棄物の運搬及び処分に当たっては、「自己処理」により行う場合と「委託処理」により行う場合がある。自己運搬及び自己処分を行う場合には、廃棄物処理

法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に従い、以下の方法により適正に行う必要がある。

①自己運搬
受注者(元請業者)が自己運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。
○自己運搬できるのは、元請業者だけであり、下請負人に自己運搬させることはできない。
○建設廃棄物が飛散・流出しないよう注意する。
○悪臭・騒音・振動によって生活環境を悪化させないように、必要な措置を講じる。
○石綿含有産業廃棄物の運搬は、破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と区分して行う。
②自己処分
受注者(元請業者)が自己処分する場合には、産業廃棄物処分業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。
○都関連工事においては、自己処分は、設計図書において条件明示がされ、自ら利用又は個別指定による工事間利用等を行うことが契約条件となっている場合に限定する。
○自己処分を行うための施設を設置する場合において、廃棄物処理法第15条に規定された施設を設置する場合は、知事の許可が必要である。

(3) 建設廃棄物の委託処理

建設廃棄物を自己運搬又は自己処理しないで他人に委託する場合には、廃棄物処理法第12条第5項、第6項及び第7項の規定に従い、収集運搬業又は処分業の許可を受けた業者等に委託する。

①委託の基準
○受注者は、収集運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物収集運搬業者又はその他環境省令で定める者に委託する。
○受注者は、処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物処分業者又はその他環境省令で定める者に委託する。
○受注者は、建設廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法第12条第6項に規定された基準に従う。
(委託の基準)
・収集運搬にあつては、収集運搬の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
・処分にあつては、処分の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
・廃棄物処理法で定められた内容の書面により契約すること。
○受注者は、委託処理する場合は、廃棄物処理法第12条第7項に基づき、当該建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める。
②委託契約書の記載事項
○運搬のみを委託する場合は、下記の「共通の記載事項」及び「運搬の記載事項」を、処分のみを委託する場合は、「共通の記載事項」及び「処分の記載事項」を、運搬及び処分を委託する場合は、「共通の記載事項」、「運搬の記載事項」及び「処分の記載事項」を記載する。

<p>○共通の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者で、委託する産業廃棄物が事業の範囲に含まれているものであることを証する書面(許可証、認定書、指定証、再生事業者登録証明書などの写し)の添付 ・産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿 ・委託契約の有効期間 ・委託者が受託者に支払う料金 ・受託者の事業範囲(許可業者の場合) ・産業廃棄物の性状に関する事項 ・ほかの産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨 ・その他産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 ・委託契約の有効期間中に産業廃棄物の性状、荷姿、性状の変化に関する情報に変更があった場合のその情報の伝達方法に関する事項 ・受託業務終了時の委託者への報告に関する事項 ・契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項
<p>○運搬の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬の最終目的地の所在地 ・積替又は保管を行う場所の所在地※ ・積替又は保管できる産業廃棄物の種類※ ・積替のための保管上限※ ・積替又は保管をする場所において安定型産業廃棄物とほかの廃棄物を混合することの許否等に関する事項※ <p>※保管積替の許可を持っている収集運搬業者に限る</p>
<p>○処分の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分又は再生の場所の所在地 ・処分又は再生の方法 ・処分又は再生の処理能力 ・最終処分の場所の所在地 ・最終処分方法 ・最終処分の処理能力
<p>③委託契約書の詳細等</p>
<p>○委託契約書の様式、記載方法、記入例等については建設業団体等が発行している手引類を参照するとよい。</p> <p>(手引類の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」(建設九団体建設副産物対策協議会) 販売所 巻末一覧 No. 10
<p>○東京都環境局のホームページにおいても「モデル契約書」が掲載されている。</p>
<p>④収集運搬業者及び処分業者の選択</p>
<p>○収集運搬業者は以下の方法により探すことができる。出発地と到着地両方の都道府県又は政令指定都市、中核市等の許可が必要なので注意を要する。</p> <p>(東京都許可業者)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に掲載されている。(https://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx) ・業界団体に問い合わせが可能。巻末一覧 No. 11
<p>(ほかの道府県等による許可業者)</p>
<p>巻末一覧 No. 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほかの道府県等によっては、ホームページ等で調べることができるところもある。

<p>○東京都が進める「第三者評価制度」で認定された優良認定事業者(産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル)をできる限り選定する。 (優良認定事業者)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報は、都のホームページ又は評価機関である(公財)東京都環境公社のホームページを参照のこと。 <p>(都) https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/recognition_system.html</p> <p>(公社) https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/certification</p>
<p>⑤産業廃棄物管理票(マニフェスト) 建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託処理する場合には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき、受注者は産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付する。</p>
<p>○一次マニフェストと二次マニフェスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次マニフェスト 受注者(排出事業者)が交付するマニフェスト ・二次マニフェスト 中間処理業者が交付するマニフェスト
<p>○マニフェストの留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストは、建設廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、建設廃棄物を受託者に引き渡す際に交付する。 ・マニフェストの写し(B2、D、E票)は、送付を受けた日から5年間保存する。控え(A票)についても、写しと内容を照合確認した上で、一緒に保存する。 ・マニフェスト交付者は、①交付の日から90日(特別管理産業廃棄物については60日)以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、②180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、③規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した建設廃棄物の運搬・処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、30日以内に知事へ措置内容等報告書を提出する。
<p>○マニフェストの記載事項(排出事業者)：マニフェストの控え(排出事業者用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の種類及び数量 ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 ・マニフェストの交付年月日及び交付番号 ・氏名又は名称及び住所 ・建設廃棄物を排出した事業場(工事)の名称及び所在地 ・マニフェストの交付を担当した者の氏名 ・運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が建設廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地 ・建設廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業者(処分の委託者が紙マニフェスト使用者である場合)にあつては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号 ・中間処理業者(処分の委託者が電子マニフェスト使用者である場合に限る。)にあつては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

<p>○マニフェストの記載事項(収集運搬受託者)：運搬終了票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 ・積替え又は保管の場所において受託した建設廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の拾集を行った場合には、拾集量
<p>○マニフェストの記載事項(処分受託者)：処分業者の保存票又は最終処分終了票(処分が中間処理の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 <p>(処分が最終処分の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 ・最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨(中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これを基に一次マニフェストの最終処分票に下記の事項を記載する。) ・最終処分が終了した旨 ・最終処分を行った場所の所在地 ・最終処分が終了した年月日
<p>⑥マニフェストの詳細等</p>
<p>○マニフェストは、環境省令(廃棄物処理法施行規則第8条の21第2項)により様式が定められている。</p>
<p>○環境省令に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが発行されており、当該工事における運搬・処理形態に適合するものを選択するとよい。(市販のマニフェスト及び手引き類の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設九団体副産物対策協議会のマニフェスト <ul style="list-style-type: none"> 「建設系廃棄物マニフェスト」 「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」 販売所 巻末一覧 No. 13 ・公益社団法人全国産業資源循環連合会 <ul style="list-style-type: none"> 「建設廃棄物用マニフェスト」 「産業廃棄物用マニフェスト」 「一目でわかるマニフェストの書き方」(CD-ROM) 「産業廃棄物適正処理実務のポイント」 「マニフェストシステムがよくわかる本」 販売所 巻末一覧 No. 14 公益社団法人全国産業資源循環連合会 巻末一覧No. 15
<p>○電子マニフェストの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の(紙)マニフェストに対し、電子マニフェストは、情報管理の合理化や産業廃棄物の取扱いの透明性などにメリットがあることから、電子マニフェストの利用を促進する。 ・電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下情報処理センターという。)と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理するしくみ(廃棄物処理法第12条の5)。

<p>○電子マニフェストの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト情報を情報処理センターが管理・保管するため、マニフェストの保存が不要となる。 ・パソコンで廃棄物処理の状況を確認できる。 ・マニフェストの記載漏れがなくなる。 ・処理終了確認期限が近づくと自動的に通知される。 <p>※利用する場合、排出事業者、収集運搬事業者及び処分業者が全て情報処理センターに加入する必要がある。</p> <p>情報処理センター 巻末一覧 No. 16</p>
<p>⑦ マニフェストによる適正処理完了報告</p>
<p>○マニフェストの提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、マニフェスト(収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合は、A、B2、D、E票。2社の場合はB1票も必要。写しでもよい。)を監督員に提示する。 ・電子マニフェストの場合は、廃棄物の処理が終了したときに自動通知された電子情報について、受注者がプリントアウトしたもの(写しでもよい。)を提示する。
<p>○集計表の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、受注者が発行した、マニフェストの枚数、現場から中間処理施設に搬出した廃棄物の数量及び運搬日が把握できるように集計表を作成し監督員に提出する。
<p>⑧ マニフェストの処理フローの例(収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合)</p>
<p>The diagram illustrates the waste management process flow, divided into '一次マニフェスト' (Primary Manifest) and '二次マニフェスト' (Secondary Manifest). It shows the flow of waste and information between '排出事業者' (Disposer), '収集運搬業者' (Collector/Transporter), '中間処理業者' (Intermediate Processor), and '最終処分・再生業者' (Final Disposal/Recycling). The flow is as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次マニフェスト (Primary Manifest): <ul style="list-style-type: none"> ① 排出事業者 (Disposer) issues manifests A, B1, B2, C1, C2, D, E (at disposal time) to 収集運搬業者 (Collector/Transporter). ② 収集運搬業者 (Collector/Transporter) issues manifest A to 排出事業者 (Disposer). ③ 収集運搬業者 (Collector/Transporter) issues manifests B1, B2, C1, C2, D, E (at transfer time) to 中間処理業者 (Intermediate Processor). ④ 中間処理業者 (Intermediate Processor) issues manifests B1, B2 to 収集運搬業者 (Collector/Transporter). ⑤ 収集運搬業者 (Collector/Transporter) issues manifest B2 to 排出事業者 (Disposer) (at collection/transport time). ⑥ 中間処理業者 (Intermediate Processor) issues manifest C2 to 収集運搬業者 (Collector/Transporter) (at disposal completion time). ⑦ 中間処理業者 (Intermediate Processor) issues manifest D to 排出事業者 (Disposer) (at disposal completion time). ⑧ 中間処理業者 (Intermediate Processor) issues manifest E to 排出事業者 (Disposer) (at final disposal completion confirmation time). 二次マニフェスト (Secondary Manifest): <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 中間処理業者 (Intermediate Processor) issues manifests A~E to 収集運搬業者 (Collector/Transporter). ⑩ 収集運搬業者 (Collector/Transporter) issues manifests B1~E to 最終処分・再生業者 (Final Disposal/Recycling). ⑪ 最終処分・再生業者 (Final Disposal/Recycling) issues manifests B1, B2, C2 to 収集運搬業者 (Collector/Transporter). ⑫ 収集運搬業者 (Collector/Transporter) issues manifests A, B, C to 中間処理業者 (Intermediate Processor).
<p>⑨ マニフェスト交付状況報告</p>
<p>○マニフェスト交付者は、マニフェストの交付状況を毎年(6月30日までに)現場(廃棄物の排出場所)を管轄する都道府県知事又は政令市長に報告しなければならない(廃棄物処理法第12条の3第7項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告様式は、環境省令(廃棄物処理法施行規則第8条の27)で規定されており、年間で委託した産業廃棄物の種類、数量、マニフェストの枚数、委託した処理業者に係る事項、運搬先・処分場所を記載することになっている。
<p>○電子マニフェストを利用した処理委託分については、情報処理センターから都道府県知事及び政令市長にマニフェスト情報が報告されるので、マニフェスト交付者から都道府県知事又は政令市長への報告は、不要となる(廃棄物処理法第12条の5第1項、第8項)。</p>

(4) 産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯

産業廃棄物を収集又は運搬するときには、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けておくことが義務付けられている。

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も義務付けの対象となる。

(表示の方法) ・ 運搬車の車体の両側面に、鮮明に表示する。 ・ 識別しやすい色の文字で表示する。 ・ 文字の大きさ(以下を参照)		
車体に表示する内容および備え付ける書面(施行規則第7条の2)		
	事業者(自ら運搬する場合)	産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
車体へ表示する内容	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②排出事業者の氏名又は名称	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②許可業者の氏名又は名称 ③統一許可番号(下6けた)
備え付ける書面	○以下の内容を記載した書面 ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ②産業廃棄物管理票(マニフェスト) ・ なお、電子マニフェストを使用する場合には、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報 ③以下の内容を記載した書面 ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・ 委託者の氏名又は名称 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先
表示例	<div style="text-align: center;"> <p>産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記 140ポイント以上の大きさの文字 ※</p> <p>4.9cm以上 \updownarrow 産業廃棄物収集運搬車</p> <p>3.2cm以上 \updownarrow 氏名又は名称 事業者(許可業者)の氏名又は名称(許可業者の場合は許可証記載のもの) 90ポイント以上の大きさの文字</p> <p>3.2cm以上 \updownarrow 許可番号 第123456</p> <p>許可業者の場合のみ記載 統一許可番号(下6けた) 90ポイント以上の大きさの数字 ※</p> </div>	
※JIS Z 8305で規定されている大きさ(1ポイント=0.3514mm)を1mm単位で四捨五入した数値		

	<p>(表示方法に関する注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示する。 ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。 ・やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用する。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにする。 ・文字、数字には、車体やステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いる。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにする。汚れ等が付着した場合は、直ちに取り除く。
--	---

(5) その他の処理完了報告

マニフェストを交付する必要がない場合における適正処理の確認については、以下のとおり行う。

①「リサイクル伝票」による確認	<p>受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」を監督員に提示する。</p> <p>その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。(具体的には、再生利用認定制度や個別指定制度等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。)</p>
②「リサイクル証明書」による確認	<p>受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合であって、法的なマニフェストの交付が不要な施設で再生を行うときは、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい。)を監督員に提示する。</p>

3 建設発生土

(1) 土砂の埋立等の関係法令等の遵守

受注者は、土砂の採取、埋立、盛土等の行為を伴う場合においては、土砂の採取、埋立、盛土等を規制する法令や都・区市町村が制定する条例等を遵守し、必要な手続や措置を行う必要があり、土砂の受入事業者等に持ち込み建設資材等に活用する場合も同様に関係法令を遵守する必要がある。

なお、関係法令や条例は重複して適用される場合があるので、こうした場合には全ての関係法令や条例に基づく必要な手続や措置を行う必要がある。(巻末資料の「土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧」及び「問合せ一覧(土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令所管行政庁)」を参照。)

受注者は、建設発生土が適正に再使用・再生利用されたことを確認するとともに、これを監督員に報告する。

(2) 搬入予定及び完了報告

現場内利用、工事間利用、覆土材利用、島外搬出等については、事前に施工計画書において搬出計画を明確にするとともに、完了時には完了報告を行う。

①施工計画書への明示	<p>○受注者は、施工計画書に、現場内利用、工事間利用、覆土材利用、島外搬出等の詳細を記載し監督員に提出する。</p>
②運搬等の記録	<p>○受注者は、建設発生土の積み込み、運搬、搬入状況等については、工事記録写真を撮影して監督員に提示する。</p>
③搬入完了報告書の提出	<p>○受注者は、受入工事等への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「搬入完了報告書」を作成して監督員に提出する。</p>

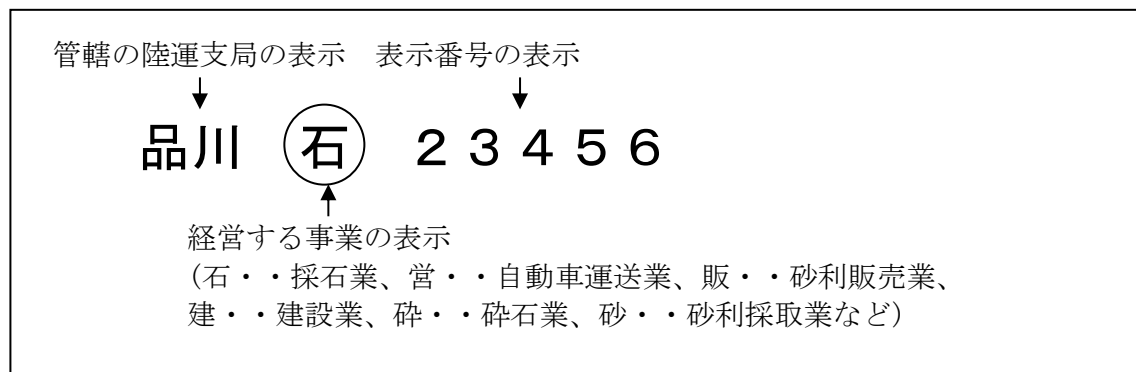
(3) 土砂伝票等による管理

①受入機関の場合
○受注者は、受入機関の定める土砂伝票(土砂搬入整理券等)及び自ら作成する集計表を監督員に提示する。
②工事間利用の場合
○発生側工事の受注者は、土砂伝票(土砂搬入整理券等)を発行するとともに搬出土量の集計表を作成する。これを監督員に提示する。
○受入側工事の受注者は、発生側工事の受注者が発行した土砂伝票(土砂搬入整理券等)を整理するとともに搬入土量の集計表を作成する。これを監督員に提示する。

(4) 土砂等を運搬する車両の表示

土砂等(土、砂利、碎石等)を運搬する大型自動車を使用する者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を大型自動車の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければならない(「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(ダンプ規制法)第3条、第4条)。

表示例



(5) 自然破壊行為への提供禁止

○建設発生土は貴重な建設資材であることから、国土づくり、国土保全、自然再生及び都市づくりなどに有効に活用されなければならない。このため、都関連工事から発生する建設発生土はこれらの事業に活用するものとし、里山や谷戸などを埋め立てるもの、跡地の利用計画が不明確又ははないような受入地には搬出しないものとする。

(6) 行政庁の取組

○土砂の埋立等の規制に関する法律を所管する行政庁、都・町村で条例等を制定している行政庁は、これらの関係法令に基づき建設発生土の取扱いに関して適切に行政指導等を行っていく。

4 運搬に当たっての環境配慮等

以下のとおり、建設副産物の運搬に当たっては環境に配慮する。

○過積載の防止
建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラック等による場合は、過積載防止を図るものとし、車両の重量計などによる確認はもとより、必要に応じて台貫設備による確認等を徹底する。

5 適正処理の確認

(1) 工事現場の日常管理

○受注者は、工事現場において関係法令に基づき建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、その責務として適正にこれを処理する。また、委託処理の場合は、受託者に対し、委託契約の遵守及び関係法令に基づき適正処理することを指導監督する。

(2) 工事記録写真

○受注者は、施工計画書に基づき撮影した建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用、適正処理等の状況写真について、発注部局の定める「工事記録写真撮影基準」に基づき取りまとめたものを監督員に提出する。

第 2 有害物質等の処理

1 関係法令の遵守

受注者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、以下の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

表－6 関係法令等の例

- ・ 廃棄物処理法
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。)
- ・ 東京都 PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱(平成 13 年 4 月 13 環廃産第 76 号環境局長決定。以下「PCB 指導要綱」という。)
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。)
- ・ ダイオキシン特措法
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法施行令」という。)
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成 6 年政令第 308 号。以下「オゾン層保護法施行令」という。)
- ・ 石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事における作業上の遵守事項(平成 26 年 5 月 29 日東京都告示第 830 号)
- ・ 石綿含有廃棄物処理マニュアル(第 3 版)(令和 3 年 3 月 30 日)
- ・ その他関係のある法律

2 有害物質等の処理方針

受注者は、以下の品目ごとの処理方針に基づき、有害物質等を適正に処理する。また、受注者は、工事着手前に「有害物質チェックリスト」(様式集参照)により有害物質等の有無をチェ

ックし、監督員にこれを提出する。

<p>(1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用電気機器等</p> <p>○蛍光灯安定器 ○トランス・コンデンサ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体工事においては、受変電設備、倉庫や蛍光灯・街路灯等の調査を行い、PCB使用電気器具の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者(発注者)が処理する。 ・PCBの使用や保管が確認された電気機器等については、建築物の解体工事に着手する前に、内部に残置しないよう先行撤去を行い、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として適正に処理する。加えて、PCB特措法に基づき適正な措置を講じる。さらに、発注者は都知事に届け出るとともに、適正な保管を行う。ただし、変圧器(トランス)などの重電機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5 mg/kg以下である場合は、PCB廃棄物に該当しないため、通常の産業廃棄物として適正に処理する。 <p>(問合せ先) 巻末一覧 No. 17 (蛍光灯安定器の問合せ先) 巻末一覧 No. 18 (トランス・コンデンサの問合せ先) 巻末一覧 No. 19</p>
<p>(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)含有シーリング材</p> <p>○ガラス、サッシ、パネルの目地材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和33年から昭和47年までに建設された建築物の解体工事に当たっては、PCB含有ポリサルファイド系シーリング材の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者(発注者)が処理する。 ・当該シーリング材のPCB含有が確認された場合は、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正に保管する。 ・発注者は、PCB特措法第8条及びPCB指導要綱第10条に基づき、都知事への届出及び適正な保管をする。 <p>(問合せ先) 巻末一覧No. 20</p>
<p>(3) 蓄電池</p> <p>○受変電設備内の蓄電池(鉛) ○非常灯・火災報知器等の内蔵蓄電池(ニッケル、カドミウム)、リチウムイオン電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体工事においては、解体工事の着手に先立ち、その建築物内の受変電設備や非常灯・火災報知器等の器具を調査するものとし、鉛蓄電池やニッケル・カドミウム蓄電池、特に小型のため他のものと混入して排出されやすく、収集や処分の際に火災が生じるおそれがあるリチウムイオン電池の使用が確認された場合は、これを撤去した上、当該蓄電池又は当該蓄電池を使用する機器の製造者と協力するなどして、適切な再資源化に努めるものとする。 <p>(問合せ先) 巻末一覧No. 21</p>

<p>(4) 飛散性アスベスト(廃石綿等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吹付アスベスト ○石綿含有吹付ロックウール ○石綿含有パーミューキュライト吹付 ○石綿含有ケイ酸カルシウム板(2種) ○石綿含有パーライト吹付 ○石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト、アスベスト保温材等の飛散性アスベストは、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、環境確保条例、石綿含有廃棄物等処理マニュアル等を遵守し、アスベストが使用されている箇所及び使用の状況を調査・記録し、その結果を発注者に書面で説明するとともに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」(届出書は発注者)、「工事計画届」等の手続を行い、除去作業を行った後、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物(「廃石綿等」として適正に処分する(規制内容の詳細については、巻末資料参照)。 ・平成18年2月8日から、都内から排出される飛散性アスベストについては、セメント固化し二重のプラスチック袋に入れたものを中央防波堤外側埋立処分場で受け入れている。 <p>(問合せ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧 No. 22 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧 No. 23 ・廃棄物処理法及び飛散性廃棄物の受入に関しては、東京都環境局(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧 No. 24 ・石綿全般に関することは、巻末一覧 No. 25
<p>(5) 非飛散性アスベスト(石綿含有産業廃棄物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石綿スレート(波形) ○ビニール床タイル ○住宅屋根用平板石綿スレート ○石綿セメント・サイディング ○ケイ酸カルシウム板(1種) ○石綿スレート(フレキ板) ○石綿セメント管 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストを含有したスレート板などは、破碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等を遵守し、使用箇所の調査を行うとともに、使用されている場合は、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、石綿含有産業廃棄物として安定型最終処分場に埋立するなど、必要な措置を講じる(規制内容の詳細については、巻末資料参照)。 <p>(問合せ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署 巻末一覧No. 26 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局 巻末一覧 No. 27 ・廃棄物処理法に関しては、東京都環境局 巻末一覧No. 28 ・石綿全般に関することは、巻末一覧No. 29
<p>(6) CCA、クロルデン類、クレオソート処理木材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土台、大引き、台所等の水回り 	<ul style="list-style-type: none"> ・防腐・防蟻のためCCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクレオソートが、防蟻のためクロルデン類(化審法施行令第1条第8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別するものとし、それが困難な場合は、これらが含まれているものとして、廃棄物処理施設において適正な処理を行うものとする。 ・特にCCAについては、以下を参考として、建築物に用いられたCCA処理木材の判別をし、判別結果に基づき、適正にCCA処理木材を分別・処理する。 <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き(改訂版)(平成18年3月北海道立林産試験場) ・「ウッドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き(平成17年3月廃木材リサイクル研究会)

<p>(7) フロン類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務用エアコンディショナー ○業務用冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む) ○家庭用エアコンディショナー ○フロン類(CFC、HCFC、HFC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用冷凍空調機器はフロン排出抑制法に基づき、事前確認書によりその危機の有無を確認し、施主等が委託確認書を送付し、取次者が回付、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡す。 (問合せ先) 巻末一覧No. 30 ・家庭用エアコンディショナーは、家電リサイクル法により処理する。 (問合せ先) 巻末一覧No. 31
<p>(8) ハロン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハロゲン化物消火設備、機器(エアゾールスプレー等を含む) ○ハロン(ハロン1211, ハロン2402, ハロン1301) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハロン(オゾン層保護法施行令の別表第2欄の中欄に掲げる物質をいう。)についても、関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。 (問合せ先) 巻末一覧No. 32
<p>(9) フロン類含有断熱材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フロン類を用いて発泡する断熱材 ○フロン類(CFC、HCFC、HFC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の解体・改修工事において、断熱材が発生する場合には、フロン類を用いて発泡する断熱材(ウレタン発泡系、押出發泡ポリスチレンなど)の有無を確認する。 ・フロン類を用いて発泡する断熱材が確認された場合は、出来る限りフロン類が大気中に拡散しないように取り外し、産業廃棄物(廃プラスチック)の許可を持っている焼却施設(出来る限り廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設を選択する)で処理し、フロン類を分解する。 (問合せ先) 許可を持っている処理業者に関すること 巻末一覧No. 33 (参考図書) 建材用断熱材フロンの処理技術(平成19年 環境省地球環境局)https://www.env.go.jp/earth/ozone/tt-bi/index.html
<p>(10) アンモニア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吸収式冷蔵庫の冷媒 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付してある家庭用用品品質表示ラベルに記載してある。 (問合せ先) : 製造メーカーが特定できない場合、巻末一覧No. 34
<p>(11) 水銀(蛍光ランプ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蛍光ランプ(低圧放電ランプ) ○水銀ランプ(高圧放電ランプ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、街路灯、車両等に使用されている蛍光ランプ・水銀ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、ほかの物と区分して保管・運搬し、産業廃棄物処分業者により処理基準に従い水銀を除去する。水銀の付着のない状態となったガラス片などは、ランプ・吸音材・内装材・レンガ・インターロッキングブロックなどとして製品化されるが、これを建設工事等において活用する。 ・平成27年11月に廃棄物処理法施行令が改正され、蛍光ランプ・水銀ランプが廃棄物となった物は「水銀使用製品産業廃棄物」として指定され、平成29年10月に施行された処理基準に従うことが必要となる。 (問合せ先) 巻末一覧No. 35

(12) ヒ素又はカドミウム混入の石膏ボード ○特定の製造メーカー製造の石膏ボード ○ひ素・カドミウム含有石膏ボード ○石綿吸音板下地	・石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認して、当該製造メーカーに問い合わせ、対象の廃石膏ボードについては管理型処分場で埋立処分するか、石膏ボードメーカーへ搬出する(吉野石膏分限る)。できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。 (問合せ先) 巻末一覧No. 36
(13) 臭化リチウム ○吸収式冷凍機の冷媒(常温液体)	・廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物の廃アルカリの処分の許可を有する施設において、適正に処理する。
(14) ダイオキシシン ○廃棄物焼却炉	・ダイオキシシン類特別措置法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等に基づき、適正に処理する。
(15) その他の有害物質等	・その他の有害物質等についても、関係法令を遵守して適正に処理する。

第3 解体工事に係る法令の遵守

1 解体工事において必要な手続

受注者は、解体工事における調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守し、必要な手続を行う必要がある。

表-7 関係法令に基づく手続の例

法令	調査	設計	契約	着工 (施工前)	施工 (工事中)	完了
建設業法			○	○	○	
建築基準法		○		○	○	
道路交通法(昭和35年法律第105号)	○			○	○	
道路法(昭和27年法律180号)				○		
ダイオキシシン特措法					○	
PCB特措法				○		
労働安全衛生法	○	○	○	○	○	
消防法(昭和23年法律第186号)		○		○	○	
大気汚染防止法	○			○	○	
振動規制法(昭和51年法律第64号)				○	○	
騒音規制法(昭和43年法律第98号)				○	○	
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)					○	
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)					○	
悪臭防止法(昭和46年法律第91号)					○	
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)				○	○	
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)					○	
家電リサイクル法				○		
フロン排出抑制法				○		
下水道法(昭和33年法律第79号)				○		

2 各関係法令の遵守事項

受注者は、解体工事における調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令に基づき以下の事項を遵守する必要がある。

なお、各関係法令とも罰則が定められているが、詳細は巻末資料(「関係法令罰則一覧」)を参

照)に示す。

表-8 関係法令の遵守事項の例

段階	施工内容	関係法令	遵守事項		
調査	・ 解体現場の確認及び周辺環境の確認	道路交通法(45条)	駐車を禁止する場所		
設計	・ 計画書等の作成	建築基準法(20条)	構造耐力基準		
契約	・ 契約書等の作成 ・ 契約者の選定	建設業法(3条、5条、11条、12条)	建設業の許可及び変更・廃業等の届出		
		(16条)	下請契約締結の制限		
		労働安全衛生法(31条)	注文者の構ずべき措置		
		(33条)	機械貸与者の構ずべき措置		
		(34条)	建築物貸与者の構ずべき措置		
着工 (施工前)	・ 届出 ・ 表示、掲示 ・ 設備	PCB特措法(8条)	保管等の届出		
		家電リサイクル法(6条)	事業者及び消費者の責務		
		建設業法(40条)	標識の掲示		
		建築基準法(15条)	工事届出の義務		
		(6条)	建築物の建築等に関する申請及び確認		
		(89条)	工事現場における確認の表示等		
		大気汚染防止法(18条の15)	事前調査結果の報告		
		(18条の17)	特定粉じん排出等作業の実施の届出		
		騒音規制法(14条)	特定建設作業の実施の届出		
		振動規制法(14条)	特定建設作業の実施の届出		
		高圧ガス保安法(36条)	危険時の措置及び届出		
		道路交通法(77条)	道路の使用の許可		
		道路法(32条)	道路の占用の許可		
		消防法(7条)	建築計画の確認		
		(17条)	消防用設備等		
		(17条の2)	消防用設備等の基準		
		フロン排出抑制法(41条)	フロン類引渡義務		
		(42条1、2項)	設置機器の事前確認		
		(43条1～3項、5～7項)	委託確認書の交付、回付		
		フロン排出抑制法(86条)	フロン類のみだりな放出の禁止		
		下水道法(12条の3)	特定施設の設置等の届出		
		下水道法(12条の4)	特定施設の構造等の変更の届出		
		下水道法(12条の7)	氏名の変更等の届出		
		施工 (工事中)	・ 廃棄物の排出、保管、搬出 ・ 事故等の発生時の措置 ・ 作業及び労働者の安全	建設業法(26条、26条の2)	主任技術者及び監理技術者の設置
				ダイオキシン特措法(8条)	排出基準
				大気汚染防止法(18条の19、20)	作業基準の遵守
				水質汚濁防止法(8条の2)	総量規制基準
(12条)	排出水の排出の制限				
(14条)	事故時の措置				
(14条の2)	排出水の汚染状態の測定等				
(18条)	緊急時の措置				
地球温暖化対策推進法(5条)	温室効果ガスの排出の抑制等				
道路交通法(47条)	停車又は駐車の方法				
(57条)	乗車又は積載の制限等				
(76条)	禁止行為				
悪臭防止法(10条)	事故時の措置				
(15条)	悪臭が生ずる物の焼却の禁止				
高圧ガス保安法(63条)	事故届				

		火薬類取締法(11条)	貯蔵
		(26条)	技術基準
		(40条)	喫煙等の制限
		(46条)	事故届等
		消防法(5条)	火災の予防
		(9条)	火災の予防のための基準
		(9条の3)	危険物及び可燃物の貯蔵及び取扱上の技術基準
		労働安全衛生法(14条)	作業主任者の選任
		(20条)	事業者の講ずべき措置等
		(21条)	危険防止措置
		(22条)	健康障害防止措置
		(23条)	健康、風紀及び生命の保持のための措置
		(24条)	作業方法の危険防止
		(25条)	労働災害発生時の退避等の措置
		(25条の2)	労働者の救護に関する措置
		(35条)	重量表示
		(61条)	就業制限
		(65条、65条の4)	作業環境測定及び作業時間の制限
		(68条)	病者の就業禁止
		(11条)	安全管理者の選任
(12条)	衛生管理者の選任		
(15条)	統括安全衛生責任者の選任		
(16条)	安全衛生責任者の選任		
(32条)	請負人の講ずべき措置等		
(45条)	定期自主検査		

3 建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス

①東京都都市整備局建設リサイクルホームページ 巻末一覧 No. 37
②東京都環境局建設リサイクル法ホームページ 巻末一覧 No. 38
③国土交通省建設リサイクルホームページ 巻末一覧 No. 39

第6章 建設副産物のリサイクル等

第1 建設廃棄物

建設廃棄物については、以下のとおり発生抑制、再使用・再生利用等に取り組むものとする。

1 コンクリート塊

コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、海面処分場の作業用道路造成材利用等の利用調整を行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②コンクリート基礎、基礎くい等で再度基礎として使用することが可能な場合は、解体せずに補強等を行い再使用し、コンクリート塊の発生を抑制する。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のコンクリート塊は再資源化する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずコンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシュラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石、再生砂及び再生コンクリート用骨材等として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、建築物等の埋戻し材、基礎材及び再生コンクリート用骨材等に利用する。
○新たな利用用途として、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたもので、不純物等の規定に適合した再生碎石等を、擁壁等裏込め用等として利用する。
○構造物の解体などにより発生したコンクリート塊に対し、破碎、磨砕、分級等の処理を行うことにより製造された再生骨材を、レディーミクストコンクリート及び再生骨材を用いたコンクリートの骨材として利用する。
(5) 自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生したコンクリート塊については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」(現場内利用)を行う。
(例)
・割ぐり石代替品、碎石代替品、玉石代替品等として自ら利用(路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立柱材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石など)に努める。
※「自ら利用」とは、コンクリート塊を有用物(コンクリート塊の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理し、占有者(コンクリート塊が発生する工事の受注者)が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。
(6) 工事間利用等
①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないコンクリート塊については、原則として、工事現場内で加工し、工事間利用や海面処分場の作業用道路造成材への利用等を推進していく。

<p>②工事間利用については、発生時期や発生量等を把握して利用調整を行う。 (例) ・割ぐり石代替品や、砕石代替品、玉石代替品等として工事間利用(路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立柱材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石など)に努める。</p>
<p>(7) 海面処分場の作業用道路造成材利用 ○現場内利用、工事間利用ができず、島内に再資源化施設もない場合には、工事現場内で最大径 30cm 程度に加工し、海面処分場に搬入して作業用道路造成材として活用する。</p>
<p>(8) 工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材利用に伴う加工・保管・支給</p>
<p>①コンクリート塊が発生する工事(仮置き中のコンクリート塊を加工・運搬等する工事を含む。)において、割ぐり石代替品、砕石代替品、玉石代替品等に加工し、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材としての提供等を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給又は海面処分場の作業用道路造成材としての提供等を行う。 なお、仮置きに当たっては、台形等に整地するなどして、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、土砂等と分離し、かつ、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。</p>
<p>②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。</p>
<p>○建設資材として、有価物の品質を有していること。</p>
<p>○加工・保管・利用等の計画を有すること。</p>
<p>○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。ただし、船舶運搬や港湾使用等に係る関係法令を遵守すること。</p>
<p>○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。</p>
<p>○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。</p>
<p>○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。</p>
<p>○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は東京都建設発生土利用調整会議で行う。</p>
<p>注1)海面処分場の作業用道路造成材の品質は、30cm程度に小割りし、鉄筋、ごみ、どろなどを含まないものとする。</p>
<p>注2)その他の用途の場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。</p>
<p>注3)現場内利用、工事間利用、支給材料支給ともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。</p>
<p>(9) 再資源化施設の活用</p>
<p>①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができないコンクリート塊については、島内に再資源化施設がある場合には当該施設に搬出し再資源化を行う。</p>
<p>②島内に再資源化施設がない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設に搬出し再資源化を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に収めるものとする。</p>

2 アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
①アスファルト・コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
②現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、長寿命化舗装の採用、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②余剰材を発生させない施工計画など、アスファルト・コンクリート塊の発生抑制に努める。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①アスファルト・コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のアスファルト・コンクリート塊は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずアスファルト・コンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○アスファルト・コンクリート塊は、破砕、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物、表層基層用再生加熱アスファルト混合物及び改質再生アスファルト混合物として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用する。
(5) 工事間利用に伴う加工・保管・支給
①アスファルト・コンクリート塊が発生する工事(仮置き中のアスファルト・コンクリート塊を加工・運搬等する工事を含む。)において、碎石代替品に加工し、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給を行う。 なお、仮置きに当たっては、台形等に整地するなどして、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、土砂等と分離し、かつ、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。
②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。
○建設資材として、有価物の品質を有していること。
○加工・保管・利用等の計画を有すること。
○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。
○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。
○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。
○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。
○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は東京都建設発生土利用調整会議で行う。
注1) 工事間利用を行う場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。
注2) 現場内利用、工事間利用、支給材料支給ともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。

(6)再資源化施設の活用
①発生抑制を徹底して行った後に発生したアスファルト・コンクリート塊については、島内に再資源化施設がある場合にはそこに搬出し再資源化を行うものとする。
②島内に再資源化施設がない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設に搬入し再資源化を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。

3 建設発生木材

建設発生木材については、以下のとおり取組を行う。

(1)計画的な取組
①建設発生木材の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
②現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。
(2)発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化、などにより発生抑制を図る。
②具体的な事例としては、梱包材の削減、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注（プレカット）の採用、リサイクルできないタイプの木製型枠の代替製品使用による使用済み木製型枠の発生抑制などである。
(3)分別解体等及び再資源化等
①建設発生木材は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後の建設発生木材は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かにかかわらず分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4)利用用途等
○建設発生木材については、破碎、選別及び不純物除去等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料等として利用することを継続していくとともに、建築物の下地材やコンクリート型枠等に加工し、これを都内で施工する建築物等の工事において活用していく。また、熱を得ることに利用することを促進する。
(5)自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生した建設発生木材については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。 ただし、建設発生木材は工事現場内で利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）材等として使用する場合に限られる。 ※「自ら利用」とは、建設発生木材を有用物（建設発生木材の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（建設発生木材が発生する工事の受注者）が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。
(6)工事間利用
○発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生木材については、できる限り、個別指定制度の活用により工事間利用を推進していく。ただし、建設発生木材は工事間利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）材等として使用する場合に限られる。

(7) 工事間利用に伴う加工・保管・支給		
①建設発生木材が発生する工事において、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給を行う。 なお、仮置きに当たっては、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。		
②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。		
○建設資材として、有価物の品質を有していること。		
○加工・保管・利用等の計画を有すること。		
○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。		
○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。		
○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。		
○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。		
○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は東京都建設発生土利用調整会議で行う。		
注1) 工事間利用を行う場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。		
注2) 現場内利用、工事間利用、支給材料支給とともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。		
注3) 運搬に当たっては、アフリカマイマイ、イエシロアリ、その他の外来生物等の付着等に十分注意し、予防措置を講じるなどの必要がある。		
(8) 再資源化施設等の活用		
①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができない建設発生木材については、島内に再資源化施設がある場合には当該施設に搬入し再資源化を行うものとする。また、島内に再資源化施設がない場合には、島内の清掃施設に搬出し再資源化又は縮減(建設発生木材を熱利用(回収)できない清掃施設に搬入した場合)する(ただし、事前に町村の清掃部局と協議するとともに、所定の寸法に処理する必要がある。)。		
②島内に再資源化施設も清掃施設もない場合及び清掃施設で受入ができない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設又は清掃施設に搬入し、再資源化又は縮減を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。 注) 運搬に当たっては、アフリカマイマイ、イエシロアリ、その他の外来生物等の付着等に十分注意し、予防措置を講じるなどの必要がある。		
(9) 現場での分別目安等		
建設発生木材は、再資源化施設における破砕処理等の後、できる限り高いレベルで利用されるよう、以下の目安により分別を行う。		
①解体工事における建設発生木材の分別の目安		
分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材(柱、梁、板など)でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ
第2種	上記以外のもの(ペンキ等が付着したムク材、合板等でAチップ又はBチップにならないもの)	Cチップ、Dチップ

②新築工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材(柱、梁、板など)又は合板等でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ、Cチップ
第2種	ムク材(柱、梁、板など)又は合板等でペンキ等が付着しているもの、コンクリート型枠	Dチップ

注1)CCA、クロルデン類、クレオソートが塗布等されたものは分別し、これらが含まれたものが混入しないように注意する。

注2)建設発生木材の分別解体等に当たっては、ほかの建設資材廃棄物と分別されていないとてはならない。特に、電線・通信線等は支障となるので完全に除去する。

(参考)チップの規格等(規格は施設によって異なるが平均的・標準的なものを参考に示す。)

チップ区分	チップの用途	備考
Aチップ (切削、破砕)	製紙、エタノール、炭等の原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破砕)	製紙、繊維板(MDFボードほか)、パーティクルボード、エタノール、炭、マルチング材、敷料、コンポストの原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Cチップ (破砕)	パーティクルボード、燃料、敷料、セメント、エタノールの原料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Dチップ (破砕)	燃料、高炉還元剤、セメント等材料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと、水分を多く含んだものは除く
ダスト (チップ製造に伴う副産物)	敷料、炭の原料	有害物質、金属等の異物を含まないこと

※チップの大きさは、A～Dチップに関しては、5cmスクリーン通過(おおむね5cm以下)を標準とするが、利用用途によっては、3cm以下、1cm以下とする場合もある。

※平成15年12月12日に「建設副産物リサイクル広報推進会議」から記者発表された「木材チップの品質基準(暫定版)」を基に作成した。

(10)CCA・クロルデン・クレオソート等の処理

①事前調査

事前調査の段階において、CCA・クロルデン・クレオソート(以下「CCA等」という。)が使用されているか否か調査を行い、使用されている場合は使用部位に油性マジックインキ等でマーキングをする(CCAなら◎、クロルデン類又はクレオソートなら②など)。

②施工時点

事前調査の時点では確認できなかった箇所がある場合は、施工中に調査を行い、使用されている場合は事前調査と同様にマーキングをする。

③CCA等の処理

CCA等が注入された木材又はリサイクルが困難な木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設(焼却等)において適正な処理を行う。

(判別手法の例)

CCA等の判別その他については、「家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き(改訂版)(平成18年3月北海道立林産試験場)」「ウッドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き(平成17年3月廃木材リサイクル研究会)を参考にしてもよい。

ここに判別手法の例を参考に示す。

○建築年次による判別	<ul style="list-style-type: none"> CCA処理木材は昭和38年にJIS化され、平成10年にかけて使用されている。 建築年次を調査して確認する。
○使用部位による判別	<ul style="list-style-type: none"> CCA処理木材は、主に木材の土台、大引き、水回り等の部位に使用されている。 根太、通し柱、屋根材、その他にも使用されている場合もある。
○メーカー使用による判別	<ul style="list-style-type: none"> メーカー仕様から各部位へのCCA処理木材の使用状況を判断する。
○目視による判別	<ul style="list-style-type: none"> CCA処理木材の色(薄緑色)又はJIS、JASマーク等の刻印により判断する。
○試薬による判別	<ul style="list-style-type: none"> CCA処理木材の銅、クロムに反応し変色する試薬を用い判断する。 試薬として、ジフェニルカルボノヒドラジド、ジフェニルカルバジド、PAN等がある。

4 その他の建設廃棄物

その他の建設廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
① その他の建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
② 現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。
③ 建設泥土が発生する場合は、「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、適正に再資源化を行う。
(2) 発生抑制
<p>○発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化等により発生抑制を図る。</p> <p>また、省梱包化又は無梱包化による梱包材が廃棄物となることの削減、余剰材を発生させない施工計画作成、原寸発注(プレカット)及び、資材の現場への搬入管理の徹底による余剰材が廃棄物となることの削減に努める。</p> <p>(梱包材の削減の具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗面化粧台、衛生陶器、外装タイルなどについては、簡易梱包の活用に努め廃棄物等の量を削減する。 製品の梱包を行わず専用台車を用いることにより梱包レス化し、廃棄物等を発生させない。 プラスチック製や段ボール製のリターナブル容器により、製品を梱包し、廃棄物等を発生させない。 <p>(問合せ先) 巻末一覧No. 40</p>

<p>(3) 分別及び回収</p>
<p>①建設混合廃棄物としての発生量の削減</p> <p>建設廃棄物は、混合して発生すると、再資源化等や適正処理が困難となるため、再資源化するもの、縮減するもの、埋立処分するもの等その取扱方法に応じて、工事現場内での分別を徹底し、建設混合廃棄物としての発生を抑制することが必要である。</p> <p>(分別方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別する廃棄物ごとにコンテナ等の容器を設け、各々に分かりやすい標示をすることにより分別を容易にする。 ・ 分別したものが混合しないように集積する。 <p>(分別品目)</p> <p>品目別の分別の例としては、以下の分け方がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず(不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など) ・ コンクリート(コンクリート塊、モルタルくずなど) ・ 金属くず(鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど) ・ 段ボール、石こうボード、ロックウール吸音板、電線くず、塩ビ管、廃プラスチック、空き缶、発泡スチロール ・ 生ごみ(食事の残渣及び弁当がらなど) ・ 安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及び金属くず、コンクリート等のがれき類(有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は管理型産業廃棄物)) ・ 管理型産業廃棄物(紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器、包装(有機性のものが付着した金属、プラスチック)、鉛製の管又は板、廃プリント配線板) ・ 石綿含有廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。非飛散性アスベスト成形板、ビニール床タイル、フレキシブルボードなど。)
<p>②分別した廃棄物の回収</p> <p>品目ごとに分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従い、適正に収集運搬し、再資源化をする施設や最終処分場に搬入する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレコンバック、ビニール袋、コンテナ容器等に分別して保管し、容器が一杯になる前に業者に連絡し、再資源化施設等に搬入するもの。 <p>(問合せ先) 許可を持っている処理業者に関すること、巻末一覧No. 41</p>
<p>(4) 再資源化等</p>
<p>①特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物についても、分別解体等を行った後、技術開発の動向や社会需要動向等を踏まえつつ、できる限り、再資源化等の方法に応じた分別を行い、再資源化等を実施する。</p> <p>なお、島内に再資源化等を行う施設ない場合は、他島又は本土に立地する施設に搬出して行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。</p> <p>②特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等を行う場合は、当該建設資材(建設資材廃棄物)の製造者と協力しつつ行うほか、再資源化施設(多品目の許可を受けた中間処理等を行う再資源化施設、単品でも、混合廃棄物の状態でも受け入れ可能であるが、分別を徹底し品目ごとに分けて搬入する必要がある。以下「総合中間処理施設」という。)の選択をすることができる(検索に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。)</p> <p>再資源化施設は、以下の方法によって特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物を受け入れる施設の検索又は問い合わせをすることができる(検索等に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。)</p>

<p>(東京都許可業者)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物事業者検索システム」に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。巻末一覧No. 42
<ul style="list-style-type: none"> (一社)東京都産業資源循環協会に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について問い合わせ等を行うことができる。巻末一覧No. 43
<p>(ほかの道府県許可業者)</p>
<ul style="list-style-type: none"> (公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに各都道府県の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。巻末一覧No. 44
<ul style="list-style-type: none"> ほかの道府県又は保健所設置市によっては、ホームページ等で当該道府県又は保健所設置市の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について調べることができるところもある。
<p>(5) 品目ごとの再資源化等</p> <p>再資源化施設(総合中間処理施設)を選択するほか、品目ごとの受入施設について、以下の問合せ先に照会することができる。</p>
<p>① プラスチック類及び硬質塩化ビニル</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築工事の際に発生する梱包材や端材等の塩化ビニル以外のプラスチック類及び解体工事により発生する塩化ビニル以外のプラスチック類は、できる限り、中間処理施設を経由して間接的に搬入するか、あるいは直接に搬入することにより、建設資材の製造者等による再生原料化、高炉還元、セメント原燃料化、ガス化溶融、固形燃料化などによる再資源化等に努める。 硬質塩化ビニル製の管及び管継手等については、分別解体等を行った後、これらの建設資材の製造者と協力しつつ、できる限り再資源化等に努める。 さらに、軟質塩化ビニル類については、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 45</p>
<p>② 石膏ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築工事の際に発生する廃石膏ボードについては、分別して異物混入を防ぎ、建設資材の製造者による再資源化等に協力する。 解体工事に伴い発生する廃石膏ボードについては、分別解体等を行った後、破碎し、紙、石膏に分離し、できる限り再資源化等に努める。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 46</p>
<p>③ 板ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事等に伴いサッシ等から発生する板ガラスについては、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 47</p>
<p>④ 金属</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事等に伴い発生する鉄筋、スチールドア、てすり、アルミサッシュ等から発生する金属については、分別解体等を行った後、種類ごとに選別・溶融し、再生金属原料として再資源化する。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 48</p>
<p>⑤ 電線コード</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事等に伴い発生する電線コードについては、分別解体等を行った後、金属部分と被覆部分に分離し、再生金属原料とするなど、できる限り再資源化に努める。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 49</p>
<p>⑥ その他の品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事等に伴い発生する畳、衛生陶器、蛍光管及び襖・障子等から発生する紙類等についても、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等の推進に努める。 <p><再資源化等受入施設照会先>巻末一覧No. 50</p>

<p>⑦その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の取組としては、広域認定制度による回収・再生利用、関係業界が連携した共同回収・再生利用の取組などがある。 <p>(広域認定制度の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石膏ボード・窯業系サイディング・軽量気泡コンクリート・パーティクルボード・ロックウール・グラスウール・住宅屋根用化粧スレート ・ゾノライト系けい酸カルシウム・プラスチック製雨樋・タイル、ブロック、衛生陶器・木毛セメント板・押出し発泡ポリスチレン板 								
<p>(6)最終処分</p> <p>○特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物については、分別解体等を行った後、再資源化等が可能なものについてはできる限り再資源化等を実施する。その上で再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型産業廃棄物については、管理型産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場に処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすように努める。</p> <p>なお、最終処分は、本土に立地する最終処分場に搬出して行うものとする。</p> <p>(最終処分場の種類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分場の形式</th> <th>処分できる廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定型最終処分場</td> <td>廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</td> </tr> <tr> <td>管理型最終処分場</td> <td>廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等</td> </tr> <tr> <td>遮断型最終処分場</td> <td>基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい</td> </tr> </tbody> </table>	処分場の形式	処分できる廃棄物	安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	管理型最終処分場	廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等	遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい
処分場の形式	処分できる廃棄物							
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類							
管理型最終処分場	廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等							
遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい							
<p>(7)発生路盤材等の取扱い</p> <p>道路の路盤材、建築物や工作物の基礎材等に使用されているクラッシュラン、再生クラッシュラン、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石等(以下「路盤材等」という。)については、掘削工事に伴い発生するが、再生利用が可能な建設資材であるため、以下の方針に基づき、有効に活用する。</p> <p>①発生抑制、自ら利用及び工事間利用ができない発生路盤材等については、路盤材料として再生利用が可能な建設資材であるため、原則、産業廃棄物として再資源化施設へ搬出を行う。ただし、再資源化施設の受入条件と合致しない場合や島内に再資源化施設がない場合は、この限りではない。</p> <p>②各種調査での取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>○センサス(建設副産物実態調査)において、利用工事は「砕石」として、搬出工事は「その他がれき類」(搬出先の受入区分による)として入力する。また、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の書類作成においても同様に扱う。</p>								

5 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

<p>(1)計画的な取組</p> <p>○建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。</p>
<p>(2)発生抑制</p> <p>○工事現場内で分別解体等を徹底して行うことにより分別された個別の品目について、品目ごとに適した再資源化等を行うことにより、まず建設混合廃棄物の発生を抑制する</p>

(3)再資源化等
①分別解体等を行った後、やむを得ない理由(分別解体等の作業に伴って発生する微細な破片・微粉等に限る。)により分別しきれずに残った建設混合廃棄物については、その選別、縮減及び再生利用等が可能な総合中間処理施設(再資源化施設)に搬入し、できる限り再生利用又は縮減の割合を高め、最終処分される量を削減する。 なお、総合中間処理施設ごとの施設内での廃棄物の選別後における再資源化等のルートの把握に努めるとともに、できる限り縮減及び再資源化率を高めるよう要請することに努める。
②建設混合廃棄物の再資源化施設の選択に当たっては、総合中間処理施設を選択するものとし、島内に施設がない場合は、本土に立地する施設に搬出し再資源化等を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。

第2 建設発生土

1 建設発生土

建設発生土は埋立、盛土、築堤、覆土、埋戻し等の用途に再使用・再生利用することが可能な良質な建設資材である。

このため、以下の基本方針により有効に活用する。

また、岩塊等についても埋立、自然再生、景観回復等の事業に活用を図るものとする。

(1)基本方針

①まず、発生抑制を徹底する。
②次に、発生した場合は現場内利用を行う。
③現場外に搬出する場合は、「発生土利用基準」(国土交通省)(巻末資料参照)に基づき、工事間利用を優先して行う。
④工事間利用ができない場合には指定処分(覆土利用、公的受入地利用等)により間接的な工事間利用を行う。
⑤工事間利用や指定処分の実施に当たっては、発生側は、建設発生土とコンクリート塊等の異物を完全に分別し、これらの異物を混入してはならない。
⑥自由処分(※)はしてはならない。
⑦発生する建設発生土が玉石、砂礫、砂等の場合において、建設資材製造業者等との間で有価で引き取ることについて協議が整った場合は、有価引取により売却する。
⑧汚染土壌が発生した場合は、関係法令や都の関係条例に基づき、必要な調査及び適正な処理等を行う。また、廃棄物混じり土についても関係法令等に基づき適正に取扱うものとする。

※自由処分とは、要件、運搬距離等が契約条件上全て任意となっており、発注者や元請業者が搬入場所等を確認できない場合をいう。許可の有無、運搬ルート、運搬距離、現地の状況、跡地利用計画の有無等が確認できないため、都関連工事では行ってはならない。

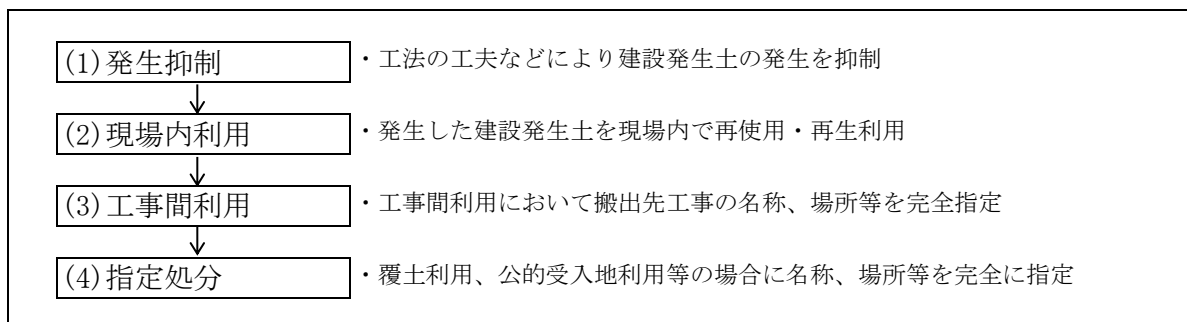


図-5 優先順位

(2) 発生抑制

掘削工事に当たっては、できる限り発生を抑制するものとし、以下の方針により行う。

①掘削断面の合理化	○法切りに替え土留工を採用することにより掘削断面の縮小を図り、掘削土量を削減する。
	○土留工の断面の合理化を図り、掘削断面を縮小することにより掘削土量を削減する。 (例) ・小型マンホールの採用 ・新方式による高落差人孔の小型化 ・伏せ越し人孔の省略
	○切盛土量の均衡を図り、搬出土量を削減する。
	○土留工を外型枠として活用することにより、掘削断面を縮小し掘削土量を削減する。
②発生を抑制する工法の採用	○管路等の埋設に当たっては、発生土量の少ない非開削工法の採用を図る。
	○管路等の更新に当たっては、管更正工法など掘削が生じない工法の採用を図る。
	○組立式人孔(矩形等)の採用により掘削断面の縮小化を図る。
	○杭基礎については、無排土工法の採用を検討する等、発生抑制に努める。
③浅層埋設の実施	○埋設物の布設に当たっては、積算基準や各種構造基準類を踏まえ可能な限り浅く埋設して、掘削土量等の削減を図る。
④舗装工における発生抑制	○舗装の新設、打換及び復旧に当たっては、路床の改良により設計舗装厚を薄くし、掘削土量の削減を図る。

(3) 現場内利用

掘削工事に当たっては、発生抑制を最大限に行った後、発生した建設発生土は、できる限り現場内で利用するものとし、以下の方針により行う。

○現場内利用	○発生抑制を徹底した後、発生した建設発生土はできる限り現場内において盛土、埋戻し等の用途にそのままの状態又は改良の上、再使用・再生利用する。
	○盛土、埋戻し等に使用する建設資材は、できる限り現場内で発生した建設発生土を使用し、天然材(購入材)の使用を抑制する。
	○うって返しによる利用、現場内仮置きの後利用するほか、現場内に仮置きができない場合は、仮置き場を確保して再び現場内に搬入し現場内利用することに努める。
	○仮置きに当たっては関係法令を遵守する必要がある。
	○再生利用のための土質改良に当たっては、移動式土質改良機、土質改良材等を活用する。
	○岩塊の利用が可能な場合は、要求品質に加工するなどして現場内利用に努める。

(4) 工事間利用

掘削工事に当たっては、発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、ほかの工事において活用することに努める。

①基本方針	○発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、島内の他の工事において活用する。
-------	--

	<p>○島内で工事間利用できない場合は、他島又は本土で施行する工事との工事間利用を検討し、これが可能な場合は実施する。</p> <p>○建設発生岩塊の利用が可能な場合は、道路施設及び港湾施設の裏込材や魚礁材等の要求品質に加工するなどして工事間利用に努める。</p> <p>○町村からの要望により、魚礁材として利用する場合は、町村の漁場整備計画に基づき、協議を行った上で、有効利用するものとする。また、施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。</p>
②費用負担	<p>○搬出側工事の発注部局は、積込費、受入側工事までの運搬費を負担する。</p> <p>○受入側工事の発注部局は、受入側工事現場の管理、土工事(敷均し、盛土、埋立、転圧等)に要する費用を負担する。</p>
③受入費	○受入費は無料とする。
④仮置き場の確保	<p>○搬出入の時期調整が必要な場合は仮置き場を確保するものとし、搬出側が確保した場合は搬出側発注部局が、受入側が確保した場合は受入側発注部局がその費用を負担する。</p> <p>○仮置きに当たっては関係法令を遵守する必要がある。</p>
⑤土質試験	○搬出側の発注部局は、必要な場合は、工事間利用に先立ち必要な土質試験を行い、その結果を受入側工事の発注部局に通知する。
⑥連絡先	○工事間利用の連絡調整は、土量調査及び利用調整の結果に基づき、搬出側と受入側の発注部局が行う。

(5) 指定処分(覆土利用、公的受入地利用等の活用)

指定処分とは、最終処分場の覆土、公的受入地等における有効利用等として搬入するものであり、名称、場所、要件を指定する。

①「陸上処分場」

陸上処分場は、廃棄物の埋立処分に伴う覆土に建設発生土を利用するものであり、大島及び八丈島に東京都島嶼町村一部事務組合が設置する最終処分場に覆土が必要に搬入するものである。

○事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上処分場は、廃棄物の埋立処分に伴う覆土(中間覆土及び最終覆土)材として建設発生土を使用する。 ・住所：大島又は八丈島地内
○利用基準	・覆土に使用可能な品質を有するもので、覆土作業に合わせて搬入することが可能なものであり、かつ、東京都島嶼町村一部事務組合が指定するものとする。
○費用負担	・搬出側工事が陸上処分場まで建設発生土を運搬するものとし、搬出側工事の発注部局は、陸上処分場までの運搬費を負担する。
○利用手続	・受注者は、陸上処分場に搬入する場合は、陸上処分場の管理者と利用手続を行う。
○適正利用の確認	・受注者は、陸上処分場への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「搬入完了報告書」を作成して監督員に提出して確認を受ける。
○土質試験	・搬出側工事の発注部局は、必要な場合は、土壌環境基準に従った土質試験を行う。
○連絡先	・東京都島嶼町村一部事務組合 巻末一覧No. 51

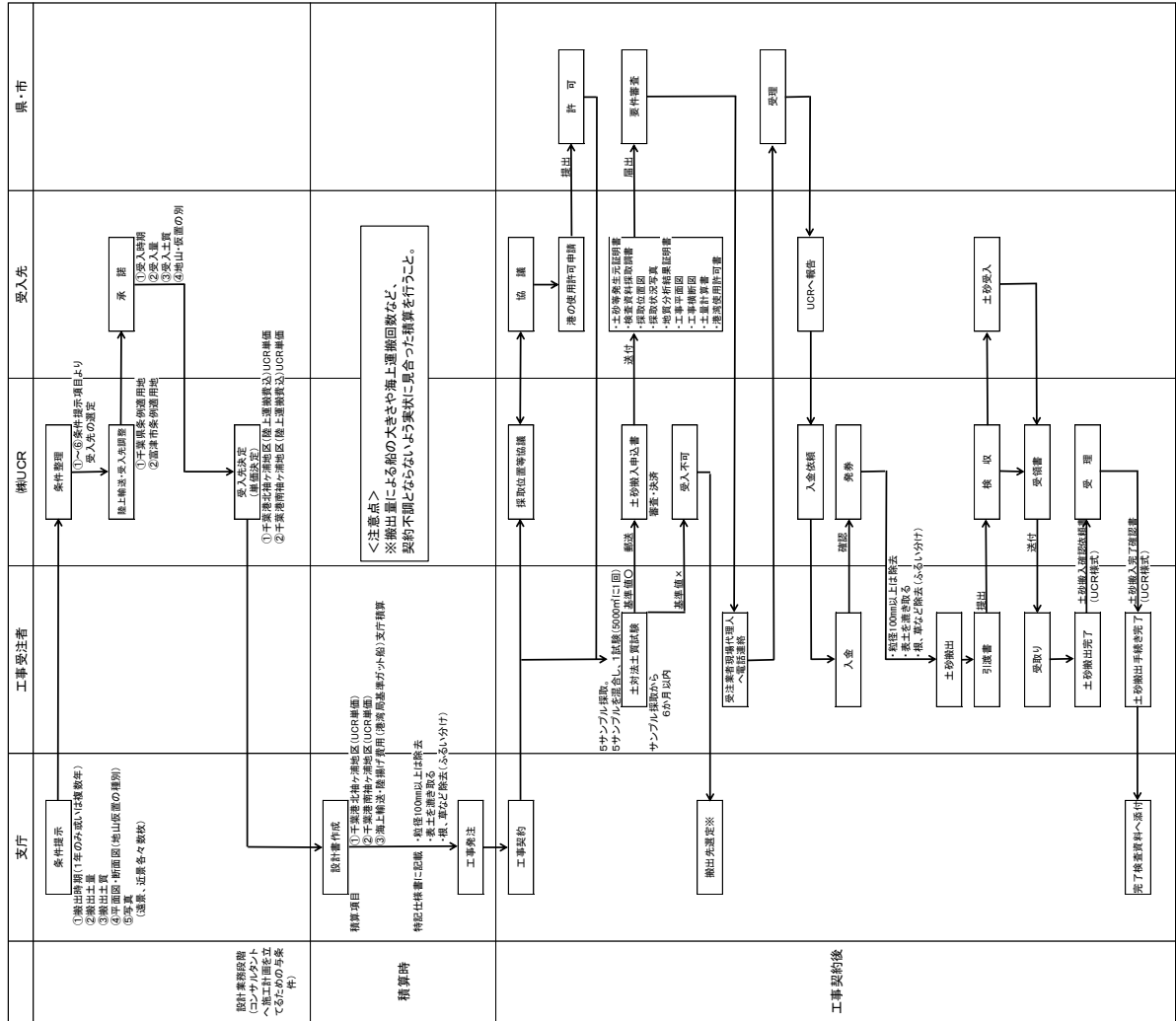
②「公的受入地における有効利用」

- | |
|---|
| ○公的受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することもできる。 |
| ○当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都又町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画等があるものであること。 |
| ○当該受入地は、管理要領、管理台帳、名称看板、関係者以外立入禁止表示などの管理設備等を備え、必要な場合は、施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないように措置)するなど、良好な管理がされていること。 |

③「その他の受入地における有効利用」

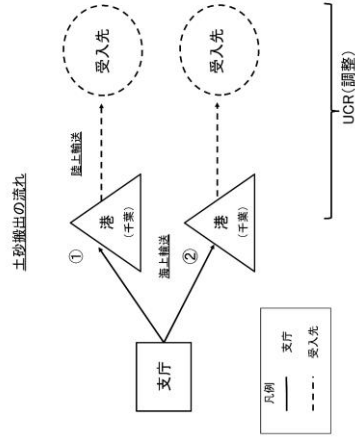
- | |
|---|
| ○現場内利用、工事間利用、覆土利用、公的受入地利用ができない場合において、その他の民間の受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することもできる。 |
| ○当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都または町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画等があるものであること。 |
| ○当該受入地は、管理要領、管理台帳、名称看板、関係者以外立入禁止表示などの管理設備等を備え、必要な場合は、施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないように措置)するなど、良好な管理がされていること。 |

土砂搬出手続きフロー



令和5年4月現在

・相談は随時受付



※第6章 建設副産物のリサイクル等 第2 建設発生土
1 建設発生土 (1)基本方針により搬出先選定を行うこと

注1) 上図は一例。調整設置部広域利用センター(UCR)へ相談のこと
連絡先: 專業部 都圏課(03-6205-8326)

注2) 発生土システムを用いた土量調整は不要

注3) 小笠原は除く

(6) 有価引取(有償売却)

建設発生土のうち、市場において有価引取(有償売却)が見込まれる土砂(岩、玉石、砂利、砂等)で有価引取希望者がある場合は、引取価格を公示価格より減じて工事を発注する。

○事前調査	・発注部局は、有価引取が見込める工事の発注に当たっては、事前に発生土量、土質等を把握するため必要な試掘、地質調査を行う。また、引取希望者の有無を調査する。
○引取価格	・引取価格は引取希望者からの見積り等による。
○関係法令の遵守	・有価引取の実施に当たっては、関係法令を遵守して適正に行うものとする。 (例) ・地方公共団体の工事から発生する土砂を有償売却する場合には、砂利採取及び採石業者の登録は必要ないが、採石法第42条の2及び砂利採取法第43条に基づき、売却契約前に認可を所管する産業労働局と協議の成立している必要がある。 ・河川区域等での砂利採取については、河川管理者による河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可が必要である。
○協議先等	巻末一覧 No. 52

(7) 異物除去の徹底

建設発生土の現場内利用、指定処分等に当たっては、木片、金属くず、コンクリート塊等の異物が混入することのないよう、現場において徹底してこれを取りのぞかなければならない。

(8) 廃棄物混じり土の取扱い

建設工事の施工に当たり、廃棄物混じり土に遭遇した場合は、原因者の特定に努めるとともに、廃棄物の種類や性状を把握するために必要な土質試験を行う。

また、その処理に当たっては、現場での分別を徹底して行い、有価物としての売却、現場内での再使用又は再生利用、再資源化施設や中間処理施設への指定処分を行い、最終処分量を最小限に抑えなければならない。

2 しゅんせつ土

しゅんせつ土については、以下のとおり発生抑制、有効利用等に努める。

(1) 発生抑制	①港湾等のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工にとどめ、しゅんせつ土の発生を抑制する。
	②港湾等のしゅんせつに当たっては、必要以上の余掘りを避け、しゅんせつ土の発生を抑制する。
(2) 港湾、海岸事業等での活用	①良質なしゅんせつ土については、港湾、海岸事業等において養浜材・埋立用材等として有効利用する。
	②土質改良が可能なしゅんせつ土については、安定処理等を行い改良土等として有効利用する。
	③しゅんせつ岩塊は、町村の要望を受けた場合、町村の漁場整備計画に基づき、町村との協議を行った上で、魚礁材として有効利用するものとする。また、施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
(3) 公的受入地等での活用(受入量・時期あるいは性状等により港湾、海岸事業等	①公的受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することができる。なお、当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都又は町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画があるものであること。

での活用ができない場合)	②海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)に定める海洋投入に係る基準に適合する場合は、海洋投入を行うことができる。なお、海洋投入は、海防法を遵守し、海洋環境への影響を最小限にとどめるものであること。
--------------	---

第3 汚染土壌

掘削工事等土地の改変行為により汚染土壌が拡散することを防止するため、工事の実施にあたっては土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、必要な調査、届出、措置等を実施する。

ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の調査、届出、措置、汚染土壌の運搬及び処理に当たっては、土壌汚染対策法及び関連法令、環境確保条例、東京都土壌汚染対策指針に基づき適正に行わなければならない。

手続の詳細については、東京都環境局が発行している「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（環境局のホームページに最新版を掲載）を参照すること。

なお、土壌汚染対策法については、平成31年4月1日に改正法の施行が、環境確保条例についても、改正法施行と同時に改正される。工事等の実施時点での規制を遵守すること。また、土壌汚染対策法、環境確保条例改正に伴い施行通知が発出されていることから、これらも参照すること。

1 土壌汚染対策法及び環境確保条例(土壌汚染対策制度)の概要(平成31年4月1日改正後の規定によるもの)

(1)土壌汚染対策法

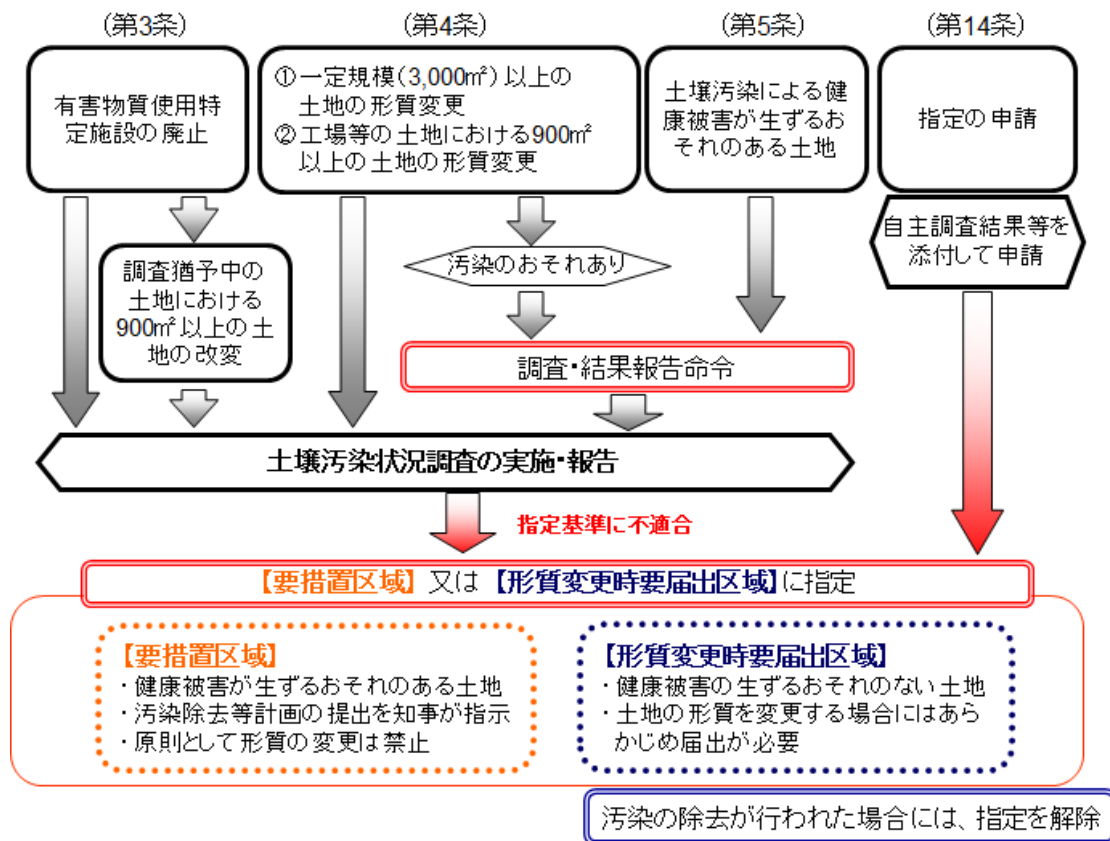


図-6 土壌汚染対策法のフロー

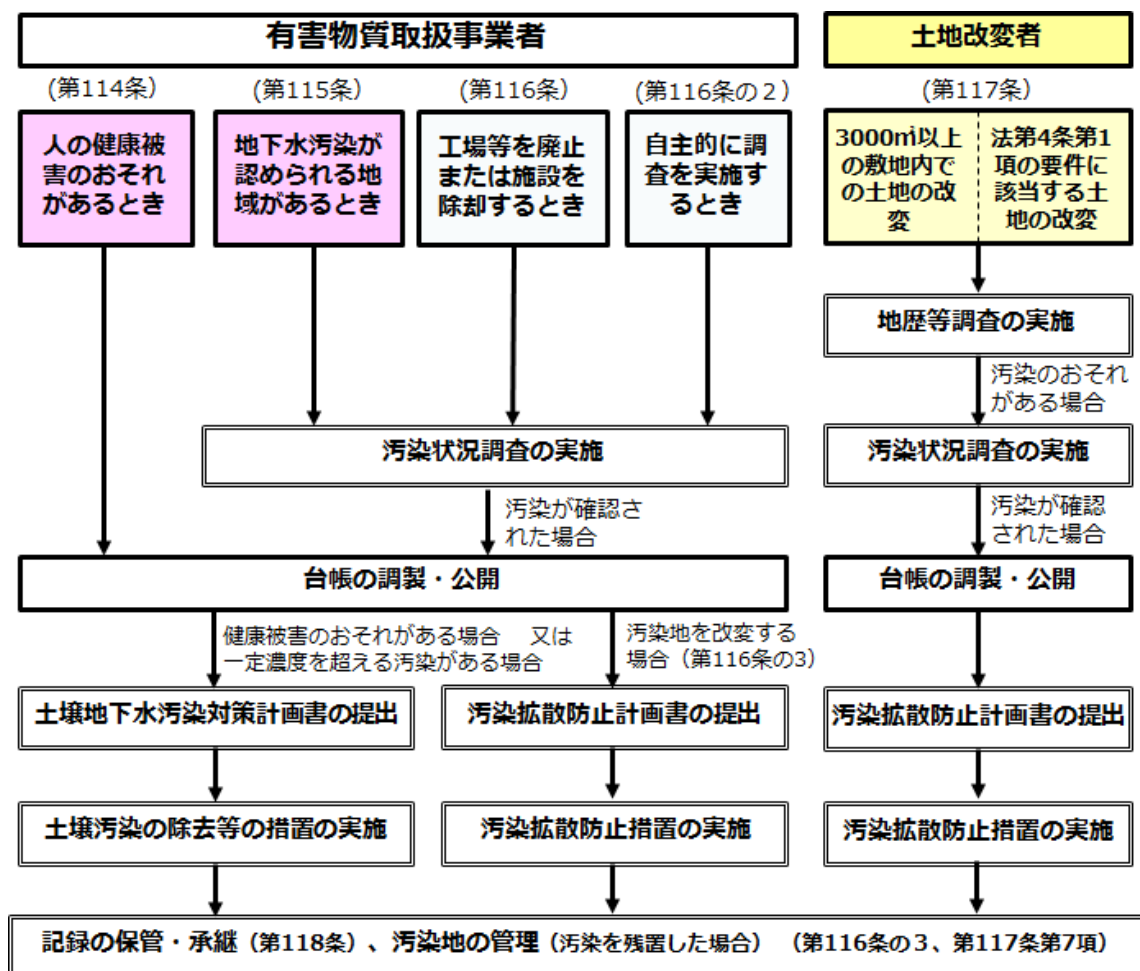
(1) 有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査(法第3条)

○使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌汚染の状況について、環境大臣が指定する者(指定調査機関)に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く。

<p>○土地の所有者等は、上記の確認を受けた土地について一定規模(900m²)以上の土地の形質の変更を行う際は、あらかじめ届け出なければならない。届出を受けた知事は、土地の所有者等に対して、当該土地の土壌汚染の状態を指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命じる。</p>
<p>(2) 土地の形質の変更が行われる場合の調査(法第4条)</p>
<p>○土地の一定規模(3,000m²以上。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の場合は、900m²以上。以下同じ。)の形質の変更をしようとする者は、形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所その他を届け出なければならない。</p>
<p>○このとき、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、形質の変更の届出に併せて、当該土地の土壌汚染の状況についての調査結果を提出することができる。</p>
<p>(3) 調査命令(法第4条、第5条)</p>
<p>○知事は、土壌汚染のおそれがあると認められる土地の形質の変更が行われるとき、又は土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壌汚染の状況について、当該土地の所有者等に対して調査を命じることができる。</p>
<p>(4) 区域の指定(法第6条、第11条)と台帳の調製(法第15条)</p>
<p>○知事は、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、その区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定・公示するとともに、当該区域について、その所在地、土壌汚染の状況等を記載した台帳を調製し、閲覧に供する。</p>
<p>(5) 汚染の除去等の措置(法第7条)</p>
<p>○知事は、要措置区域において、土壌汚染による人の健康被害を防止するため必要な限度において要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置に係る計画を作成し提出することを指示する。</p>
<p>(6) 土地の形質の変更の届出(法第12条)</p>
<p>○形質変更時要届出区域内において、土地の形質を変更しようとする者は、形質の変更に着手する14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(7) 指定の申請(法第14条)</p>
<p>○土地の所有者等は、土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、知事に当該土地の区域について指定をすることを申請することができる。</p>
<p>(8) 汚染土壌搬出時の届出(法第16条)と管理票(法第20条)</p>
<p>○措置を命じられた土地所有者等や汚染原因者、土地の形質を変更しようとする者が、要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合には、搬出に着手する14日前までに、汚染状態、体積、運搬方法、処理施設の所在地、その他の事項を知事に届け出なければならない。また、運搬又は処理を他人に委託する場合には環境省令で定める事項を記入した「管理票」を受託者に交付し、「管理票」の写しの送付を受けて当該運搬又は処理が終了したことを確認しなければならない。</p>

(2) 環境確保条例(土壌汚染対策制度)

(1) 規制対象となる事業者	
○有害物質取扱事業者	条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い、又は取扱ったもの
○土地改変者	3,000m ² 以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者
○汚染地改変者	条例に基づき土壌汚染が確認され、残置されている土地の改変を行う者
(2) 調査契機となる行為	
○有害物質取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で地下水の汚染が認められるとき(条例第115条) ・工場若しくは指定作業場を廃止したとき、又は施設を除却しようとするとき(条例第116条)
○土地改変者(条例第117条)	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000m²以上の敷地内において土地の改変を行うとき <p>※通常の管理行為又は軽易な行為、300m²未満の規模の改変、非常災害時の応急措置について、適用除外となる場合あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第4条の届出を行うとき
(3) 土壌汚染状況調査	
○規制対象となる事業者は、対象敷地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用、排出の状況を踏まえ、土壌及び地下水の汚染状況の調査を行う。	
(4) 計画の策定及び対策の実施	
○有害物質取扱事業者が生じさせた土壌汚染により、健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合、当該事業者に対し、土壌汚染の除去等の措置に係る計画(土壌地下水汚染対策計画書)の作成、提出の指示がなされる。	
○それ以外の土壌汚染の場合、汚染地を改変するときに、汚染の拡散防止の措置に係る計画を作成し、提出しなければならない。	
○土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置は、土壌汚染調査の結果を踏まえ、対策を行う区域を設定し、掘削除去、原位置封じ込めなどの手法により実施する。また、施行の基準、汚染土壌の処理・運搬の基準を遵守する。	
(5) 「東京都土壌汚染対策指針」	
○「東京都土壌汚染対策指針」とは、環境確保条例第113条の規定に基づき、有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う土地の土壌汚染の調査及び対策に係る方法を定めたものである。	
○土壌汚染対策法の施行以降、法と条例により土壌汚染対策を一体的に運用するため、指針を改正し、調査や対策の方法等を法との整合を図るほか、法の方法により調査や対策を行う場合の特例等を定めている。	



図ー7 条例の土壌汚染対策に係るフロー

(3) 土地改変時における環境確保条例及び土壌汚染対策法の手続の関係

環境確保条例と土壌汚染対策法がともに適用される場合、環境確保条例のみが適用される場合があるので注意を要する。

詳細は「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」(東京都環境局)の最新版を参照のこと。

	条例第117条	法第4条
対象者	○土地改変者	○第4条第1項の届出(+自主調査の結果)・・土地の形質の変更を行う者 ○第4条第3項の調査・・土地所有者等
契機	次のいずれかの行為を行うとき ①3,000m ² 以上の敷地内において土地の改変を行うとき ②法第4条の届出を行うとき	○土地の一定規模(3,000m ²)以上の形質の変更をしようとするとき ※敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3,000m ² 以上 ※届出契機の判断については、 ・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に関するQ&A」を参照のこと。

■法第4条案件の条例第117条の手続の流れ(提出先が法・条例共に東京都の場合※)

法第4条対象案件は全て条例第117条の対象となります
 ・土地の形質の変更面積だけで3000㎡以上
 ・現に特定有害物質が使用されている工場等の敷地にあつては900㎡以上の土地の形質の変更
 ※八王子市・町田市の場合には手続きが異なりますので、各市にお問合せください。

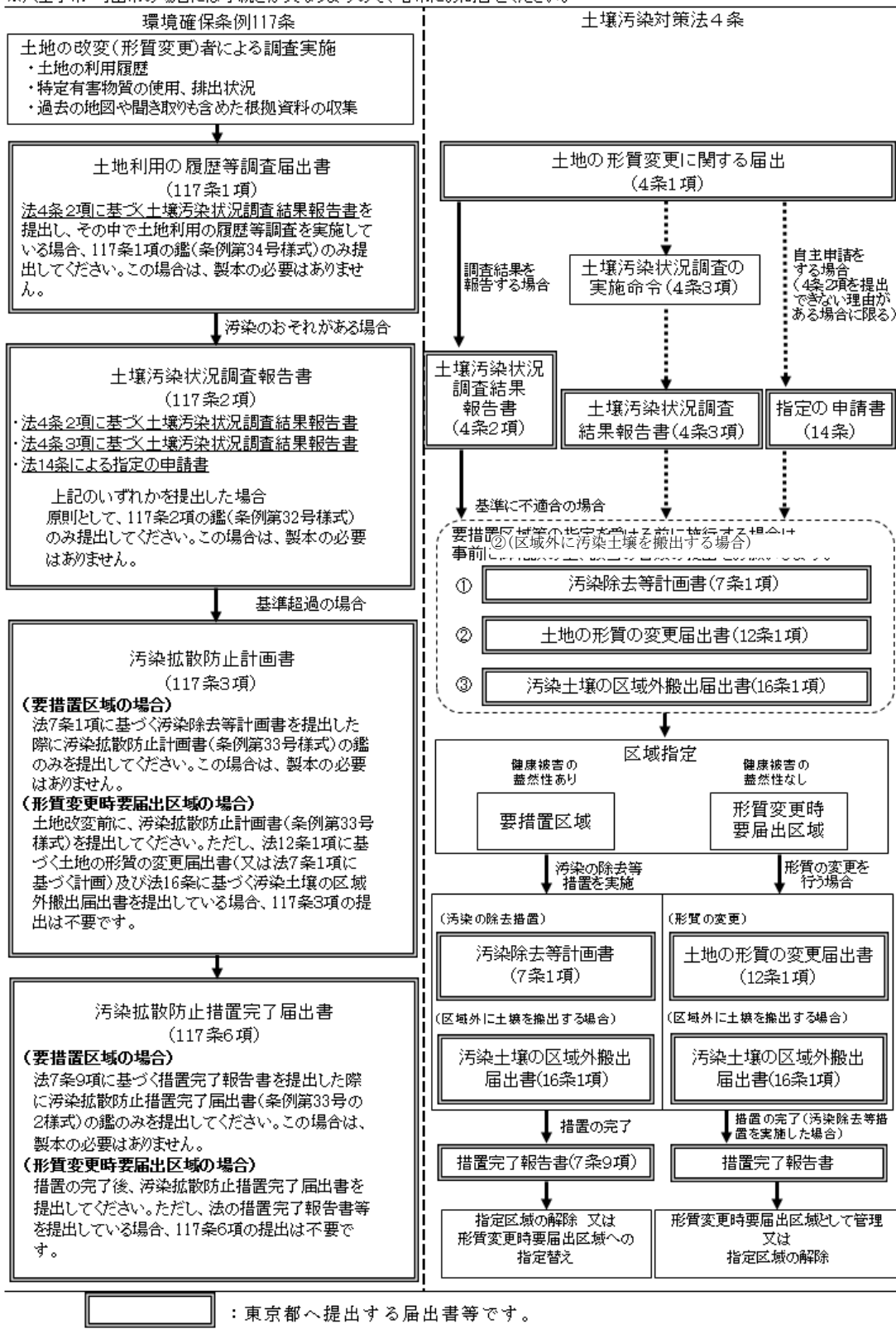


図-8 条例第117条と法第4条の届出フロー
 (「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」より)

2 土壌汚染状況調査及び対策の実施(平成31年4月1日改正後の規定による)

(1) 汚染土壌の定義

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査により、当該土地の土壌が基準不適合となった場合は、法令に基づき、当該土地の土壌汚染による人の健康への被害を防止するための対策及び汚染の拡散を防止するための対策が必要となる。

なお、自主的な調査により基準不適合土壌の存在が確認された場合についても、法令に準じて対策を実施することが望ましい。この場合、土壌汚染対策法第14条の規定による区域指定の申請を行い、法に基づく対策を実施することも出来る。

表-9 指定基準(土壌汚染対策法施行規則)

分類	特定有害物質の種類	指定基準		
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	—	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下
	水銀及びその化合物※	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.005 以下、かつ、 アルキル水銀 が検出されな いこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下	
第三種	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下

(※)環境確保条例施行規則(汚染土壌処理基準)と物質名の記載が異なるが、基準値は同値である。

(2) 土壌汚染状況調査の実施

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査は、文献等による地歴調査と、実際に土壌試料等を採取して行う汚染状況調査の2段階がある。環境確保条例ではそれぞれの調査段階で届出・報告を求めており、土壌汚染対策法では一括して「土壌汚染状況調査」として報告を求めている。

調査の実施に当たっては、法施行規則、東京都土壌汚染対策指針の規定に従う

ほか、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省)の最新版及び条例施行通知を参照のこと。

なお、法及び条例の届出対象外の工事においても、汚染土壌の存在を推定し把握するため、自主的にこれらの調査を実施することが望ましい。

実施した調査の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

土壌汚染状況調査(土壌汚染対策法施行規則第1条) (土壌汚染対策法の規定による指定調査機関に実施させること)
<input type="checkbox"/> 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握(地歴調査)
<input type="checkbox"/> 試料採取等を行う区画の選定
<input type="checkbox"/> 試料採取等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質(土壌ガス調査→追加調査(ボーリング調査)) ・ 第二種・第三種特定有害物質(汚染のおそれの生じた場所の位置の土壌を採取)
土壌汚染に係る調査(東京都土壌汚染対策指針第2)
<input type="checkbox"/> 土地利用の履歴等調査(地歴調査)
<input type="checkbox"/> 汚染状況調査(指定調査機関に委託して行わせること) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質(土壌ガス調査→追加調査(ボーリング調査、地下水調査)) ・ 第二種・第三種有害物質(汚染のおそれの生じた場所の位置の土壌を採取→追加調査)
(地下水調査)
<input type="checkbox"/> 詳細調査(対策等に必要範囲でボーリング調査を実施)

(3) 対策選定の流れ

① 土壌汚染による人の健康被害のおそれがある場合

基準不適合土壌が存在し、かつ汚染土壌による人の健康リスクがある場合は、土壌汚染対策法の適用を受ける土地については、「要措置区域」に指定され、汚染の除去等の措置が必要になる。また、環境確保条例のみの適用を受ける土地においても、原則として同様の措置が必要になる。

表-10 人の健康被害のおそれがある場合に実施する措置

○土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
	砂場等	盛土では支障がある土地		通常の土地			
立入禁止	○	○		○			
舗装	○	○		○			
盛土	×	×		◎			
土壌入換え	×	◎		○			
土壌汚染の除去	◎	○		○			
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×：不適 ○土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
地下水汚染		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
なし	地下水の水質測定※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎
あり※2	地下水の水質測定※1	◎※3					
	原位置封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	◎	×
	遮断工封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	○	×
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
	遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎
	不溶化	×	×	○	×	×	×
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×：不適 ※1 東京都土壌汚染対策指針では「地下水質の継続監視」。 ※2 地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準に適合しないことをいう。 ※3 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。目標土壌溶出量については法令を参照のこと。 ※4 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。							

なお、掘削除去を行った場合の埋戻しのために搬入する土壌については、平成31年環境省告示第6号により搬入土調査を行う必要がある。搬入土調査の方法については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

②周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合

基準不適合土壌が存在し、かつ一定濃度を超える土壌の汚染（第二溶出量基準を超えるもの）又は地下水の汚染（第二地下水基準を超えるもの）がある場合は、環境確保条例に基づき土壌汚染の除去等の措置が必要となる。選択可能な措置は、東京都土壌汚染対策指針を確認のこと。

表-11 第二溶出量基準及び第二地下水基準(※)

分類	特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)	第二地下水基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.02 以下	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.09 以下	0.03 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下	0.5 以下
	シアン化合物	1 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀として 0.005 以下、 かつ、アルキル水銀が検出され ないこと	水銀として 0.005 以下、か つ、アルキル水銀が検出され ないこと
	セレン及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	砒素及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	ふっ素及びその化合物	24 以下	8 以下
	ほう素及びその化合物	30 以下	10 以下
第三種	シマジン	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下
	PCB	0.003 以下	0.003 以下
	有機りん化合物	1 以下	1 以下

(※)第二溶出量基準は土壌汚染対策法施行規則、環境確保条例施行規則に共通。第二地下水基準は環境確保条例施行規則のみ。

土壌汚染対策について検討する際は、土壌汚染に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を示した下記のガイドラインが参考となる。

- ・「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」(平成26年12月東京都環境局)

温室効果ガス排出や大気汚染等への配慮(環境面)、措置費用の低減(経済面)、地域コミュニティ等への配慮(社会面)を行った土壌汚染への対策等の方法の選択に当たっては、令和4年3月に新たに発行された下記のガイドブックが参考となる。

- ・「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」(令和4年3月東京都環境局)

<p>○このガイドブックの主な記載内容</p> <p>①持続可能な土壌汚染対策のためのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「土壌の3R」を意識して、建設等工事を計画的に進める。 <ul style="list-style-type: none"> ー土壌の3Rとはー <ul style="list-style-type: none"> ・Reduce：土壌の場外搬出入量の削減 ・Reuse：土壌の資源活用（適正な管理の基での盛土利用等） ・Remediation：原位置浄化、現場内浄化 ▶関係者間のコミュニケーション <p>事業に関わる人たち（工場主・売主・買主・開発事業者等）がコミュニケーションを取りながら、事業全体を見据えて、それぞれの役割を担う。また、関係者（地域住民・施設管理者・施設利用者等）へのリスクコミュニケーションでは、なるべく早く正確な情報提供を心掛けていくことが大切。</p> <p>②計画的な土壌汚染調査・対策実施の重要性</p> <p>時間を要する措置も実施できるよう、早期に汚染状況を把握し計画的に措置に取り組む。</p> <p>（例）操業中に土壌調査、土地を利活用しながら対策（原位置浄化）を実施等</p>

また、対策時の温室効果ガス排出量等の環境負荷の評価については、下記ガイドラインが参考となる。

- ・「土壌汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」(平成27年3月 東京都環境局、(独)産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門)

<p>○建設工事の途中で汚染土壌に遭遇した場合の措置</p> <p>建設工事の途中において、突然、汚染土壌に遭遇した場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な対応を行うほか、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改訂版)」(平成24年4月独立行政法人土木研究所)も参考となる。</p>

基準不適合土壌が存在していても、人の健康リスク又は一定濃度を超える汚染がなければ、汚染の除去等の措置は法令上の義務はない。ただし、土壌汚染対策法の適用を受ける土地については「形質変更時要届出区域」に指定されるほか、土地の形質変更を行うにあたっては汚染の拡散防止のため、法及び条例に規定する適切な対策が必要であり、工事の方法や汚染土壌の処理・運搬の内容に関する届出が必要となる。

<p>土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域における、土地の形質の変更の施行方法に関する基準(土壌汚染対策法施行規則第53条)</p>
<p>○土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該区域内の帯水層に接する場合は、平成31年環境省告示第5号で定める施行の基準に適合すること。(自然由来特例区域等、埋立地特例区域を除く。埋立地管理区域では施行基準に適合すること。)</p>
<p>○土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌または特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するために必要な措置を講ずること。</p>
<p>○同一調査契機で指定されたほかの形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>
<p>○土地の形質の変更を行った後、要措置区域における措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないようにすること。</p>

実施した措置の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

事業を実施するにあたり改変対象となる土地が過去の調査により法の要措置区

域等に指定されていることも考えられるため、法・条例の調査契機となる改変規模にあたらぬ場合であっても、環境局ホームページ「要措置区域等の指定状況」を確認すること。

(4) 汚染土壌の運搬及び処分

土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する場合は、法に基づく届出を事前に行う。汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従って運搬しなければならない。また、環境確保条例に基づく汚染拡散防止計画においても、東京都土壌汚染対策指針に従い、搬出時の措置を講じなければならない。

汚染土壌の運搬については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(環境省)の最新版を参照のこと。

汚染土壌の運搬に関する基準(土壌汚染対策法施行規則第65条)
<p>○運搬は、次のように行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 ・ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
<p>○飛散、地下浸透、悪臭の発散があった場合は直ちに運搬を中止し、自動車等を点検するとともに、環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>
<p>○自動車等及び運搬容器は、飛散、地下浸透、悪臭発散のおそれのないものであること。</p>
<p>○運搬の用に供する自動車等の両側面に、汚染土壌を運搬している旨を表示し、かつ、汚染土壌管理票を備え付けること。</p>
<p>○混載等については、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならない。 ・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならない。 ・ 搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。(同じ処理施設で処理する場合を除く)
<p>○汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲いが設けられ、かつ汚染土壌の積み換えの場所であることが表示されている場所で行う。 ・ 飛散、地下浸透、悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる。
<p>○汚染土壌の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならない。</p>
<p>○積替えのために一時保管する場合には、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管は、囲いや掲示板等の要件を満たす場所で行うこと。 ・ 保管施設からの飛散等、地下浸透、悪臭の発散を防止するための構造や必要な設備を設ける等の措置を講ずること。
<p>○汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において移動を行う ・ 散水装置による散水を行う ・ 汚染土壌を防塵カバーで覆う ・ 汚染土壌に薬液を散布又は締固めを行うことによって表層を固化する ・ 上記と同等以上の効果を有する措置を講ずる
<p>○汚染土壌の荷卸しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された場所以外の場所で行ってはならない。</p>

○汚染土壌の引渡しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された者以外に行ってはならない。
○汚染土壌の運搬は、要措置区域外等への搬出の日から30日以内に終了すること。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認し、運搬の用に供した自動車等の番号および運搬担当者の氏名を記載しなければならない。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときには、管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
○当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない。

土壌汚染対策法の要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌処理の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しなければならない(ただし、同一地層の自然由来特例区域間、同一港湾の埋立地特例区域間又は同一調査契機で指定された区域間の移動については、例外的に認められる)。

また、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に、必要事項を記載した汚染土壌管理票を交付しなければならない。

許可を受けた汚染土壌処理業者については、環境省のホームページに「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が掲載されているので、最新版を参照する。

汚染土壌管理票については、「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」((公財)日本環境協会)を参照のこと。

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設の種類(汚染土壌処理業に関する省令第1条)
○浄化等処理施設(汚染土壌について浄化、溶解又は不溶化を行うための施設)
○セメント製造施設(汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設)
○埋立処理施設(汚染土壌の埋立てを行うための施設)
○分別等処理施設(汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設)
○自然由来等土壌利用施設(自然由来特例区域又は埋立地特例区域から搬出される土壌を土木構造物等盛土材等として受け入れるための施設)

汚染土壌の処理に当たっては、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」(環境省)の最新版を参照のこと。

(5) 自然由来等土壌の搬出について

平成31年4月に土壌汚染対策法が改正され、自然由来等土壌については、一定の条件の下で、汚染土壌処理施設のほか、同一特例区域(同一地層の区域に限る。)への区域間移動や自然由来等土壌利用施設に搬出することが可能となった。

区域間移動については、自然由来等土壌は特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の間の土壌の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである(施行通知記の第5の1(5)②)。ただし、搬出区域と受入区域において、以下の要件を満たしている必要がある。

- ① 自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること(法第18条第1項第2号イ)
- ② 自然由来等土壌があった土地の地質と同じであること(法第18条第1項第2号ロ)

搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準は以下のとおり。

区域間移動については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」(環境省)最新版を参照のこと。

〈搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準〉

基準の種類	要件								
汚染の状況	特定有害物質ごとの汚染状態が同様であること								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出元の汚染状態</th> <th>搬出先の汚染状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶出量基準不適合 含有量基準適合</td> <td>・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td> </tr> <tr> <td>溶出量基準適合 含有量基準不適合</td> <td>・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td> </tr> <tr> <td>溶出量基準不適合 含有量基準不適合</td> <td>・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td> </tr> </tbody> </table>	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態	溶出量基準不適合 含有量基準適合	・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準適合 含有量基準不適合	・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・溶出量基準不適合、含有量基準不適合
	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態							
	溶出量基準不適合 含有量基準適合	・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合							
	溶出量基準適合 含有量基準不適合	・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合							
溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・溶出量基準不適合、含有量基準不適合								
地質	搬出元の地質と同じであること ・自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること ・埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が同一の港湾であること								

自然由来等土壌利用施設が受け入れることができる土壌としては、自然由来等土壌のほか、自然由来等土壌利用施設に利用されていた自然由来等土壌及び自然由来等土壌を土質改良することにより得られた土壌が対象となる。

自然由来等土壌利用施設は、次の2種類の施設がある。

- ①自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料として利用する施設（自然由来等土壌構造物利用施設）

自然由来等土壌構造物利用施設は、自然由来等土壌を土木構造物等の盛土の材料として利用する施設であり、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出等を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限られている。

（例）道路法に規定されている道路

港湾法に規定されている港湾施設（臨港港湾施設）である港湾道路等

- ②自然由来等土壌の公有水面埋立法による公有水面の埋立て（海面の埋立てに限る。）を行うための施設（自然由来等土壌海面埋立施設）

なお、環境確保条例も平成31年4月に同様に改正されており、東京都土壌汚染対策指針第4 2（6）エでは、自然由来等土壌の搬出が以下の通り規定されている。

- ①同一の自然由来地層の広がりが認められる土地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
 ②同一の港湾内に存在する埋立地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
 ③汚染土壌等の受入基準を有する機関等（当該機関の受入基準を満たすことにより、汚染の拡散につながらないことを担保できる場合に限る。）

これらの改正の趣旨を踏まえ、これらの自然由来等土壌を搬出するに当たっては、適切に管理した上で有効活用を検討していくことが望ましい。

（6）搬出土壌の認定調査等

土壌汚染対策法の要措置区域等内の土壌については、指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果について申請し、当該土壌の基準適合を都道府県知事が認めた場合については、汚染土壌としてではなく、通常の土壌として取扱うことが可能になる。認定調査の方法については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。認定に係る申請手続については、「土壌汚染対策法及び環境

確保条例に基づく届出書等の作成の手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)を参照のこと。

認定調査を受ける可能性のある要措置区域等については、指定の日から一年ごとに当該要措置区域等への土壌の搬入に係る記録(搬入の有無、搬入土の調査結果)の届出(法施行規則様式第24)を行うことで、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込むことができる場合がある。

認定調査の方法	
○掘削前調査(土壌汚染対策法施行規則第59条の2) (区域内の土壌を掘削する前に、当該掘削しようとする土壌を深度方向に試料採取等し調査する方法)	
○掘削後調査(土壌汚染対策法施行規則第59条の3) (区域内の土壌を深度・区画ごとに管理して掘削した後に当該掘削した土壌を試料採取等し調査する方法)	
試料採取等対象物質	
<p>区域指定後に土壌の搬入に係る記録(法施行規則様式第24)を1年ごとに届け出た場合は、次に掲げる物質のみとする。記録の届出がない場合は、全ての特定有害物質とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域指定に係る物質 ・土壌汚染状況調査で試料採取等を行わなかった物質で基準不適合のおそれがあるもの ・区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた物質 ・搬入土壌で基準不適合があった物質 <p>なお、詳細調査において上記物質に係る調査結果があれば、当該調査済み深度については再度の試料採取等は要しない(ただし、2深度基準適合が確認された以深で未調査の深度については、試料採取等は必要)。また、基準適合が確認されて埋め戻された土壌についても、埋戻しから1年ごとの土壌の搬入に係る記録の届出があり、かつ適切に管理されていれば、再度の試料採取等は要しない。</p>	

なお、環境確保条例のみが適用となる土地については、深度方向の詳細調査を実施しこれを報告することで、2深度基準適合が確認された以深の土壌についても、通常の土壌として取扱うことができる。

表-12 土壌汚染に関する問合せ窓口及び受付窓口

(1) 土壌汚染に関する一般的な相談 巻末一覧No. 53	
(2) 土壌汚染対策法及び環境確保条例第114条、115条、117条	
①23区及び島しょ地区	巻末一覧 No. 54
②多摩地区	巻末一覧 No. 55
(2) 環境確保条例第116条、第116条の2、第116条の3	
○各区市環境担当部署(八王子市及び町田市については、条例第115条及び土壌汚染対策法の受付も行う。)	
○町村については、東京都多摩環境事務所が担当	

表-13 指定調査機関の問合せ先等

(1) 指定調査機関	
巻末一覧 No. 56	
(2) 土壌汚染の調査・対策等を委託する業者	
巻末一覧 No. 57	
(3) 汚染土壌の処理業者	
巻末一覧 No. 58	

3 ダイオキシン類による汚染土壌

工事現場でダイオキシン類の基準超過土壌が確認された場合、直ちに規制する法律はないため、次の①から③までを参考に自主対策を行う。

なお、ダイオキシン特措法の適用検討、その他不明点がある場合は、環境局に個別に相談すること。

- ①建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]((独)土木研究所編、平成17年12月)
- ②ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン(環境省水・大気環境局土壌環境課、平成23年3月)
- ③工場・事業におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き(環境省水・大気環境局土壌環境課、令和元年6月)

第7章 緑のリサイクル等

第1 せん定枝葉等

島内では、社会資本等の維持管理に伴い、せん定枝葉・伐採材・伐根材・間伐材・刈草等(以下「せん定枝葉等」という。)が発生するが、発生を抑制するとともに、原則として発生したせん定枝葉等は再資源化を行うものとし、以下の方針により行う。

1 発生抑制

公の施設(道路、河川、公園、庁舎、公営住宅、浄水場、処理場、学校など。以下「公共施設」という。)の植栽樹木、街路樹等の維持管理においては、景観・生態を考慮した計画的な植栽管理を行い、せん定枝葉等の発生を抑制する。現場内で再利用が可能な場合は、自ら利用に努める。

2 再資源化等

一般廃棄物のせん定枝葉等は、区市町村の取り決めに従い、適切に処理しなければならない。

一方、建設業に係る木くず(伐採材、伐根材など)は産業廃棄物であるため、場内において移動式の機械などによりチップ化しマルチングや堆肥化などにより利用するほか、再資源化施設に搬入し、木質ボード、パルプ原料、肥料原料等として再資源化する。また、再資源化施設に搬入できない場合には、熱回収及び熱供給を行っている中間処理施設に搬入して、熱回収を行う。なお、野外焼却は、廃棄物処理法により原則として禁止されている。

木くずの一般廃棄物と産業廃棄物は以下のように区分される。

表-14 木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分

一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・せん定枝葉、間伐材、刈草 ・流木 ・その他の木くず
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) ・木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む)に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず ・貨物の流通のために使用したパレット ・事業活動から生じたPCBが染み込んだ木くず

第2 熱帯雨林材等

熱帯雨林材針葉樹林材(以下「熱帯雨林材等」という。)は、建設工事においては、建築物の下地材等の建設資材やコンクリート型枠等として使用されている。本来、熱帯雨林材等は良質な木材であり貴重なものであることから、建設工事におけるこうした用途に偏らず、無垢材としての建築材料、家具や調度品など、より高度な材料として使用されるべきである。

また、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材、ほかの材質製のコンクリート型枠等への代替に努めるとともに、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが必要である。

このため、熱帯雨林材等を含む全ての木材の使用用途の合理化を図り、建設資材等としての有効利用を図っていく。

<p>(1) 熱帯雨林材等を大切にす</p>
<p>○代替材への転換 建築物等の下地材や内装材等については、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材に代替することに努める。</p>
<p>○合法性等の証明 代替材への転換を徹底した上で、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの必要である。</p>
<p>(2) コンクリート型枠における対策</p>
<p>① コンクリート型枠使用の少ない工法・構造等の採用 コンクリート型枠については、安全性・経済性・耐久性などを踏まえた上で可能な場合はコンクリート型枠工事を削減できる構造や工法の採用に努める。 (例)・SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造、S(鉄骨)造等の型枠使用原単位の低い構造の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床、外壁、柱、梁等にPC板等を採用 ・床型枠用デッキプレート(鋼製デッキプレート等)の採用 ・金属製金網(ラス)型枠の採用 ・土留壁と本体構造の一体化 ・現場打ち工法からプレキャスト製品採用への転換 ・プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠の利用拡大
<p>② ほかの材質製コンクリート型枠等への代替等 熱帯雨林材等を含むコンクリート型枠の使用を抑制するため、工事の種類、工種、使用部位等別に対応する最適なコンクリート型枠(国産材合板型枠、針葉樹合板型枠、複合合板型枠、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、プラスチック型枠、再生プラスチック型枠等)を使用する。なお、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものを原材料とした合板を使用しなければならない。</p>
<p>③ 型枠の合理的な使用 合板型枠を使用する場合は、合理的な使用により反復使用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウレタン樹脂等で表面処理した塗装合板、合成樹脂フィルム等で覆ったものの使用 ・スパン、階高、柱、梁等の寸法の統一など躯体設計の合理化 ・型枠の損傷防止のためノンセパレーター工法の採用、剥離材の使用による型枠清掃方式の改善
<p>④ 反復使用及び他工事転用 同一工事内での反復使用に努めるとともに、ほかの工事での転用を図る。</p>
<p>⑤ 型枠の再資源化 反復使用や他工事転用を徹底して行った後、廃棄せざるを得ない場合は、その他の製品に再生することが可能な再資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設に搬入し、再資源化を図る。</p>

第3 都内産木材

木材は良質な建築資材であり、森林の成長、公共施設や住宅建築、解体後の木材の再資源化などによる二酸化炭素の固定のほか、木質バイオマスエネルギー利用による化石燃料代替など、木材利用から再植林という木材循環を構築することで、建築資材などの供給源のみならず、多様な森林機能を保全・再生し、地球温暖化防止に寄与することを図るものとし、都内産木材を土木、建築工事において活用を図る。なお、大規模に木材を使用する場合や、都内産木材の供給の不足が見込まれる場合等は、都内産木材以外の国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。

第8章 建設グリーン調達

第1 基本方針等

1 法律上の位置づけ

本章は、グリーン購入法第4条に規定する「環境物品等への需要の転換を図るための措置」及びグリーン購入法第10条に規定する「環境物品等の調達の推進を図るための措置」に該当するものであり、島しょ地域で施行する都発注工事における環境物品等(建設資材に限る。以下同じ。)の調達(以下「建設グリーン調達」という。)は、本章に基づき行う。

なお、町村発注工事においても、本章に基づき、都と同様に建設グリーン調達に努める必要がある。

表-15 グリーン購入法の規定

条	責務の内容
第4条	地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。
第10条	都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。
	2 前項の方針は、当該都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。
	3 都道府県及び市町村は、第1項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

表-16 環境物品等の定義

条・項	グリーン購入法の条文
第2条第1項	再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
第2条第2項	環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
第2条第3項	環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

2 基本方針

都は、建設グリーン調達に関して「東京都における建設グリーン調達基本方針」(以下「基本方針」という。)を示すものとし、以下のとおり建設グリーン調達を推進する。

(1) 関係法令に基づく調達

都は、建設工事の発注に当たっては、関係法令に基づき、以下の方針で建設グリーン調達

を行う。

①グリーン購入法に基づく調達	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法では、国、独立行政法人及び地方公共団体は、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づき環境物品等の調達を推進する義務が課せられている(地方公共団体は努力義務)。これは公共工事における建設資材等の調達についても適用されることから、都は、建設工事の発注に当たっては、同法に基づき建設グリーン調達を推進する。
②資源有効利用促進法に基づく調達	<ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法及び同法に係る建設省令では、建設発生土の工事間利用、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化施設への搬出と再生資源利用促進計画の作成による計画的な取組を定めている。 また、第1種～第4種建設発生土、再生クラッシュラン及び再生粒度調整砕石等、再生加熱アスファルト処理混合物及び再生加熱アスファルト混合物等の利用と再生資源利用計画書の作成による計画的な取組が定められていることから、これらの施策を継続する。
③建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法では、第5条及び第6条において、建設業を営む者及び発注者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努力義務が課せられていることから、都は発注者の立場としてこれらの調達を推進する。
④建設リサイクル法実施指針	<ul style="list-style-type: none"> 東京都建設リサイクル指針では、特定建設資材廃棄物等の再資源化により得られた物の利用についての考え方及び関係者の役割を示しているため、関係者(製造者、設計者、発注者、施工者、処理者等)は、同指針に基づき特定建設資材廃棄物等の再資源化により得られた物の利用を促進する。

(2) 調達方針の作成

建設グリーン調達に当たっては、関係法令を根拠とした環境物品等の調達を行うとともに、グリーン購入法第10条に基づき都の環境物品等の調達方針(島しょ地域版)を作成し、これに基づき毎年度、島しょ地域において環境物品等を調達する。

環境物品等の調達方針の作成の考え方は、以下のとおりとする。

<p>○都は、グリーン購入法第10条第1項に基づき、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)」(以下「調達方針」という。)を作成する。</p>
<p>○調達方針は、環境物品等の使用用途及び環境影響物品等の使用抑制の指針を含めて作成する。</p>

第9章 建設リサイクル実施状況の把握等

推進計画では、令和6年度における再資源化等率の目標を定めており、建設リサイクル実施状況を把握し、その結果を基に補足改善することにより、さらに建設資源循環を促進していくことが必要である。

このため、工事ごとに再生資源利用(促進)の状況等について受注者から報告を受けるとともに、実態把握及び補足改善等に必要な各種の調査を実施するものとし、協議会又は利用調整会議が島しょ部会、分科会等を通じて発注部局に調査を依頼する。

第1 再生資源の利用(促進)状況等の報告

受注者は、再生資源の利用(促進)状況、リサイクル阻害要因等について報告書に取りまとめの上、監督員に報告するものとし、以下のとおり作成・提出する。

1 再生資源利用状況

再生資源利用状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| <p>①再生資源利用状況の報告は、以下の要件に該当する工事の場合に行う。なお、発注部局の判断により、簡易契約方式の工事等を除外することができる。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入した工事 ・砕石を搬入した工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入した工事 |
| <p>②再生資源利用状況の報告は、「再生資源利用実施書」により行うものとし、その作成は、COBRISにより必要なデータを入力、そのデータを2部印刷し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管する。(工事完了後1年間)</p> |

2 再生資源利用促進状況

再生資源の利用促進状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| <p>①再生資源利用状況の報告は、以下の要件に該当する工事の場合に行う。なお、発注部局の判断により、簡易契約方式の工事等を除外することができる。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土を搬出した工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物を搬出した工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出した工事 |
| <p>②再生資源利用促進状況の報告は、「再生資源利用促進実施書」(建設廃棄物処理実績報告を兼ねる。)により行うものとし、その作成は、COBRISにより必要なデータを入力、そのデータを2部印刷し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管する。(工事完了後1年間)</p> |

第2 建設副産物実態調査等の実施

建設副産物等の発生量、処理方法、再生資源利用(促進)の状況等についてその実態を把握し、補足改善を行っていくため、以下の各種調査を実施する。

1 建設副産物実態調査

建設副産物実態調査(以下「センサス」という。)は、建設リサイクルの実施状況を把握し、効果の大きい施策の継続や不十分な施策の補足改善等の方針を検討するため行うものであり、以下の3種類のタイプがある。

都は、国のセンサスの実施動向等を踏まえ適宜最適な調査を実施する。

名称(略称)	実施主体	センサスの内容
統計センサス	国土交通省	国が統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を得て行う統計調査
簡易センサス	関東協議会	統計調査として行わない地方ごとに行う簡易的な調査
東京都センサス	東京都	統計センサスも簡易センサスも行われない場合に都独自で行う調査

(調査内容)

利用量・搬出先：建設副産物の搬出量、建設資材利用量、調査再生資源の利用率、搬出先実態等の把握	全てのセンサスで実施
施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査	統計センサスで実施

センサスは、以下の方針により行うものとし、センサス事務局から発注部局に調査の実施を依頼し、調査結果については、取りまとめが完了した時点においてセンサス事務局から発注部局に文書等により通知する。

実施主体	○センサスは、協議会が主体となって実施する。
調査対象工事	○都関連工事のうち、COBRISに登録された工事(COBRISの対象建設副産物(5品目)が発生する工事) ○金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出した工事 ○建設資材、再生建設資材を使用した工事
調査時期	○説明会等により、別途通知を行う。 ○提出期限は、原則、毎年5月(年1回)。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期等 ○建設廃棄物及び建設発生土の種類、発生量、減量化量、現場内利用量、現場外搬出量、現場外搬出先、再生資源利用促進率等 ○建設資材の種類、利用量、再生資材の利用量、再生資源利用率等
調査の方法	○センサスは、受注者がCOBRISで入力した「再生資源利用(促進)実施書」のデータを活用することにより行う。この場合、受注者は、センサスの調査票の作成・提出を省略することができる。 ○センサスの詳細については、別途定める「建設副産物実態調査調査要領(東京都建設副産物対策協議会)」による。 ○COBRISについては、入力ミス防止のため、監督員は受注者を、別途定める「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」により入力方法を指導する。
チェックの徹底	○センサスに当たっては、入力ミスは再資源化等率などの数値に大きな影響を与えるので、発注部局は、各段階においてチェックを徹底する。

	○チェックに当たっては、「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」及び「COBRISにおける調査データの確認の要点(財団法人日本建設情報総合センター)」を活用する。
センサス事務局	○東京都建設副産物対策協議会事務局

2 緑のリサイクル実態調査

緑のリサイクル実態調査は、せん定枝葉等の発生量や再資源化等の状況、熱帯雨林材の使用抑制等の状況、都内産木材の供給と需要(使用)の状況等について把握し、補足改善するために実施する。

(1) せん定枝葉等の処理実態調査

せん定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の発生量、処理方法、再資源化施設の分布等について調査する。

取りまとめ対象事業 (前年度実績)	○島しょ地域で施行する都関連工事から発生したもの ○都、都政策連携団体、町村施設の維持管理に伴って発生したもの ○受注金額が100万円以上のもの
取りまとめ対象規模	○発生した剪定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の全て
取りまとめ時期	○調査は、必要に応じて行うものとする。
取りまとめ内容	○作業件名、作業場所、せん定枝葉等の種類、発生量、処理方法、再資源化施設の分布等
取りまとめ方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
緑のリサイクル実態 調査事務局	○センサスと同じ(東京都建設副産物対策協議会事務局)。

3 建設グリーン調達実績調査

建設グリーン調達実績調査は、ガイドラインの第8章に規定する「東京都建設グリーン調達制度」に基づき調達された「環境物品等」について、その調達実績を調査し把握するものである。

なお、調査結果については、取りまとめが完了した時点において、建設グリーン調達実績調査事務局から発注部局に通知する。

調査対象事業 (前年度実績)	○都発注工事での調達実績
調査対象規模	○建設資材を使用する工事のうち、工事代金の額が500万円以上のもの
調査時期	○調査は、毎年度実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、建設資材の種類、環境物品等の種類、使用量等
調査方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
建設グリーン調 達実績調査事務局	○センサスと同じ(東京都建設副産物対策協議会事務局)。

4 補足改善

各種調査の結果に基づき、推進計画やガイドライン等の効果が十分に現れている事項の検証及び施策の継続、不十分な部分の発見とその原因の検証及び対策の立案などの補足改善を行い、必要がある場合は推進計画やガイドライン等の見直しを行い、調査結果及び補足改善の方針を反映していくものとする。

卷末資料

巻末資料 目次

1	問合せ一覧（建設リサイクル全般、解体工事等）	巻末-1
2	土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧	巻末-2
3	問合せ先一覧（土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令所管行政庁）	巻末-5
4	問合せ先一覧（汚染土壌処理施設情報等）	巻末-7
5	参考図書一覧	巻末-8
6	建設副産物の種類	巻末-11
7	関係法令罰則一覧	巻末-12
8	収集運搬業者、処分業者一覧	巻末-17
9	港湾、漁港、空港一覧	巻末-21
10	清掃施設一覧	巻末-22
11	重量換算係数表	巻末-23
12	発生土利用基準（土質区分基準）	巻末-24
13	発生土利用基準（適用用途標準（1）（2）（3））	巻末-25
14	建設リサイクル法届出（通知）窓口一覧表	巻末-28
15	建設リサイクル法と石綿の関係 Q&A	巻末-30
16	石綿飛散及びばく露防止対策の概要	巻末-32
17	労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要	巻末-34
18	アスベスト含有建材の事前調査及び調査結果の報告が必要です！	巻末-39
19	巻末一覧	巻末-41

問合せ先一覧(建設リサイクル全般、解体工事等)

都庁所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

問合せ内容	問合せ先
○建設リサイクル全般に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル全般に関すること ・行政計画、指針、手引類等に関すること ・建設グリーン調達に関すること 	東京都都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 直通03-5388-3231 FAX03-5388-1351
<ul style="list-style-type: none"> ・COBRISの活用に関すること 	(一財)日本建設情報総合センター建設副産物情報センター 〒107-6114東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階 電話03-3505-2981 FAX03-3505-2966
○建設工事(解体工事等)に係る分別解体等、登録(許可)、再資源化等、有害物質等の処理、安全管理等に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に関すること (法全般) 	東京都都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 直通03-5388-3231 FAX03-5388-1351
<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に関すること (届出、分別解体等) ・建築基準法に関すること 	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 直通03-5388-3372 FAX03-5388-1356
<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に関すること (解体工事業の登録) ・建設業許可、建設業法に関すること 	東京都都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当 直通03-5388-3353 FAX03-5388-1356
<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に関すること (申告、再資源化等) 	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課不法投棄対策担当 直通03-5388-3446 FAX03-5388-1381
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に関すること 	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 直通03-5388-3586 FAX03-5388-1381 規制監視担当 直通03-5388-3589
<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理に関すること ・PCB特措法に関すること 	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当 直通03-5388-3573 FAX03-5388-1381
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの処理に関すること ・大気汚染防止法に関すること ・環境確保条例に関すること 	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気規制担当 直通03-5388-3492 FAX03-5388-1376
<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の処理に関すること ・フロン排出抑制法に関すること 	東京都環境局 環境改善部 環境保安課 フロン対策担当 直通03-5388-3471 FAX03-5388-1380
<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関すること ・労働安全衛生法に関すること 	厚生労働省東京労働局 労働基準部安全課 住所〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話03-3512-1615 FAX03-3512-1559
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法上の特定施設の撤去に関すること ・下水道法に関すること 	下水道局施設管理部排水設備課 直通03-5320-6585
<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事施工技術講習に関すること ・解体工事施工技師試験に関すること ・解体工事施工技師講習に関すること 	(公社)全国解体工事業団体連合会 住所〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階 電話03-3555-2196 FAX03-3555-2133

土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧

(関係法令の例)

法令名	適用条項	規制内容
(土地利用等に関するもの)		
都市計画法	法29条 令19条 法58条	都市計画区域における開発行為の許可(知事等) 許可の規模(千m ² 又は3千以上)(自治体の規則により上乘せあり) 風致地区内での建設等の行為の規制
土地区画整理法	法4条 法76条	土地区画整理事業の認可(知事) 土地区画整理事業の障害となるおそれがある建築行為等の許可(知事)
農地法	法4条	農地転用の制限、許可(知事)
農業振興地域の整備に関する法律	法15条の2	開発行為の制限、許可(知事)
土地改良法	法10条	土地改良区の設立認可(知事)
生産緑地法	法8条	生産緑地地区における建設等行為の許可
景観法	法16条	開発行為等の届出(景観行政団体の長)
建築基準法	法39条 法40条	災害危険区域の指定(条例) 制限の附加(条例)
港湾法	法37条 法38条の2	港湾区域内の工事等の許可(港湾管理者) 臨港地区内における行為の届出等(港湾管理者)
文化財保護法	法57条	土木工事等のための発掘に関する届出(文化庁長官)
(自然環境保全等に関するもの)		
自然公園法	法20条、21条 法33条 法73条	国立公園の特別地域、特別保護地区における土地形状変更等の許可(環境大臣) 国立公園の特別地域、特別保護地区における土地形状変更等の許可(知事) 国立公園の普通地域における土地形状変更等の届出(環境大臣) 国立公園の普通地域における土地形状変更等の届出(知事) 都道府県立自然公園における条例による行為の規制(知事)
都市緑地法	法8条 令3条	緑地保全地域における土地形質変更等の許可(知事) 許可を必要とする行為(高さ1.5m以上、面積10m ² 以上の屋外堆積規模)
絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律	法37条 法39条	生息地等保護区内の管理地区での建設等行為の許可(環境大臣) 生息地等保護区内の監視地区での建設等行為の届出(環境大臣)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	法29条	鳥獣保護地区内での工作物設置の許可(環境大臣、知事)
森林法	法10条の2 令2条の3 法34条	民有林における開発行為の許可(知事) 許可を必要とする規模(土地面積1ヘクタール以上) 保安林における伐採、土地の形質変更の許可(知事)
首都圏近郊緑地保全法	法7条 令2条	近郊緑地保全地域における土地の形質変更等の届出(知事) 届出を必要とする行為(高さ1.5m以上、面積60m ² 以上の屋外堆積規模)
自然環境保全法	法17条 法25条 法28条 則29条	原生自然環境保全地域における土地の形質変更等の禁止 自然環境保全地域の特別地区における建設等の行為の許可(環境大臣) 自然環境保全地域の普通地区における建設等行為の届出(環境大臣) 届出を必要とする行為(高さ2m超、面積200m ² 超の土地形質変更)
公有水面埋立法	法2条 法8条 法29条	埋立行為の免許(知事) 工事着手の制限 埋立地の用途変更許可(知事)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	令5条	水底土砂(汚泥を含む)で銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル、バナジウム又はそれらの化合物、弗化物を含むものの埋立場所等に排出する方法に関する基準
(防災等に関するもの)		
河川法	法26条	河川区域における建設等行為の許可(河川管理者)
地すべり等防止法	法18条 法42条 令5条	地すべり防止区域内における地すべり誘発等行為の許可(知事) ばた山崩壊防止区域内における土石の集積の許可(知事) 許可を必要とする規模(載荷重が10t/m ² 以上の土石の集積)
砂防法	法2条 規程1条	指定土地における一定行為の禁止若しくは制限(国土交通大臣) 指定する土地は官報で告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	法7条 法13条 令2条	急傾斜地崩壊危険区域内における土石の集積等行為の許可(知事) 急傾斜地崩壊防止工事の届出(知事) 許可を要する規模(高さ2m以上の盛土、載荷重が2.5t/m ² 以上の土石の集積)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法9条	特定開発行為の制限、許可(知事)
宅地造成等規制法	法8条 令4条～15条	宅地造成工事規制区域における工事の許可(知事) 宅地造成に関する工事の技術的基準
海岸法	法8条 法37条の5	海岸保全区域内における建設等行為の許可(海岸管理者) 一般公共海岸区域内における建設等の行為の許可(海岸管理者)
住宅地区改良法	法9条	改良地内における住宅地区改良事業の障害となるおそれのある土地の形質変更等の許可(知事)
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	法33条 令10条 令11条	防災街区整備地区計画区域内における土地の区画形質変更等行為の届出(市町村長) 届出を要する行為 届出を要しない行為
(岩石・砂利・鉱物の採取等に関するもの)		
採石法	法33条	岩石採取の認可(知事)
砂利採取法	法16条	砂利採取の認可(知事)
鉱業法	法21条	鉱業権の設定の認可(経済産業局長)
鉱山保安法	法13条	鉱業上使用する建設物等工事の認可(産業保安監督部長)
(その他)		
大気汚染防止法	法2条、令3条、 法18条～18 条の4 規則10、16 条	土石の堆積場で面積が1,000m ² 以上の施設は一般粉じん発生施設 一般粉じん発生施設設置の届出(知事)、経過措置、基準遵守義務、基準 適合命令等、届出添付書類、構造、使用、管理基準
騒音規制法	法2条、令2条 法3条 法14条、規則 10条 特定建設作業に 伴って発生する 騒音の規制に関 する基準	特定建設作業(バックホウ：定格出力80kW以上、ブルドーザー：定格出 力40kW以上、ただし、環境大臣が指定する低騒音型建設機械は除く) 知事による特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定 作業の届出(市町村長) 特定建設作業場所の敷地境界線で85デシベル以下 指定区域、作業時間の制限
土壌汚染対策法	法4条	土地の形質の変更の届出(知事)
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	第8条	(資源有効利用促進法に基づく建設省令) 一定規模以上の建設資材を搬入する工事において、再生資源利用計画を作成 する (土砂:1,000m ³ 以上、碎石:500t以上、加熱アスファルト混合物:200t以 上)
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	第7条	(資源有効利用促進法に基づく建設省令) 一定規模以上の指定副産物が現場から搬出される工事において、再生 資源利用促進計画を作成する (建設発生土:1,000m ³ 以上、コンクリート塊、アスファルト・コンクリ ート塊または建設発生木材:200t以上)

注)このほかにも関係法令として道路法、都市公園法、温泉法等がある。

(東京都及び市町村の条例) (条例の例)

条例名	適用条項	規制内容
東京都風致地区条例	条例 3 条	行為の許可 (宅地造成等、土石類の採取、水面埋立等)
東京都景観条例	条例10条	特定行為の届出
東京都自然公園条例	条例12条 条例13条	特別地域における行為の許可 (鉱物・土石の採取、土石の集積・貯蔵、水面の埋立等) 普通地域における行為の許可 (鉱物・土石の採取、土石の集積・貯蔵、水面の埋立等)
東京における自然の保護と回復に関する条例	条例47条	開発の許可 (土砂等による埋立及び盛土等)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	条例89条 条例117条	指定作業場の設置の届出 土地の改変時の届出
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 5 条	事業の許可
八王子市土砂等の埋立事業の適正化に関する条例	条例 8 条 条例10条 条例13条	事業計画の届出 土地再生管理計画の届出 保証金の預託
町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 5 条	事業の許可
青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 5 条	事業の許可
あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 5 条	事業の許可
日の出町市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 5 条	事業の許可
奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	条例 4 条	事業の許可

問合せ先一覧(土砂の採取、埋立、盛土等に係る法令所管行政庁)

(主な法令、条例の所管行政庁の例)

都庁代表電話：03-5321-1111

法令名	所管行政庁	電話	所管区域
○都市計画法	都市整備局 市街地整備部 区画整理課 開発指導担当	内31-266	区部
○宅地造成等規制法	都市整備局 多摩建築指導事務所 開発指導第一課 開発指導第一担当 開発指導第二担当	042-548-2040 042-548-2041	北多摩西部・西多摩・八王子市
	都市整備局 多摩建築指導事務所 開発指導第二課 開発指導第一担当 開発指導第二担当	042-364-2387 042-364-2388	北多摩東部・南多摩
○土地区画整理法	都市整備局 市街地整備部 区画整理課 公共区画整理担当 民間区画整理担当	内31-315～6 内31-264～5	都内
○都市緑地保全法	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 公園緑地担当	内 30-289 ～ 290	都内
○首都圏近郊緑地保全法			
○風致地区条例			
○生産緑地法			
○景観法	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 街並み景観担当	内30-294	都内
○東京都景観条例			
○採石法	産業労働局 商工部 地域産業振興 課砂利採石担当	0428-23-4184	都内
○砂利採取法	総務局 大島支庁 産業課 商工担当 新島出張所 神津島出張所	04992-2-4431 04992-5-0281 04992-8-0311	大島支庁管内 新島内 神津島内
	総務局 三宅支庁 産業課 商工担当	04994-2-1312	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 産業課 商工担当	04996-2-1113	八丈支庁管内
	総務局 小笠原支庁 産業課 商工担当	04998-2-2122	小笠原支庁管内
○農地法	産業労働局 農林水産部 農業振興課 農地担当(農地法)	内37-161	都内
○農業振興地域の整備に関する法律	企画調整担当(農業振興地域の整備に関する法律)	内37-121	都内
○土地改良法	土地改良計画担当(土地改良法)	内37-171	都内
	総務局 大島支庁 産業課 農務担当	04992-2-4431	大島支庁管内
	総務局 三宅支庁 産業課 農務担当	04994-2-1312	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 産業課 農務担当	04996-2-1113	八丈支庁管内
	総務局 小笠原支庁 産業課 産業担当	04998-2-2122	小笠原支庁管内
○森林法	産業労働局 農林水産部 森林課 森林保全担当	内37-542	保安林全般
	産業労働局 森林事務所 保全課 保全担当	0428-22-1156	保安林(多摩)
	環境局 自然環境部 緑環境課 森林保全担当	内42-643	一般林(区部)
	環境局 多摩環境事務所 自然環境課 指導担当	042-521-4809	一般林(多摩)
	総務局 大島支庁 産業課 林務担当(保安林・一般林)	04992-2-4431	大島支庁管内
	新島出張所	04992-5-0281	新島内
	神津島出張所	04992-8-0311	神津島内
	総務局 三宅支庁 産業課 林務担当(保安林・一般林)	04994-2-1312	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 産業課 林務担当(保安林・一般林)	04996-2-1113	八丈支庁管内
	総務局 小笠原支庁 産業課 産業担当(保安林・一般林)	04998-2-2122	小笠原支庁管内
○自然公園法	環境局 自然環境部 緑環境課 自然公園担当	内42-685～6	都内
○東京都自然公園条例	環境局 多摩環境事務所 自然環境課 指導担当	042-521-4809	多摩
	総務局 大島支庁 土木課 管理担当	04992-2-4441	大島支庁管内
	新島出張所	04992-5-0281	新島内
	神津島出張所	04992-8-0311	神津島内
	総務局 三宅支庁 土木港湾課 管理担当	04994-2-1313	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 土木課 管理担当	04996-2-1114	八丈支庁管内
	総務局 小笠原支庁 土木課 自然公園担当	04998-2-2165	小笠原支庁管内
○自然環境保全法	環境局 自然環境部 緑環境課 指導担当	内42-645～6	区部

○東京における自然の保護と回復に関する条例	環境局 多摩環境事務所 自然環境課 指導担当	042-521-4809	多摩
	総務局 大島支庁 土木課 管理担当	04992-2-4441	大島支庁管内
	新島出張所	04992-5-0281	新島内
	神津島出張所	04992-8-0311	神津島内
	総務局 三宅支庁 土木港湾課 管理担当	04994-2-1313	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 土木課 管理担当	04996-2-1114	八丈支庁管内
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	総務局 小笠原支庁 土木課 自然公園担当	04998-2-2165	小笠原支庁管内
	〈土地改変時の措置〉環境局 環境改善部 化学物質対策課	03-5388-3495	区部
	環境局 多摩環境事務所 土壌地下水対策担当	042-523-3517	多摩
	環境局 環境改善部 大気保全課	03-5388-3491	島しょ
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	〈指定作業場の規制〉各区環境主管課		区部
	各市環境主管課		市部
	環境局 多摩環境事務所 大気規制担当	042-523-0238	町村部
	環境局 環境改善部 大気保全課	03-5388-3491	島しょ
○絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律	環境局 自然環境部 計画課 計画担当	内42-631	都内
○河川法 ○砂防法 ○海岸法 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○地すべり等防止法 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	環境局 自然環境部 計画課 鳥獣保護管理担当	03-5388-3505	区部
	環境局 多摩環境事務所 自然環境課 鳥獣保護担当	042-521-2948	多摩
	総務局 大島支庁 産業課 林務担当	04992-2-4431	大島支庁管内
	総務局 三宅支庁 産業課 林務担当	04994-2-1312	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 産業課 林務担当	04996-2-1113	八丈支庁管内
	総務局 小笠原支庁 産業課 産業担当	04998-2-2122	小笠原支庁管内
○土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	建設局 河川部 指導調整課 占用担当	内41-445～6	一級河川
	建設局 各建設事務所 管理課		一級河川(各管内)
	総務局 大島支庁 土木課 管理担当	04992-2-4441	大島支庁管内
	新島出張所	04992-5-0281	新島内
	神津島出張所	04992-8-0311	神津島内
	総務局 三宅支庁 土木港湾課 管理担当	04994-2-1313	三宅支庁管内
	総務局 八丈支庁 土木課 管理担当	04996-2-1114	八丈支庁管内
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	総務局 小笠原支庁 土木課 工務担当	04998-2-2123	小笠原支庁管内
	母島出張所 技術担当	04998-3-2121	内
	国土交通省各河川事務所（荒川下流、京浜、江戸川等）		国直轄管理河川
	各区市町村河川管理者		二級河川・水路
	八王子市 まちなみ整備部 開発指導課	042-620-7261	八王子市内
○土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	町田市 都市づくり部 建築開発審査課	042-724-4395	町田市内
	青梅市 都市整備部 都市計画課	0428-22-1111 内2524～5	青梅市内
	あきる野市 環境経済部 生活環境課 生活環境係	042-558-1111 内2514～5	あきる野市内
	日の出町 生活安全安心課 環境リサイクル係環境担当	042-597-0511 内 334, 335, 336	日の出町内
	奥多摩町 環境整備課	0428-83-2367	奥多摩町内

問合せ先一覧(汚染土壌処理施設情報等)

1. 汚染土壌対策に関する問合せ先

汚染土壌対策、土壌汚染対策法、環境確保条例等に関する問合せ先は以下のとおりです。

○東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当
所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話03-5388-3495 FAX03-5388-1376
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

2. 土壌汚染の調査機関の問合せ先

本文第6章第3汚染土壌(P63)を参照のこと。

3. 汚染土壌処理施設情報等の検索

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者は、以下の機関のホームページで検索することができます。

○環境省ホームページ(土壌汚染対策法|土壌関係)
<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

参考図書一覧

(参考図書の例)

参考図書名	発行所等
(建設リサイクル全般に関するもの)	
○「東京都建設リサイクル推進計画」	(編集、発行)東京都都市整備局 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
○「東京都建設リサイクルガイドライン」	電話03-5388-3231 FAX03-5388-1351 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html
○「東京都建設泥土リサイクル指針」	販売所 東京都建設リサイクルガイドラインは(一財)東京都弘済会で販売
○「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」	・〒104-0043 東京都中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階 TEL03-6826-1011
○「総合的建設副産物対策」	(編集、発行)(一財)先端建設技術センター 所在地：〒112-0012 東京都文京区大塚2-15-6 オーク音羽ビル4階 電話03-3942-3990 FAX03-3942-0424 https://www.actec.or.jp/
○「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」	(編集)国土交通省総合政策局 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html
○「建設発生土利用基準について」(平成18年8月)	
○「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月)	
○「発生土利用促進のための改良工法マニュアル」(平成9年12月)	(編集)建設発生土利用促進検討委員会
○「建設発生土利用技術マニュアル(平成25年9月)」	(編集)(国研)土木研究所 所在地：〒305-8516 茨城県つくば市南原1-6
○「建設汚泥再生利用マニュアル」(平成20年12月)	電話029-879-6700 https://www.pwri.go.jp/index.html
○「建設リサイクル実務要覧」	(編集)建設副産物リサイクル広報推進会議
○「建設リサイクルハンドブック2014-15」(平成26年11月)	所在地：〒112-0012 東京都文京区大塚2-15-6 オーク音羽ビル4階 電話03-3942-3991 FAX03-3942-0424
○「新訂建設副産物適正処理推進要綱の解説」(平成14年11月)	https://www.actec.or.jp/
○「建設副産物管理マニュアル」(平成23年10月)	(編集、発行)(一社)東京建設業協会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内 電話03-3552-5656 FAX03-3555-2170 https://www.token.or.jp/
○「建設副産物リサイクルの手引き」(平成27年1月)	(編集、発行)建設三団体安全対策協議会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階 電話03-3551-8812 FAX03-3551-0494
○「建設汚泥(建設泥土)の適正処理およびリサイクルの手引き」(平成26年4月)	(編集、発行)(一社)日本建設業連合会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階 電話03-3553-0701 FAX03-3551-4954 https://www.nikkenren.com/
○「改訂版Q&A建設廃棄物処理とリサイクル」(平成23年7月)	(編集、発行)(一社)全国建設業協会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階 電話03-3551-9396 FAX03-3555-3218 http://www.zenken-net.or.jp/

(建設リサイクル法、解体工事に関するもの)

○「東京都における特定建設に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(東京都建設リサイクル指針)(平成16年6月)	(編集、発行)東京都都市整備局 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3231 FAX03-5388-1351 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html
○「建設リサイクル法パンフレット」	

○「改訂4版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」(平成22年11月)	(編著)手引：建設リサイクル法実務手続研究会 解説：建設リサイクル法研究会
○「改訂3版建設リサイクル法の解説」(平成24年10月)	
○「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」	(編集)建設副産物リサイクル広報推進会議 所在地：〒112-0012 東京都文京区大塚2-15-6オーク音羽ビル4階 電話03-3942-3991 FAX03-3942-0424 https://www.actec.or.jp/
○「木造建築物の分別解体の手引き」	
○「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン」	平成15年7月3日付国総建第103号・国住防第3号、国土交通省総合政策局長・国土交通省住宅局長通知
○「木造建築物等の解体工事施工指針(案)・同解説」(平成14年11月)	(編集、発行)(一社)日本建築学会 所在地：〒108-8414 東京都港区芝5-26-20 電話03-3456-2051 FAX03-3456-2058 https://www.aij.or.jp/
○「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成24年11月)	(編集、発行)(一社)日本建設業連合会 所在地：〒104-0032東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館8階 電話03-3553-0701FAX03-3551-4954 https://www.nikkenren.com/
○「建築物に使用される仕上げ材の分別解体工事施工指針(案)・同解説」	(編集、発行)日本建築仕上学会 所在地：〒108-0014 東京都港区芝5-26-20建築会館6階 電話03-3798-4921 FAX03-3798-4922

(建設廃棄物の適正処理に関するもの)

○「建設廃棄物適正処理マニュアル」(平成23年8月)	(編集)(財)日本産業廃棄物処理振興センター (発行)TAX出版(株) 所在地：〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階 電話03-5275-7111 FAX03-5275-7112 https://www.jwnet.or.jp/index.html
○「建設廃棄物を適正に処理するために」(平成23年10月)	(編集、発行)東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 所在地：〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3586 FAX03-5388-1381 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/
○「産業廃棄物の適正処理のために」(平成28年3月)	
○「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(令和元年10月)	
○「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」(平成24年9月)	(編集)建設六団体建設副産物対策協議会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館 電話03-3551-1119 FAX03-3551-0494
○「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」(平成30年12月)	
○「マニフェストシステムがよくわかる本」	(編集、発行)(一社)東京都産業資源循環協会 所在地：〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://www.tosankyo.or.jp/
○「建設廃棄物適正処理の手引き(改訂版)」(令和2年1月)	(編集、発行)建設三団体安全対策協議会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内 電話03-3551-8812 FAX03-3551-0494
○「建設廃棄物の適正処理」(DVD)(平成21年4月)	

(汚染土壌の処理に関するもの)

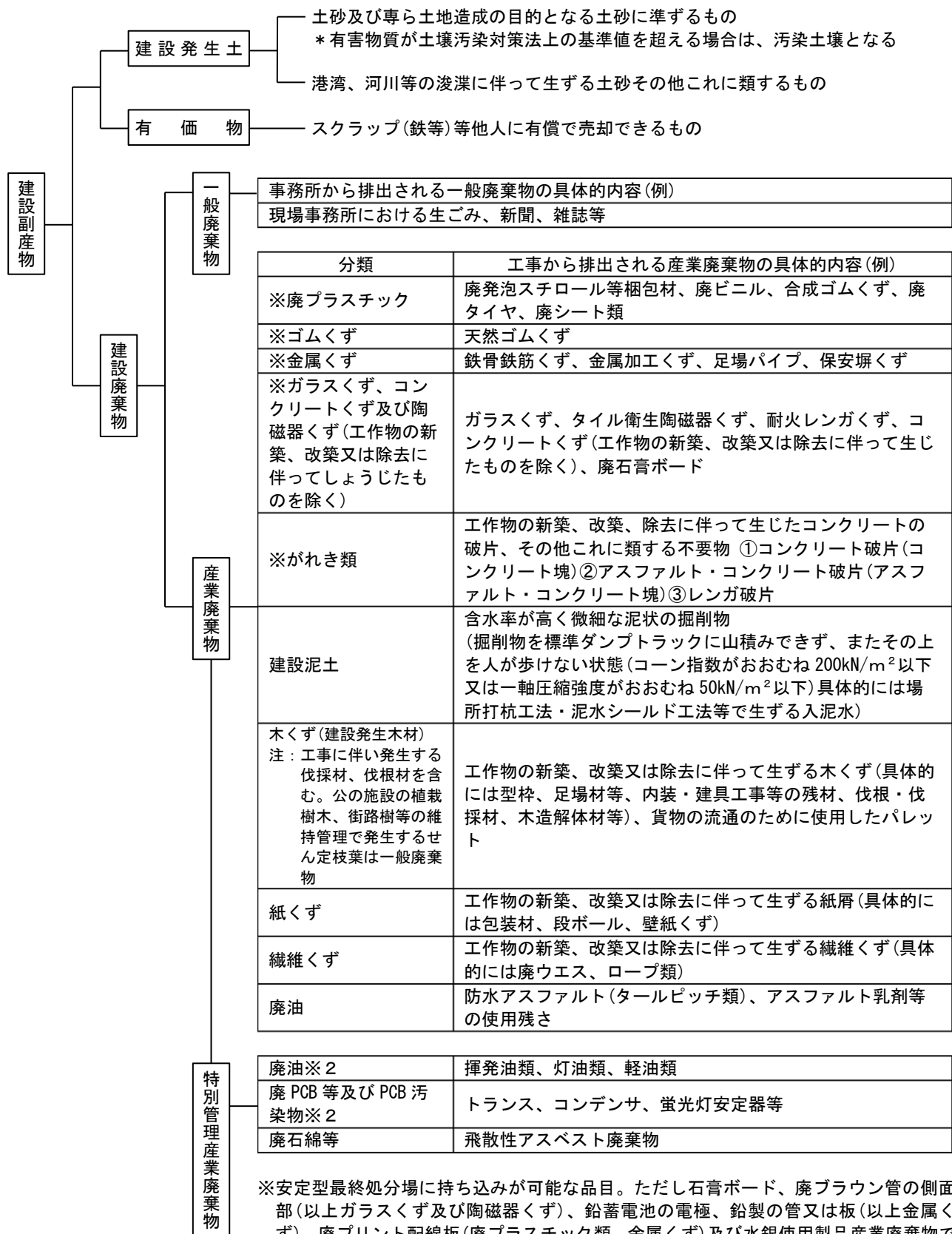
○環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」(令和4年3月)	(編集、発行)東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3468 FAX03-5388-1376 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/index.html
○「環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」(平成31年4月)	
○「東京都土壌汚染対策指針」(平成31年4月)	
○「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」(平成26年12月)	

○「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」(平成16年5月)	(編集)(国研)土木研究所 所在地：〒305-8516 茨城県つくば市南原1-6 電話029-879-6700 https://www.pwri.go.jp/index.html
○「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」	(編集)環境省水・大気環境局土壌環境課 所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 電話03-3581-3351(代) FAX03-3501-2717 https://www.env.go.jp/index.html
○「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(平成31年3月)」	
○「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」(平成29年3月)	
○「逐条解説土壌汚染対策法」(令和元年8月)	
○「汚染土壌の取扱いについて」(平成25年9月)	(編集、発行)(一社)日本建設業連合会 所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館 電話03-3553-0701 FAX03-3551-4954 https://www.nikkenren.com/

(有害物質等の処理に関するもの)

○「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」	(編集、発行)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 https://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html
○「東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱」等	(編集、発行)東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3573 FAX03-5388-1381 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/
○「オゾン層を守ろう」	(編集、発行)環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 https://www.env.go.jp/earth/ozone/pamph/index.html
○「フロン排出抑制法関係パンフレット」	(編集、発行)東京都環境局 環境改善部 環境保安課 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3471 FAX03-5388-1376
○「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(令和4年4月)	(編集、発行)東京都環境局 環境改善部 大気保全課 所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3492 FAX03-5388-1376
○「アスベストQ&A Ver.2.3」(平成26年8月)	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/index.html

建設副産物の種類



※安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除く。

※2建物ピットに残された廃油、PCB廃棄物などは、建設廃棄物ではなく、建物所有者(発注者)が処理すべき廃棄物である。

関係法令罰則一覧

(関係法令、罰則の例)

(建設リサイクル法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第48条	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	解体工事業の無登録営業	法第21条第1項
		不正の手段による登録(変更登録を含む。)	法第21条第1項
		解体工事業の事業停止命令違反	法第35条第1項
法第49条	50万円以下の罰金	措置命令違反	法第15条 法第20条
法第50条	30万円以下の罰金	対象建設工事の届出等に係る変更命令違反	法第10条第3項
		解体工事業の変更の無届、虚偽の届出	法第25条第1項
法第51条	20万円以下の罰金	対象建設工事の無届、虚偽の届出	法第10条第1項
		対象建設工事の変更の無届、虚偽の届出	法第10条第2項
		解体工事業の登録の取消し等における無通知	法第29条第1項後段
		技術管理者の選任義務違反	法第31条
		報告拒否、虚偽報告	法第37条第1項 法第42条
		立入検査の拒否・妨害・忌避	法第37条第1項
法第52条		立入検査の拒否・妨害・忌避	法第43条第1項
		法人等両罰規定	法第48条～51条
法第53条	10万円以下の過料	発注者への報告の記録・保存義務違反	法第18条第1項
		解体工事業の無届廃業	法第27条第1項
		標識の掲示義務違反	法第33条
		帳簿の備付・記載・保存義務違反	法第34条

(廃棄物処理法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第25条	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又はこの併科	無許可営業	法第7条第1項、第6項 法第14条第1項、第6項 法第14条の4第1項、第6項
		不正の手段による許可取得	法第7条第1項、第6項 法第14条第1項、第6項 法第14条の4第1項、第6項
		無許可変更	法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の5第1項
		不正の手段による変更許可取得	法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の3第1項
		事業停止命令・措置命令違反	法第7条の3 法第14条の3(法第14条の6) 法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項 法第19条の5第1項(法第17条の2第3項) 法第19条の6第1項
		委託基準違反	法第6条の2第6項 法第12条第5項 法第12条の2第5項
		名義貸しの禁止違反	法第7条の5 法第14条の3の3 法第14条の7
		施設無許可設置	法第8条第1項 法第15条第1項
		不正の手段による設置許可取得	法第8条第1項 法第15条第1項

		許可施設無許可変更	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項
		不正の手段による許可施設変更許可取得	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項
		廃棄物の無確認輸出	法第10条第1項(第15条の4の7第1項)
		受託禁止違反	法第14条第15項 法第14条の4第15項
		不法投棄	法第16条
		不法焼却	法第16条の2
		指定有害廃棄物の処理基準違反	法第16条の3
		無確認輸出もしくは不法投棄または不法焼却未遂	法第10条第1項(法第15条の4の7第1項) 法第16条、法第16条の2
法第26条	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科	委託基準違反、再委託禁止違反	法第6条の2第7項 法第7条第14項 法第12条第6項 法第12条の2第6項 法第14条第16項 法第14条の4第16項
		施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反	法第9条の2 法第15条の2の7 法第19条の3(法第17条の2第3項)
		施設無許可譲受け・無許可借受け	法第9条の5第1項 (法第15条の4)
		無許可輸入	法第15条の4の5第1項
		輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項
		不法焼却、不法投棄目的の収集又は運搬	法第16条、法第16条の2
法第27条	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金又はこの併科	廃棄物無確認輸出予備	法第10条第1項(第15条の4の7第1項)
法第27条の2	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	管理票交付義務違反・記載義務違反	法第12条の3第1項 (法第15条の4の7第2項)
		管理票写し送付義務違反・記録義務違反・虚偽記載(収集運搬)	法第12条の3第3項前段
		管理票回付義務違反	法第12条の3第3項後段
		管理票写し送付義務違反・記録義務違反・虚偽記載(処分)	法第12条の3第4項、第5項 法第12条の5第6項
		管理票写し保存義務違反	法第12条の3第2項、第6項、第9項、第10項
		虚偽管理票交付	法第12条の4第1項
		未終了時管理票送付報告の禁止違反	法第12条の4第2項、第3項、第4項
		電子管理票虚偽登録	法第12条の5第1項 (法第15条の4の7第2項)
		電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第3項、第4項
		管理票措置命令違反	法第12条の6第3項
法第28条	1年以下の懲役又は506円以下の罰金	センター職員守秘義務違反	法第13条の7
		土地の形質の変更届出計画変更措置命令・土地の形質の変更に関する措置命令違反	法第15条の19第4項 法第19条の11第1項
法第29条	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	廃棄物処理業欠格要件該当届出	法第7条の2第4項(法第14条の2第3項、14条の5第3項)
		廃棄物処理施設の変更届出義務違反、虚偽届出	法第9条第6項(第15条の2の6第3項)
		施設使用前検査受検義務違反	法第8条の2第5項(第9条第2項) 法第15条の2第5項 (法第15条の2の6第2項)

		計画変更等命令違反	法第9条の3の3第3項で準用する第9条の3第3項(第9条の3第9項での準用を含む。) 法第9条の3の3第3項で準用する第9条の3第10項
		処理困難通知義務違反、虚偽通知	法第14条第13項 法第14条の2第4項 法第14条の3の2第3項(第14条の6での準用を含む。) 法第14条の4第13項 法第14条の5第4項
		処理困難通知写し保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の2第5項(第14条の3の2第4項(第14条の6での準用を含む。)、第14条の5第5項での準用を含む。 法第14条の4第14項
		土地の形質の変更届出違反、事故時応急措置 命令違反	法第15条の19第1項 法第21条の2第2項
法第30条	30万円以下の罰金	帳簿備付け・記載・保存義務違反	法第7条第15項 (法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項) 法第7条第16項 (法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項)
		業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続 届出義務違反	法第7条の2第3項 (法第14条の2第3項、法第14条の5第3項) 法第9条第4項 (法第15条の2の6第3項) 法第9条第4項 (法第15条の2の6第3項) 法第9条の7第2項 (法第15条の4)
		維持管理事項記録・備付け義務違反	法第8条の4 (法第9条の10第8項、第15条の2の4、第15条の4の4第3項)
		処理責任者等設置義務違反	法第12条第8項 法第12条の2第8項
		報告拒否、虚偽報告	法第18条
		立入検査拒否・妨害・忌避	法第19条第1項、第2項
		技術管理者設置義務違反	法第21条第1項
法第32条	法人等両罰規定	廃棄物の投棄禁止違反(1億円以下の罰金刑) 廃棄物の焼却禁止違反 その他(各本条の罰金刑)	法第25条第1項第1号～4号、第12号、14号、15号、第2項 法第25条第1項(上記を除く) 法第26条、27条、27条の2、28条第2号、法第29条、法第30条
法第33条	20万円以下の過料	土地の形質の無届出変更、虚偽届出	法第12条第4項、法第12条の2第4号、法第15条の19第2項、第3項
		処理計画届出義務違反	法第12条第9項、第12条の2第10項
		処理状況報告義務違反	法第12条第10項、第12条の2第11項
法第34条	10万円以下の過料	登録廃棄物再生事業者の名称不適正使用	法第20条の2第3項

(建設業法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法47条	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	建設業の無許可営業	法第3条第1項
法第52条	30万円以下の罰金	主任技術者及び管理技術者の設置義務違反	法第26条第1～3項、法第26条の3第6項
法第55条	10万円以下の過料	標識の掲示義務違反	法第40条

(建築基準法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第99条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	建築確認申請義務違反	法第6条第1項
法第101条	100万円以下の罰金	崩落、倒壊等防止措置義務違反	法第90条第1項
法第103条	50万円以下の罰金	除却届出義務違反	法第15条第1項
		建築確認表示義務違反	法第89条第1項

(道路交通法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第118条	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	乗車又は積載の制限違反	法第57条第1項
法第119条の2	15万円以下の罰金	駐車禁止違反 交通妨害禁止違反	法第45条第1項、第2項 法第47条
法第120条	5万円以下の罰金	無許可道路使用	法第77条第7項

(道路法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第102条	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	無許可道路占用	法第32条第1項

(PCB特措法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第34条	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	保管等の届出義務違反	法第8条

(労働安全衛生法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第119条	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	危険防止措置義務違反(機械、爆発物等)	法第20条
		危険防止措置義務違反(掘削、墜落、崩壊等)	法第21条
		健康障害防止措置義務違反(粉じん、酸欠等)	法第22条
		健康、生命の保持等措置義務違反	法第23条
		労働災害防止措置義務違反	法第24条
		労働者退避措置義務違反	法第25条
		労働災害発生防止措置義務違反	法第25条の2第1項

(消防法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第39条の3の3	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	火災予防上の措置命令違反	法5条第1項
法第44条	30万円以下の罰金又は拘留	危険物及び可燃物の貯蔵及び取扱上の技術基準違反	法第9条の3

(大気汚染防止法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第33条の2	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	計画変更命令違反	法第18条の18
		作業基準適合命令等違反	法第18条の21
法第34条	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	特定粉じん排出等作業の実施届出義務違反 作業基準遵守義務違反	法第18条の17第1項 法第18条の19

法第35条	30万円以下の罰金	事前調査結果報告義務違反、虚偽報告	法第18条の15第6項
法第37条	10万円以下の過料	特定粉じん排出等作業の実施届出義務違反 (緊急作業)	法第18条の17第2項

(振動規制法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第26条	10万円以下の罰金	特定建設作業の実施届出義務違反	法第14条第1項
法第28条	3万円以下の過料	特定建設作業の実施届出義務違反(緊急工事)	法第14条第2項

(騒音規制法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第31条	3万円以下の罰金	特定建設作業の実施届出義務違反	法第14条第1項
法第33条	1万円以下の過料	特定建設作業の実施届出義務違反(緊急工事)	法第14条第2項

(水質汚濁防止法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第30条	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	総量規制基準の措置命令違反	法第8条の2
法第31条	6ヶ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	排水の排出制限違反 事故時の措置義務違反 緊急時の措置義務違反	法第12条第1項 法第14条の2第3項 法第18条
法第33条	30万円以下の罰金	排水の汚染状態の測定結果の記録義務違反	法第14条第1項、第2項、第5項
法第35条	10万円以下の過料	排水の汚染状態の測定手法の届出義務違反	法第14条第3項

(悪臭防止法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第27条	6ヶ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	事故時の措置義務違反	法第10条第3項

(高圧ガス保安法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第83条	30万円以下の罰金	危険時の措置及び届出義務違反 事故の届出義務違反	法第36条第1項 法第63条第2項

(フロン排出抑制法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第103条	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	フロン類の放出禁止違反	法第86条
法第104条	50万円以下の罰金	フロン類引渡義務違反	法第41条
法第105条	30万円以下の罰金	委託確認書の交付義務違反	法第43条第1項、第2項、第3項

(下水道法)

罰則条項	罰則	違反内容	違反条項
法第47条の2	3ヶ月以下の懲役又は 20万円以下の罰金	特定施設の設置等の届出違反 特定施設の構造等の変更の届出違反	法第12条の3第1項、 法第12条の4
法第49条	20万円以下の罰金	特定施設の設置等の届出違反	法第12条の3第2項、第3項
法第51条	10万円以下の過料	氏名の変更等の届出違反	法第12条の7

収集運搬業者、処分業者一覧

令和5年4月現在

(収集運搬業者：陸上運搬)注)新規開業、廃業等で変動することもある。

支庁	島別	業者名	収集運搬できる産業廃棄物の種類		保管・積替施設
			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	
大島支庁	大島	(有)京塚金属	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	—————	保管積替えを含む
		(株)山田回漕店	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	引火性廃油 感染性廃棄物	保管積替えを含む
		(有)大澤興業	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、動物性残さ、動物系固形不要物、ゴム、金属、ガラス、鉍さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	—————	—————
		(株)塩崎建設	汚泥、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	—————	—————
		(有)オーレック	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	引火性廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃石棉等 金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん)	保管積替えを含む
		(有)港運送	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん	引火性廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石棉等、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん)	—————
		山田建設(株)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	—————	—————
		村松興産(株)	汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、動物系固形不要物、金属、ガラス・コンクリート・陶磁、鉍さい、がれき類、ばいじん	—————	—————
		大昌建設(株)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁、がれき類、動物の死体	—————	—————
		小幡解体興業(株)	汚泥、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	—————	—————
	利島	—————	—————	—————	—————
新島	—————	—————	—————	—————	
式根島	—————	—————	—————	—————	
神津島	(有)丸源	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	—————	—————	
	(有)丸甚運送	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁、鉍さい、がれき類、ばいじん	引火性廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石棉等、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん)	—————	
三宅支庁	三宅島	三宅島自動車運輸(株)	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	引火性廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻)	—————
		(有)平善産業	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん	引火性廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん)	—————

		(有)三新運送	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん	引火性廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等、特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん)	_____
	御蔵島	_____	_____	_____	_____
八丈支庁	八丈島	(株)恵興	燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん	_____	_____
		(有)沖山興業	汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	_____	_____
		秋田建設(株)	廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	_____	_____
		(株)佐々木住設	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物死体、ばいじん	_____	_____
		興和産業(株)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	引火性廃油、強廃酸、強アルカリ、特定有害産業廃棄物(廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等)、金属等を含む特定有害産業廃棄物(汚泥、廃アルカリ)	_____
	青ヶ島	_____	_____	_____	_____
小笠原支庁	父島	(株)恵興	燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん	_____	_____
		大昭産業(株)	廃油、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	_____	_____
	母島	_____	_____	_____	_____

(収集運搬業者：海上運搬) 注)新規開業、廃業等で変動することもある。

業者名	収集運搬できる産業廃棄物の種類		保管・積替施設
	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	
伊豆七島海運(株)	燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	引火性廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、廃石綿等)、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、指定下水汚泥)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港(辰巳埠頭、芝浦埠頭) ・大島(元町港、岡田港、波浮港) ・利島(利島港) ・新島(新島港、若郷漁港、羽伏漁港) ・式根島(野伏漁港) ・神津島(神津島港、三浦漁港) ・三宅島(三池港、阿古港、伊ヶ谷漁港) ・御蔵島(御蔵島港) ・八丈島(底土港、八重根港) ・青ヶ島(三宝港)
日栄産業(株)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙、木、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区京浜島 ・新島(新島港) ・神津島(神津島港、三浦漁港) ・八丈島(神湊港)
伸光産業(株)	廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ゴム、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・利島(利島港) ・三宅島(三池港、阿古港) ・八丈島(底土港、八重根港) ・父島(二見港) ・母島(沖港)
(株)共勝丸	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、動植物性残さ、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん	引火性廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃水銀等、廃石綿等)、金属等を含む特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港(月島埠頭) ・父島(二見港) ・母島(沖港)
(有)広洋海運	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区京浜島 ・大島(元町港、岡田港、波浮港) ・新島(新島港、若郷漁港、羽伏漁港) ・式根島(式根島港、野伏漁港) ・利島(利島港) ・神津島(神津島港、三浦漁港) ・三宅島(三池港、阿古港) ・御蔵島(御蔵島港) ・八丈島(神湊港、八重根港) ・青ヶ島(青ヶ島港)

(処分業者) 注)新規開業、廃業等で変動することもある。

支庁	島別	業者名	処分方法及び産業廃棄物の種類	処理能力
大島支庁	大島	(有)オーレック	(1)処分方法 ・破砕 (2)産業廃棄物の種類 ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、廃プラ、ゴム、紙、繊維、木、金属	320 t/日
	利島	_____	_____	_____
	新島	_____	_____	_____
	式根島	_____	_____	_____
	神津島	(有)丸甚運送	(1)処分方法 ・破砕 (2)産業廃棄物の種類 ・がれき類	144 t/日
三宅支庁	三宅島	(株)三宅島建設工業	(1)処分方法 ・破砕 (2)産業廃棄物の種類 ・木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	・木くず 320 t/日 ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず 370 t/日 ・がれき類 296 t/日
	御蔵島	_____	_____	_____
八丈支庁	八丈島	(株)浅沼組	(1)処分方法 ・破砕 ・脱水 (2)産業廃棄物の種類 ・がれき類 ・汚泥(カッター汚泥に限る)	312 t/日 1.98m ³ /日
	青ヶ島	_____	_____	_____
小笠原支庁	父島	小笠原建材協同組合	(1)処分方法 ・破砕 (2)産業廃棄物の種類 ・がれき類	280 t/日
	母島	_____	_____	_____

港湾、漁港、空港一覧

令和5年4月現在

支庁	島 別	港 湾	漁 港			空 港
		地方港湾	第1種	第2種	第4種	第3種
大島支庁	大島	元町港 岡田港 波浮港	元町漁港 岡田漁港 野増漁港 差木地漁港 泉津漁港	_____	_____	大島空港 _____
	利島	利島港	_____	_____	_____	_____
	新島	新島港	若郷漁港 羽伏漁港	_____	_____	新島空港
	式根島	式根島港	野伏漁港 小浜漁港	_____	_____	_____
	神津島	神津島港			三浦漁港	神津島空港
三宅支庁	三宅島	三池港 大久保港	湯の浜漁港 伊ヶ谷漁港 大久保漁港	坪田漁港	阿古漁港	三宅島空港
	御蔵島	御蔵島港	_____	_____	_____	_____
八丈支庁	八丈島	神湊港 八重根港 (洞輪沢港)	洞輪沢漁港 中之郷漁港 (ナズマド漁港) (出鼻漁港)	_____	神湊漁港 八重根漁港	八丈島空港
	青ヶ島	青ヶ島港 大千代港	_____	_____	_____	_____
小笠原支庁	父島	二見港	_____	_____	二見漁港	_____
	母島	沖港	_____	_____	母島漁港	_____

注1) ()内は、港湾については避難港を、漁港については町営漁港をいう。

注2) 第1種漁港は、利用範囲が地元漁業を主とするもの。

第2種漁港は、利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

第4種漁港は、離島その他辺地にあつて漁場の開発、又は漁船の避難上、特に必要なもの。

注3) 第3種空港は、地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場。

清掃施設一覧

令和5年4月現在

支庁	島別	施設名	所在地	問合せ先
大島支庁	大島	千波環境美化センター	大島町野増字上センバ412	大島町水道環境課生活環境係 電話 04992-2-1478
	利島	利島村清掃センター 注3)	利島村2320番地1	利島村環境建設課 電話 04992-9-0011
	新島	新島村清掃センター	新島村字檜山417番地	新島村民生課民生係 電話 04992-5-0243
	式根島	式根島クリーンセンター	新島村式根島912番地	新島村式根島支所 電話 04992-7-0004
	神津島	神津島村清掃センター	神津島村字鍛冶山1番地	神津島村環境衛生課環境衛生係 電話 04992-8-0011
三宅支庁	三宅島	三宅村クリーンセンター	三宅村伊ヶ谷103番地ほか	三宅村地域整備課 環境整備係 電話 04994-5-0989
	御蔵島	御蔵島村じん荼処理施設	御蔵島村字イナサ	御蔵島村総務課総務係 電話 04994-8-2121
八丈支庁	八丈島	八丈町クリーンセンター	八丈町大賀郷4341の1	八丈町住民課環境係 電話 04996-2-1123
	青ヶ島 注1)	青ヶ島村クリーンセンター	青ヶ島村無番地	青ヶ島村事業課事業係 電話 04996-9-0424
小笠原支庁	父島	父島クリーンセンター	小笠原村父島字洲崎	小笠原村建設水道課 電話 04998-2-3115
	母島 注2)	—	—	

注1) 青ヶ島村クリーンセンターは、建設発生木材等の受入は不可。

注2) 母島には清掃施設はないので、父島クリーンセンターに搬出する。

注3) 利島村清掃センターは、公共工事からの受入は不可。

重量換算係数表

単位：トン／m³

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建設ガイドライン値 注1)	参考値	参考値
建設泥土		1.2～1.6	1.4	1.4
コンクリート塊		(建設廃材) 1.6～1.8	1.8 注2)	2.35(無筋)
アスファルト・コンクリート塊			1.8 注2)	2.35
建設発生木材		0.4～0.7	0.5	—
建設混合 廃棄物	新築	—	0.31 注3)	0.24～0.30 注4)
	木造解体	—	0.816 注3)	
砕石		—	—	2.0 注5)
廃プラスチック		—	—	1.1
廃塩化ビニル管・継手		—	200(kg/m ³) 注6) (管・パイプ)	—
廃石膏ボード		—	0.65～0.8 注7)	—
紙くず		—	—	0.5
アスベスト		—	—	0.9
金属くず		—	1.13 注8)	

注1)「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注2)これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3)建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注4)建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注5)盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((公社)日本道路協会)等による値。

注6)塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注7)(一社)石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」による値。

注8)平成18年12月27日付環廃産発第061227006号 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)別添2より

土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	細区分 *2)*3)*4)	コーン 指数 q c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6)*7)		備考	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比(地山) W n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 {砂、礫及びこれら に準ずるもの}	第1種	-	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	-	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等に より含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とす る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土 *8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
第2種建設発生土 {砂質土、礫質土及 びこれらに準ずる もの}	第2a種	800 以上	人工材料	改良土{I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
第3種建設発生土 {通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれらに準ずる もの}	第3a種	400 以上	人工材料	改良土{I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
第4種建設発生土 {粘性土及びこれら に準ずるもの(第3 種発生土を除く)}	第4a種	200 以上	人工材料	改良土{I}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	40%~80%程度	
粘土*1)*9)	粘土 a	200 未満	人工材料	改良土{I}	-	
	粘土 b		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
	粘土 c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
		高有機質土	高有機質土{Pt}	-		

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物か否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(下表参照)
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めするために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について昭和46年10月16日環整43厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃産276環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続により利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締め固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- *1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
- *2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

適用用途標準(1)

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
区分		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

[評価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

適用用途標準(2)

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	(砂、礫及びこれらに準ずるもの) 第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの) 第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	(通常の施工性が確保される粘性) 第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土	第4a種	○		○		○		○	
	(粘性土及びこれ) 第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

適用用途標準(3)

適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれらに準ずる もの)	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれら に準ずるもの) 粘土	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
粘土 c	×		×		△		

届出(通知)受理窓口一覧表(区部)

地域	区分	受理窓口		
都	都	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事のお事務となる場合については、都が受理		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
		都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3373
特	別	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
区	が	千代田区 環境まちづくり部	建築指導課	千代田区九段南 1-2-1 03-5211-4315
		中央区 都市整備部	建築課	中央区築地 1-1-1 03-3546-5453
の	受	港区 街づくり支援部	建築課	港区芝公園 1-5-25 03-3578-2310
		新宿区 都市計画部	建築指導課	新宿区歌舞伎町 1-4-1 03-5273-3745
区	理	文京区 都市計画部 土木部	建築指導課(建築工事関係) 管理課(土木工事関係)	文京区春日 1-16-21 03-5803-1267 03-5803-1242
		台東区 都市づくり部	建築課	台東区東上野 4-5-6 03-5246-1343
域		墨田区 都市計画部	建築指導課	墨田区吾妻橋 1-23-20 03-5608-1307
		江東区 都市整備部	建築課	江東区東陽 4-11-28 03-3647-9743
		品川区 都市環境部	建築課	品川区広町 2-1-36 03-5742-6771
		目黒区 都市整備部	建築課	目黒区上目黒 2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部	建築調整課	大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1383
		世田谷区 防災街づくり担当部 土木部	建築安全課(建築工事関係) 土木計画調整課(土木工事関係)	世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎 03-6432-7180 03-6432-7960
		渋谷区 都市整備部 土木部	建築課(建築工事関係) 道路課(道路工事関係)	渋谷区宇田川町 1-1 03-3463-2747 03-3463-2794
		中野区 環境部	環境課	中野区中野 4-8-1 03-3228-5799
		杉並区 都市整備部	建築課	杉並区阿佐谷南 1-15-1 03-3312-2111 内線 3324・3326
		豊島区 都市整備部	建築課設備審査グループ	豊島区南池袋 2-45-1 03-3981-2198(直通) 03-3981-1111(内線:2666)
		北区 まちづくり部	建築課	北区王子本町 1-15-22 03-3908-9196
		荒川区 防災都市づくり部	建築指導課	荒川区荒川 2-11-1 03-3802-3111 内線 2843
		板橋区 都市整備部	建築指導課	板橋区板橋 2-66-1 03-3579-2578
		練馬区 都市整備部	建築課	練馬区豊玉北 6-12-1 03-5984-1909
		足立区 都市建設部	建築審査課	足立区中央本町 1-17-1 03-3880-5952
		葛飾区 都市整備部	建築課	葛飾区立石 5-13-1 03-5875-7827/03-5654-8552
		江戸川区 都市開発部	建築指導課	江戸川区中央 1-4-1 03-5662-1104

届出(通知)受理窓口一覧表(多摩)

地域	区分	受理窓口	住所・電話番号・所管範囲
多摩	都が受理	東京都多摩建築指導事務所	建築指導第一課 立川市錦町 4-6-3(立川合同庁舎内) 042-548-2056 (所管範囲) 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市
			建築指導第二課 小平市花小金井 1-6-20(小平合同庁舎内) 042-464-0010 (所管範囲) 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
			建築指導第三課 青梅市河辺町 6-4-1(青梅合同庁舎内) 0428-23-3289 (所管範囲) 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
多摩地域	区が受理	八王子市 まちなみ整備部	建築指導課 八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7386
		立川市 まちづくり部	建築指導課 立川市泉町 1156-9 042-523-2111 内線 2337
		武蔵野市 都市整備部	建築指導課 武蔵野市緑町 2-2-28 0422-60-1875
		三鷹市 都市整備部	建築指導課 三鷹市野崎 1-1-1 0422-29-9745
		府中市 都市整備部	建築指導課 府中市寿町 1-5 042-335-4479
		調布市 都市整備部	建築指導課 調布市小島町 2-35-1 042-481-7513
		町田市 都市づくり部	建築開発審査課 町田市森野 2-2-22 042-724-4268
		小平市 都市開発部	建築指導課 小平市小川町 2-1333 042-312-1096
		日野市 まちづくり部	建築指導課 日野市神明 2-12-3 042-587-6211
		国分寺市 まちづくり部	建築指導課 国分寺市戸倉 1-6-1 042-325-0111 内線 491・492
西東京市 まちづくり部	建築指導課 西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎 042-438-4019		

届出(通知)受理窓口一覧表(島しょ)

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
島しょ地域	都が受理	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3372 大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、 小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
特別区の区域 島しょ地域	都が受理	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3446
多摩地域		東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町 4-6-3(立川合同庁舎内) 042-528-2694
八王子市	市が受理	八王子市資源循環部	廃棄物対策課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7458

建設リサイクル法と石綿の関係Q & A

①石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」という。)の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「改定版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」(平成15年3月建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。)44頁では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している変電施設、PCB使用トランスの他に、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となる。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと(ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。)が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)厚生労働省・環境省」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(平成17年4月)を参照する。

②付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

③石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。

事前措置としては付着物の除去、特定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等の除去、PCB使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要のない石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の有害物質の除去等は含まない。

④石綿含有吹付け材等及び石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に係る法律は？

石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都道府県の条例等(以下「石綿関係法令」という。)があり、石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「石綿飛散及びばく露防止対策の概要」を参照。

⑤石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第2条第3項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

⑥建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形板等は湿潤化した上で手作業で取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場の設置等の墜落防止措置を講ずる必要がある。

⑦解体工事により発生した石綿含有成形板等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び指定都市等の条例並びに指針類などの規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。

(出典：株式会社大成出版社：建設リサイクル法と石綿の関係Q&Aに一部加筆等)

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	石綿含有 吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用 折板裏 断熱材	石綿含有保温材等 配管 保温材		切断等を伴 う	切断等を 伴わない ²⁾
建築材料の種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用 折板裏 断熱材	石綿含有保温材等 配管 保温材		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
石綿含有建材除 去等作業時の飛 散防止方法	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 (例 グロ ープバッ グの場合) ¹⁾	作業場 を負圧 隔離養 生等	特殊工法 (例 グロ ープバッ グの場合) ¹⁾	断熱材を折 板に付けた まま取り外 し	湿潤化して 原形のまま 取り外し	非石綿部で の切断によ る除去	作業場を負 圧隔離養生 等	作業場を隔 離養生(負 圧不要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の 報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の 備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛 法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
事前調査結果の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁 止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選 任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業上への関係 者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブバ ッグ	負圧隔 離養生	グローブバ ッグ	隔離養生 (負圧不 要)	隔離養生 (負圧不 要)	—	負圧隔離養 生	隔離養生 (負圧不 要)
セキュリティー ゾーンの設置	要	—	要	—	—	—	—	要	—
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空 掃除機による除じん	要	高性能真空 掃除機による除じん	—	—	—	要	—
機器による漏れ の確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	—	—	—	要	—
負圧の確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	—	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要	—	要	要
取り残し等の確 認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止 処理	要	要	要	要	要	要	—	要	要
隔離解除のため の粉じん飛散状 況確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
事前調査結果、作 業内容の記録・保 管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ、石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係わらず作業場の負圧隔離養生等を行う。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏れい防災対策徹底マニュアルより
抜粋

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（２）

石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去（電動工具を使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板1種		湿潤化		作業場を隔離養生等	
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生（負圧不要等）	（例 高圧水洗除去）	（例 剥離剤併用手工具ケレン除去）	（例 ディスクグラインダー除去）	（例 集じん装置付きディスクグラインダー除去（HEPAフィルタ付き））
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	—	—	—	隔離養生（負圧不要）	—	—	隔離養生（負圧不要）	— （同等の措置の要件を満たす場合）
湿潤化	— ¹⁾	常時要	— ¹⁾	常時要	常時要	常時要	常時要	— （同等の措置の要件を満たす場合）
（飛沫防止等の養生）	—	—	—	—	○ ²⁾	○ ²⁾	—	—
（床防水養生）	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—
（汚染水処理）	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより
抜粋

労働安全衛生法・石綿障害予防規則(石綿則)の概要

厚生労働省令和2年度省令改正対応
(施行日記載のものを除き令和3年4月1日時点施行済)

石綿を含む建築物の解体・改修を行うときの注意点

<p>解体工事や作業の発注時などにおける措置</p>	<p>建築物や工作物、鋼製の船舶の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下、「解体等の作業」という。)を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけでなく、工事の発注者、注文者に対して情報の提供、注文者の配慮について規定しています。</p>
<p>情報の提供 (石綿則8条)</p>	<p>解体等の作業を行う仕事の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など(設計図書など)を通知するよう努めなければなりません。また、工事の請負人による事前調査等及び作業の実施状況の記録の作成が適切に行われるように配慮しなければなりません。</p>
<p>注文者の配慮 (石綿則9条)</p>	<p>作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、事前調査や事前調査の結果を踏まえ、労働安全衛生法などの規定が遵守できるような契約条件(解体方法、費用、工期など)となるよう配慮しなければなりません。</p>
<p>事前調査、提示 (石綿則3条)</p>	<p>解体等の作業を行う事業者は、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれの解体等の作業に係る部分に限る。以下、「解体等対象物建築等」という。)の全ての材料について、石綿の使用の有無を①設計図書等の文書を確認する方法②目視により確認する方法により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。目視は単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などが設計図書等どおりであるかを確認することをいいます。</p> <p>調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査するか、石綿があるものとみなしてばく露防止措置を講ずるかいずれかが必要となります。</p> <p>また、これらの調査を終了した日と調査を行った部分、その部分ごとの石綿の有無について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。さらに、調査方法やその他必要事項について、調査を終了した日から3年間の保存が規則上義務付けられました。</p>
<p>事前調査および分析調査の資格要件 (石綿則第3条) 令和5年10月施行</p>	<p>事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施することが必要となります。</p> <p>★事前調査を実施することができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定) ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 <p>★分析調査を実施することができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者 ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」によりAランク若しくはBランクに認定された分析技術者又は定性分析に係る合格者 ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施または登録する下記の者 <ul style="list-style-type: none"> 「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」 「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」 「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」 ・一般財団法人日本繊維状物質研究会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

石綿の管理 (石綿則10条)	労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
特別の教育 (安衛則36条、石綿則27条)	作業に従事する労働者に、次の項目について教育を行わなくてはなりません。 ・石綿の有害性(30分以上) ・石綿を含む製品の使用状況(1時間以上) ・石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置(1時間以上) ・保護具の使用状況(1時間以上) ・その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項(1時間以上)
作業主任者の選任 (石綿則19、20条)	必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。 ・作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること ・保護具の使用状況を監視すること
作業計画 (石綿則4条)	あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。 ・作業の方法、順序 ・石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法 ・労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法
事前調査の結果の労基署への報告 (石綿則4条の2) 令和4年4月施行	下記の①～③に該当する工事の場合、労働基準監督署への報告が必要になります。(原則、電子システムによる報告となります。) ①解体部分の床面積が80m ² 以上の建築物の解体工事 ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事 ③請負金額が100万円以上の「工作物(石綿等が使用されておそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る)」の解体・改修工事 <報告が必要な内容> ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号・現場の住所・工事の名称、概要、工事期間・事前調査の終了年月日、事前調査を実施したものの氏名・工事対象の建築物、工作物の着工日、構造の概要等
届出 (安衛則90条、石綿則5条)	以下の作業を行う場合、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません。 ・吹き付け石綿(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業 ・石綿が使用されてる保温材・耐火被覆材・断熱材の除去、封じ込め又は囲い込みの作業 ※従来のLV2建材の除去について「作業届」ではなく、「計画届」が必要となりました。

<p>隔離・立入禁止 (石綿則 6 条、7 条、15 条)</p>	<p>建築物などの解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込みの作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿の切断などを伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行うときは、次の措置を取らなければなりません。ただし、同等以上の効果のある措置を取ったときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所を隔離すること ・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること ・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること (設置場所に何らかの変更を加えたときも漏えい点検しなければなりません。) ・作業場所、前室を負圧に保つこと ・作業場所の出入口に前室、洗身室、更衣室を設置すること ・前室、洗身室、更衣室は、作業場所から労働者が退出するときに、これらの順に通過するように互いに接続させること ・前室が負圧に保たれているか点検すること (負圧の点検は作業開始前に加え、作業中断時にも行わなければなりません) ・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと ・除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者により、取り残しが無いことを目視により確認すること。 <p>建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない囲い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。</p> <p>また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません</p> <p>その他の石綿を使用した建築物の解体などを行う作業場においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。</p>
<p>石綿含有成形品の除去 (石綿則 第 6 条の 2) 令和 2 年 10 月 施行済</p>	<p>石綿含有成形品(スレート、ボード、タイル、シートなど)の除去は、切断・破砕等以外の方法によることが必要。(技術上困難な場合を除く)</p> <p>なお、石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要があります。</p>
<p>石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去 (石綿則 第 6 条の 3)</p>	<p>石綿含有仕上げ塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するとき(高圧水洗工法、超音波ケレン工法等による除去作業は含まれません)は、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保ちながら作業をする必要があります。作業場所の隔離は、負圧の必要はありません。</p>
<p>保護具の着用 (石綿則 14、44、45 条)</p>	<p>建築物などの解体などの作業(石綿の除去作業を含む)や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具(防じんマスク、送気マスクなど)、作業衣または保護衣を使用させなければなりません。</p> <p>また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。</p>
<p>湿潤化 (石綿則 13 条)</p>	<p>作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿潤な状態にしなければなりません。なお、石綿を湿潤な状態にすることが困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。</p>

作業後や保護具などの保管 (石綿則6、32の2、46条)	<p>作業場所の隔離を行った際は、その作業場所内の石綿粉じんを処理するとともに、吹き付け石綿の除去や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の除去の作業を行った場合は、除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ隔離の措置を解除することはできません。</p> <p>足場、器具、工具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した石綿を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。</p> <p>保護具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。また、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。</p>
--	---

その他、石綿取扱い作業時の措置

洗浄設備 (石綿則31条)	<p>石綿を取扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。</p>
容器等 (石綿則32条)	<p>石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。</p> <p>石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。</p>
喫煙等の禁止 (石綿則33条)	<p>石綿を取扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。</p>
掲示 (石綿則34条)	<p>石綿を取扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿を取扱う作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具
作業記録 (石綿則35条)	<p>石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要 ・直接石綿を取扱わない者(周辺作業従事者)にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取扱う作業の概要、当該周辺作業従事者が作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要並びに保護具等の使用状況 ・石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
作業計画による作業の記録 (石綿則第35条の2)	<p>石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業計画に基づき作業を行ったことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを作業終了日から3年間保存しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の氏名、労働者ごとの石綿使用建築物等解体等作業従事期間 ・周辺作業従事者の氏名及び周辺作業従事者ごとの作業従事期間

健康診断 (石綿則40、43条)	石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。 健康診断(定期のものに限る)を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書(様式第三号)を労働基準監督署長に提出しなければなりません。
----------------------------	---

建築物等の解体・リフォーム時には アスベスト含有建材の**事前調査** 及び**調査結果の報告**が必要です！

事前調査の対象

- 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。
※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。
- 事前調査では、アスベスト含有建材（特定建築材料）の吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）、成形板等（レベル3）の有無を確認します。



事前調査の方法

事前調査の流れ

設計図書等による書面調査

→ 使用されている建材の種類や製造年等を確認

アスベスト含有建材データベース
<https://www.asbestos-database.jp/>



現地における目視調査

→ 必ず現地で設計図書等と異なる点や他に疑わしい建材がないかなどを確認



書面調査及び目視調査ではアスベストを含有していないと断定できない場合
※吹付けや断熱材等は目視でアスベスト含有の有無を判断できない。



建材の分析による調査（分析調査）

→ アスベスト含有の有無を判定する最も確実な方法
※分析をせずに「アスベスト有」とみなして工事計画する方法もあります。



事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

令和5年10月から以下に該当する者による事前調査が義務化されます！

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。)
- ② 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
(令和5年9月までに登録された者)

事前調査の後は

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、次の4点を行わなければなりません。

- ① 調査結果の発注者への説明（書面を交付）
- ② 調査記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 調査結果の現場備え置き
- ④ 調査結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること。）



事前調査結果の行政への報告

令和4年4月から、次のいずれかに該当する場合は、

アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！

- 建築物の解体……作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
- 建築物のリフォーム……請負代金の合計が100万円以上
- 工作物の解体・リフォーム……請負代金の合計が100万円以上

報告方法と報告先（問合せ先）

事前調査結果の報告は原則として、**石綿事前調査結果報告システム**で行います。

<https://www.lshiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所（工事現場）の住所によって異なりますので、システムで報告先を選択する際はご注意ください。



作業を行う場所（工事現場）	報告先自治体（問合せ先）
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課 【延べ面積2000㎡未満の建築物】各市役所
市（八王子市を除く。）	【延べ面積2000㎡以上の建築物及び全ての工作物】 東京都多摩環境事務所環境改善課
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック!!

東京都 アスベスト 検索



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

リーフレットの作成

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎 20階
TEL 03-5388-3493(直通)

■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-523-0238(直通)

令和3年度
登録番号第70号

 東京都環境局
Bureau of Environment

卷末一覽

巻末一覧

No.	ページ	章	部署名
巻末一覧 No. 1	9	第2章 第2 1	(一財)日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター) 住所〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階 電話 03-3505-2981 FAX03-3505-2966 https://www.recycle.jacic.or.jp E-mail recycle@jacic.or.jp
巻末一覧 No. 2	15	第4章 第1 4	(株)大成出版社 所在地〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 電話 03-3321-4131 FAX03-3325-1888 http://www.taisei-shuppan.co.jp/
巻末一覧 No. 3	15	第4章 第1 4	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3372 FAX03-5388-1356
巻末一覧 No. 4	19	第4章 第1 8	東京都都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3231 FAX03-5388-1351
巻末一覧 No. 5	19	第4章 第1 8	東京都都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3353 FAX03-5388-1356
巻末一覧 No. 6	19	第4章 第1 8	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3372 FAX03-5388-1356 ※具体的な通知(届出)等に関することは、島しょ地域を所管する上記の特定行政庁に問い合わせるものとする。
巻末一覧 No. 7	19	第4章 第1 8	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不法投棄対策担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3446 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 8	30	第5章 第1 2	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3586 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 9	30	第5章 第1 2	東京都都民情報ルーム 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-2276
巻末一覧 No. 10	32	第5章 第1 2 (3)	建設資料普及センター 所在地〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階 直通 03-3552-5659 FAX03-3552-1008
巻末一覧 No. 11	32	第5章 第1 2 (3)	(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 12	32	第5章 第1 2 (3)	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに掲載されている 所在地〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビル3階 電話 03-3526-7798 FAX : 03-3526-0156 https://www.sanpainet.or.jp/
巻末一覧 No. 13	34	第5章 第1 2 (3)	建設九団体建設副産物対策協議会 建設マニフェスト販売センター 所在地〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階 電話 03-3523-1630 FAX : 03-3523-1639
巻末一覧 No. 14	34	第5章 第1 2 (3)	(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/

巻末一覧

巻末一覧 No. 15	34	第5章 第1 2 (3)	(公財)全国産業資源循環連合会 所在地〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820 https://www.zensanpairen.or.jp/
巻末一覧 No. 16	35	第5章 第1 2 (3)	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 所在地〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階 電話 03-5275-7111 FAX03-5275-7112 https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml
巻末一覧 No. 17	40	第5章 第2 2	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3573
巻末一覧 No. 18	40	第5章 第2 2	(一社)日本照明工業会 所在地〒110-0005 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8階 電話 03-6803-0501 FAX03-6803-0064 https://www.jlma.or.jp/
巻末一覧 No. 19	40	第5章 第2 2	(一社)日本電機工業会 家電部 所在地〒102-0082 東京都千代田区一番町17-4 新電機工業会館 電話 03-3556-5887 FAX03-3556-5891 https://www.jema-net.or.jp/
巻末一覧 No. 20	40	第5章 第2 2	日本シーリング材工業会 所在地〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 翔和須田町ビル 電話 03-3255-2841 FAX: 03-3255-2183 http://www.sealant.gr.jp/
巻末一覧 No. 21	40	第5章 第2 2	(一社)電池工業会(小型二次電池再資源化センター) 所在地〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 電話 03-3434-0261 FAX03-3434-2691 https://www.baj.or.jp/
巻末一覧 No. 22	41	第5章 第2 2	厚生労働省 東京労働局 労働基準部 所在地〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話 03-3512-1616 FAX03-3512-1560 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html
巻末一覧 No. 23	41	第5章 第2 2	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 : 03-5388-3492 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 24	41	第5章 第2 2	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (法律関係)指導担当 03-5388-3586 規制監視担当 03-5388-3589 (廃棄物受入関係)受入担当 直通 03-5388-3588 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 25	41	第5章 第2 2	(一社)JATI 協会 所在地〒108-0014 東京都港区芝5-15-5 泉ビル 電話 03-5765-2381 FAX03-5765-2382 https://www.jati.or.jp/
巻末一覧 No. 26	41	第5章 第2 2	厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署 (問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 厚生労働省東京労働局基準部(上記廃石綿等と同じ)
巻末一覧 No. 27	41	第5章 第2 2	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3492 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 28	41	第5章 第2 2	東京都環境局資源循環部産業廃棄物対策課 (法律関係の問合せ先は、上記廃石綿等と同じ。なお、石綿含有成形板の受入はしていません。)
巻末一覧 No. 29	41	第5章 第2 2	(一社)JATI 協会 (上記飛散性アスベストと同じ)

巻末一覧

巻末一覧 No. 30	42	第5章 第2 2	東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3471
巻末一覧 No. 31	42	第5章 第2 2	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話 03-3581-3351(代表)
巻末一覧 No. 32	42	第5章 第2 2	ハロンバンク推進協議会 電話 03-5405-2180
巻末一覧 No. 33	42	第5章 第2 2	建設廃棄物協同組合 所在地〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
			(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 34	42	第5章 第2 2	(一社)日本電機工業会家電部 (PCBと同じ)
巻末一覧 No. 35	42	第5章 第2 2	(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 36	43	第5章 第2 2	吉野石膏(株) 所在地〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル 電話 03-3216-0951 FAX03-3214-5094 https://www.yoshino-gypsum.com/
			日東石膏ボード(株) 所在地〒031-0801 青森県八戸市江陽3-1-134 電話 0178-43-7170 FAX0178-71-1081
巻末一覧 No. 37	45	第5章 第3 3	東京都建設リサイクル指針、法の解説、Q&A、各種様式等を掲載 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html
巻末一覧 No. 38	45	第5章 第3 3	申告先、建設発生木材の再資源化施設リスト等を掲載 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/construction_waste/index.html
巻末一覧 No. 39	45	第5章 第3 3	法律、FAQ、都道府県の実施指針や問合せ窓口一覧等を掲載 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html
巻末一覧 No. 40	52	第6章 第1 4	(一社)住宅生産団体連合会 所在地〒102-0085 東京都千代田区六番町3番地六番町SKビル2階 電話 03-5275-7251 FAX03-5275-7257 https://www.judanren.or.jp/
巻末一覧 No. 41	53	第6章 第1 4	建設廃棄物協同組合 所在地〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
			(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 42	54	第6章 第1 4	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/

巻末一覧

巻末一覧 No. 43	54	第6章 第1 4	(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 44	54	第6章 第1 4	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに掲載されている 所在地〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビル3階 電話 03-3526-0155 FAX03-3526-0156 https://www.sanpainet.or.jp/
巻末一覧 No. 45	54	第6章 第1 4	再生原料化・高炉還元・ガス化溶融・固形燃料化等 塩化ビニル管・継手協会 所在地〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-26 東部ビル3階 電話 03-3470-2251 FAX03-3470-4407 https://www.ppfa.gr.jp/
			(一社)プラスチック循環利用協会 所在地〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-7-6 (茅場町スクエアビル9階) 電話 03-6810-9146 FAX03-5643-8447 https://www.pwmi.or.jp/
			建設廃棄物協同組合 所在地〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
			(一社)東京都産業資源循環協会 所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://www.tosankyo.or.jp/
			(一社)セメント協会 所在地〒103-0041 東京都中央区新富2-15-2 RBM 築地ビル2階 電話 03-5540-6171 FAX03-5540-6181 https://www.jcassoc.or.jp/
巻末一覧 No. 46	54	第6章 第1 4	(一社)石膏ボード工業会 所在地〒105-0003 東京都港区西新橋2-13-10 吉野石膏虎ノ門ビル5階 電話 03-3591-6774 FAX03-3591-1567 https://www.gypsumboard-a.or.jp/
巻末一覧 No. 47	54	第6章 第1 4	東京都硝子原料問屋協同連合会(豊島硝子内) 所在地〒351-0101 埼玉県和光市白子3-6-14 電話 048-466-1911
巻末一覧 No. 48	54	第6章 第1 4	建設廃棄物協同組合(プラスチック類と同じ) (一社)東京都産業資源循環協会(プラスチック類と同じ)
巻末一覧 No. 49	54	第6章 第1 4	建設廃棄物協同組合(プラスチック類と同じ) (一社)東京都産業資源循環協会(プラスチック類と同じ)
巻末一覧 No. 50	54	第6章 第1 4	・建設廃棄物協同組合(畳・衛生陶器・紙類)(プラスチック類と同じ) ・(一社)東京都産業資源循環協会(畳・衛生陶器・紙類・蛍光管)(プラスチック類と同じ) ・(一社)セメント協会(畳)(プラスチック類と同じ) ・ガラス再資源化協議会(衛生陶器) 所在地〒106-0032 東京都港区六本木3-4-24 六本木足立ビル203号室 電話 03-5775-1600 FAX03-3405-5698 https://www.grcj.jp/
巻末一覧 No. 51	58	第6章 第2 1 (5)①	東京都島嶼町村一部事務組合 所在地〒105-0022 東京都港区海岸1-4-15(島嶼会館2階) 電話 03-3432-4961 FAX03-3433-1929

巻末一覧

巻末一覧 No. 52	61	第6章 第2 1 (6)	<p>○河川区域等での砂利採取の場合 河川法第25条及び砂利採取法第16条に係る河川管理者の担当部署</p> <p>○上記以外の場合 (協議先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都総務局大島支庁産業課直通 04992-2-4431 ・東京都総務局三宅支庁産業課直通 04994-2-1312 ・東京都総務局八丈支庁産業課直通 04996-2-1113 ・東京都総務局小笠原支庁産業課直通 04998-2-2122 <p>(採取機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取原則として1年以内 ・岩石採取原則として2年以内 <p>(協議書提出期限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取計画協議書事業に着手する日の45日前 ・採取計画変更協議書変更を要する日の45日前
巻末一覧 No. 53	76	第6章 第3 2 (6)	<p>東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌汚染相談窓口</p> <p>所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1</p> <p>直通 03-5388-3468</p>
巻末一覧 No. 54	76	第6章 第3 2 (6)	<p>東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当</p> <p>所在地〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1</p> <p>直通 03-5388-3495 FAX03-5388-1376</p>
巻末一覧 No. 55	76	第6章 第3 2 (6)	<p>東京都多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当</p> <p>所在地〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎3階)</p> <p>電話 042-523-3517 FAX042-522-9511</p>
巻末一覧 No. 56	76	第6章 第3 2 (6)	<p>環境省のホームページを参照(環境省水・大気環境局土壌環境課指定調査機関担当)</p> <p>電話 03-3581-3351(代)</p> <p>https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html</p>
巻末一覧 No. 57	76	第6章 第3 2 (6)	<p>(一社)土壌環境センター</p> <p>所在地〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 KSビル3階</p> <p>電話 03-5215-5955 FAX03-5215-5954</p> <p>https://www.gepc.or.jp/</p>
			<p>(一社)東京都地質調査業協会</p> <p>所在地〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-8</p> <p>電話 03-3252-2963 FAX03-3252-2971</p> <p>https://www.tokyo-geo.or.jp/</p>
巻末一覧 No. 58	76	第6章 第3 2 (6)	<p>巻末資料の「問合せ先一覧(汚染土壌処理施設情報等)を参照</p>